



002237000

0022370-000

332.231-Ta164h



仏領印度支那

太平洋協会・編

河出書房

1940

ADC

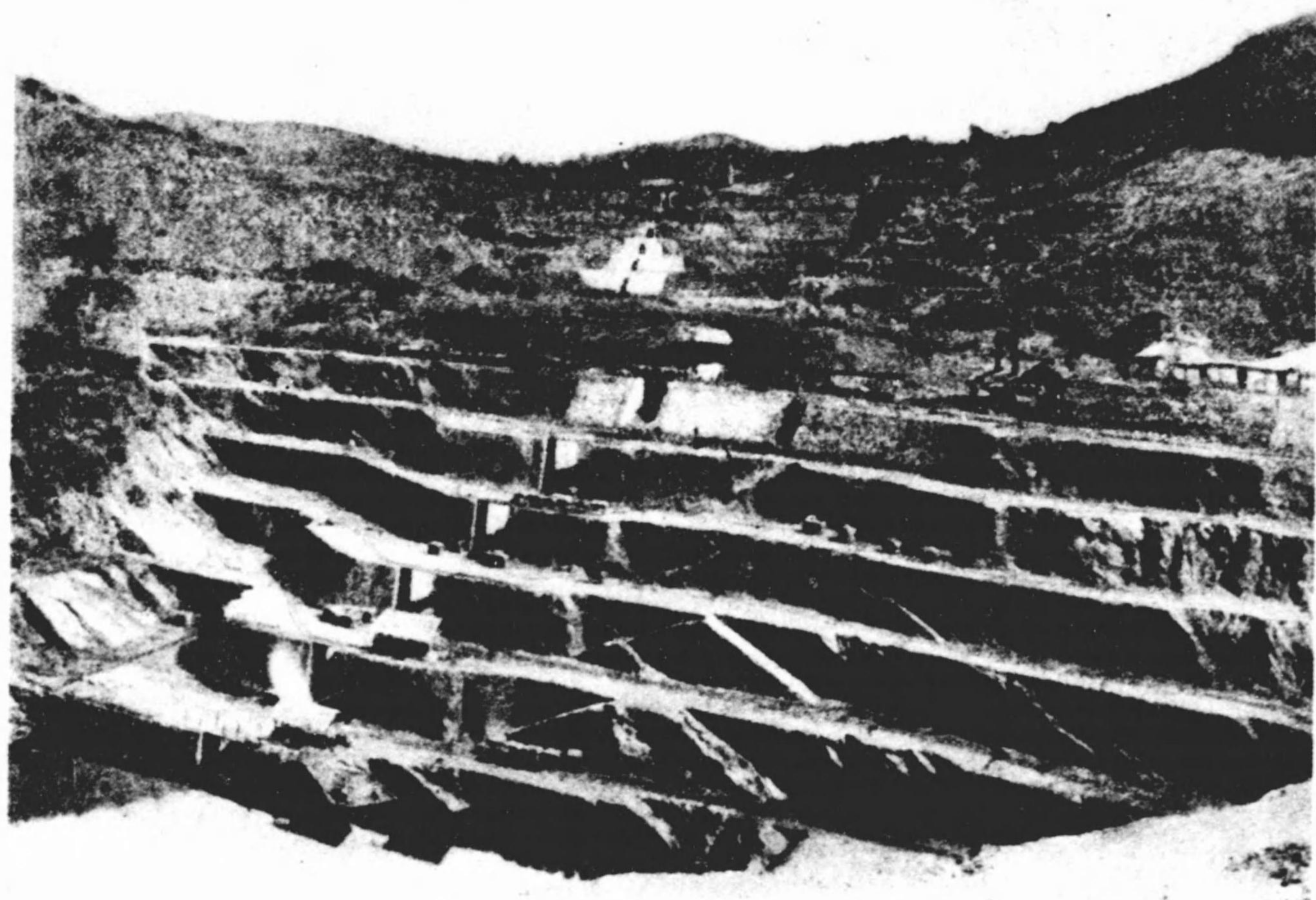


太平洋協會編

佛領印度支那

政治・經濟

東京 河出書房



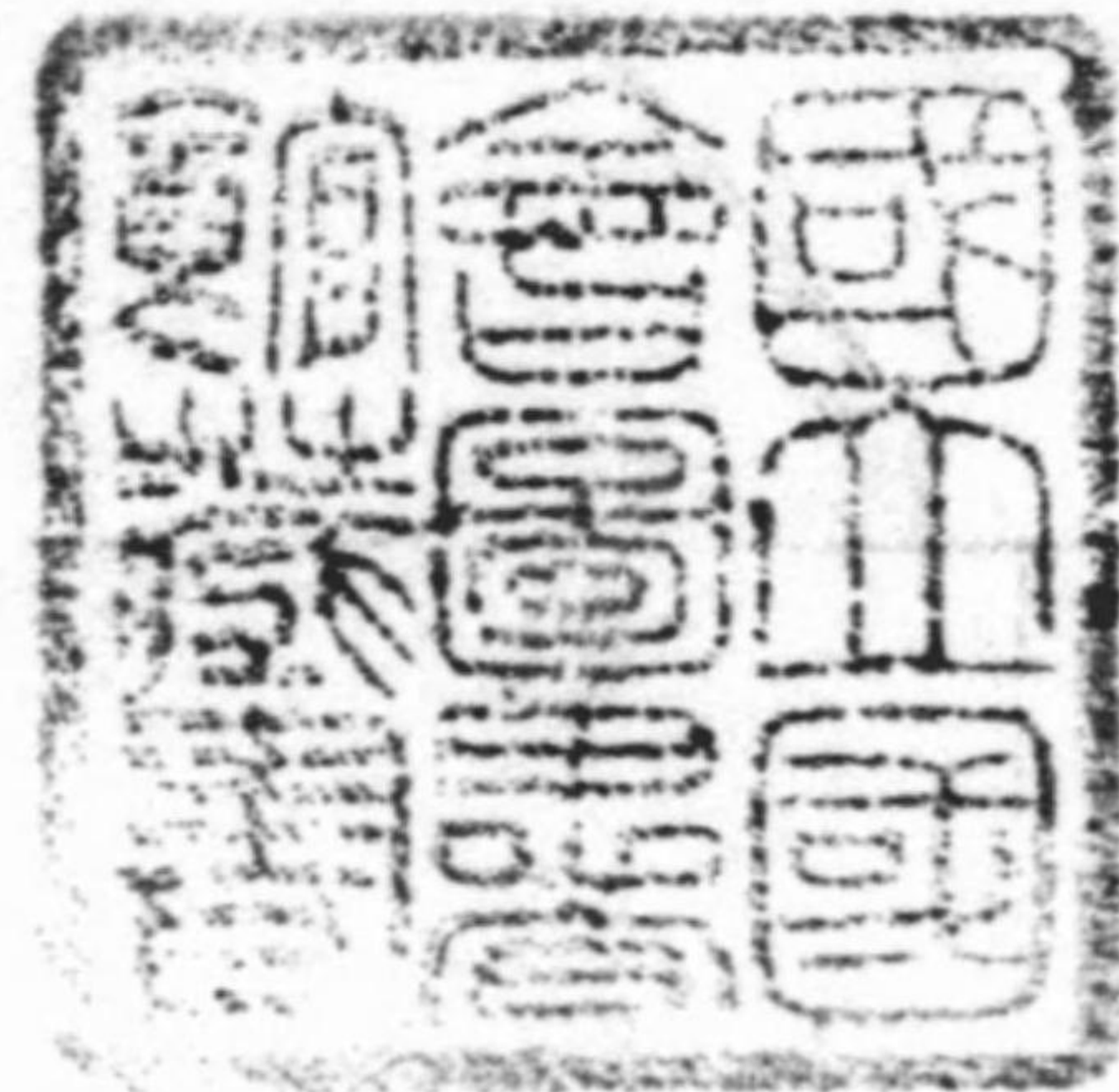
トンキン・ホンゲイ炭田の露天掘

(此炭は良質無煙炭として世界的に著名である。佛印産資源の第一位を占め輸出量の過半は日本向である。)

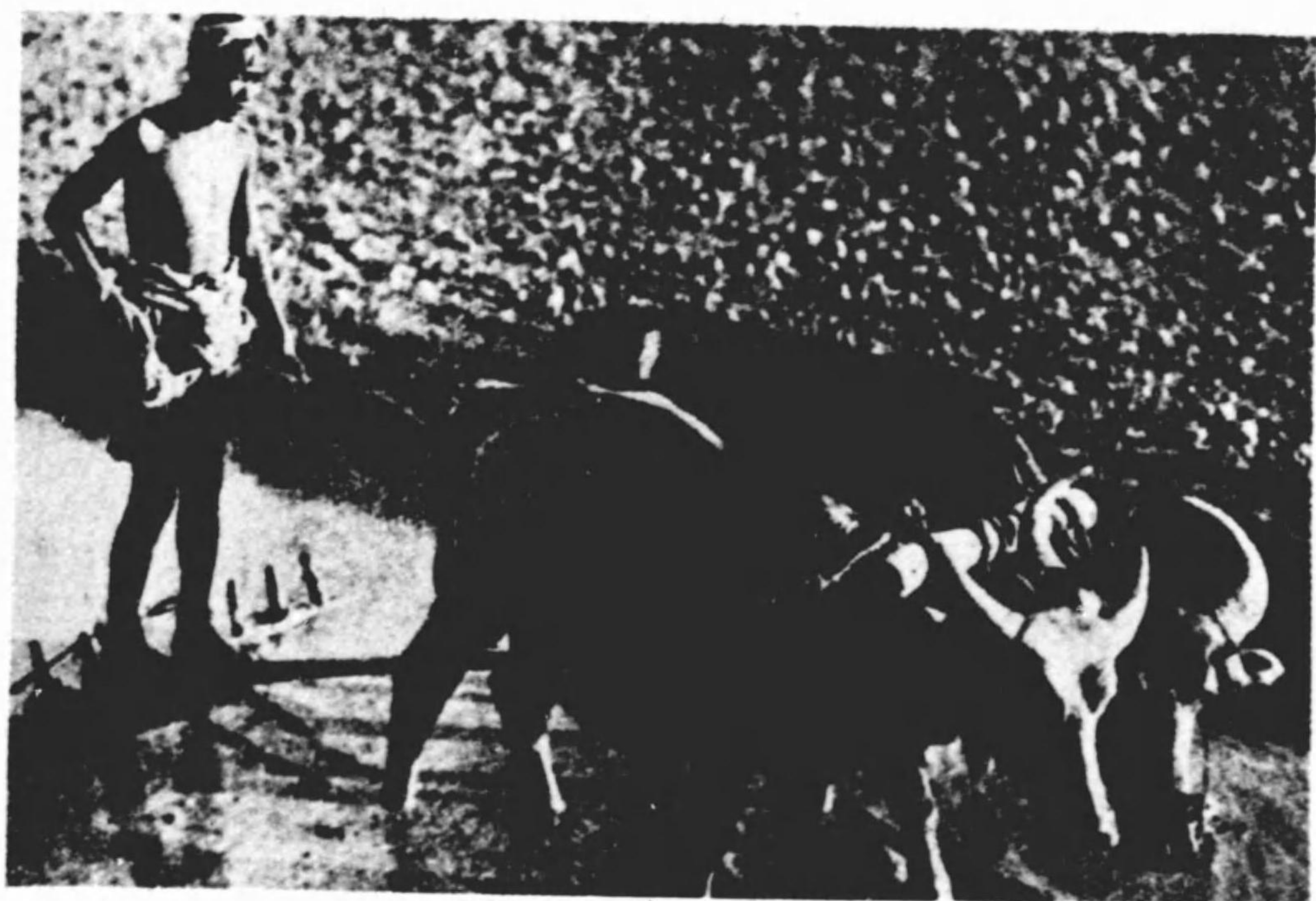


交趾支那ビエン・ホアのゴム園

(フランスの農業移民中ゴム園の經營が最も成功してゐる。寫眞中に見える道路は第十三號國道である。)

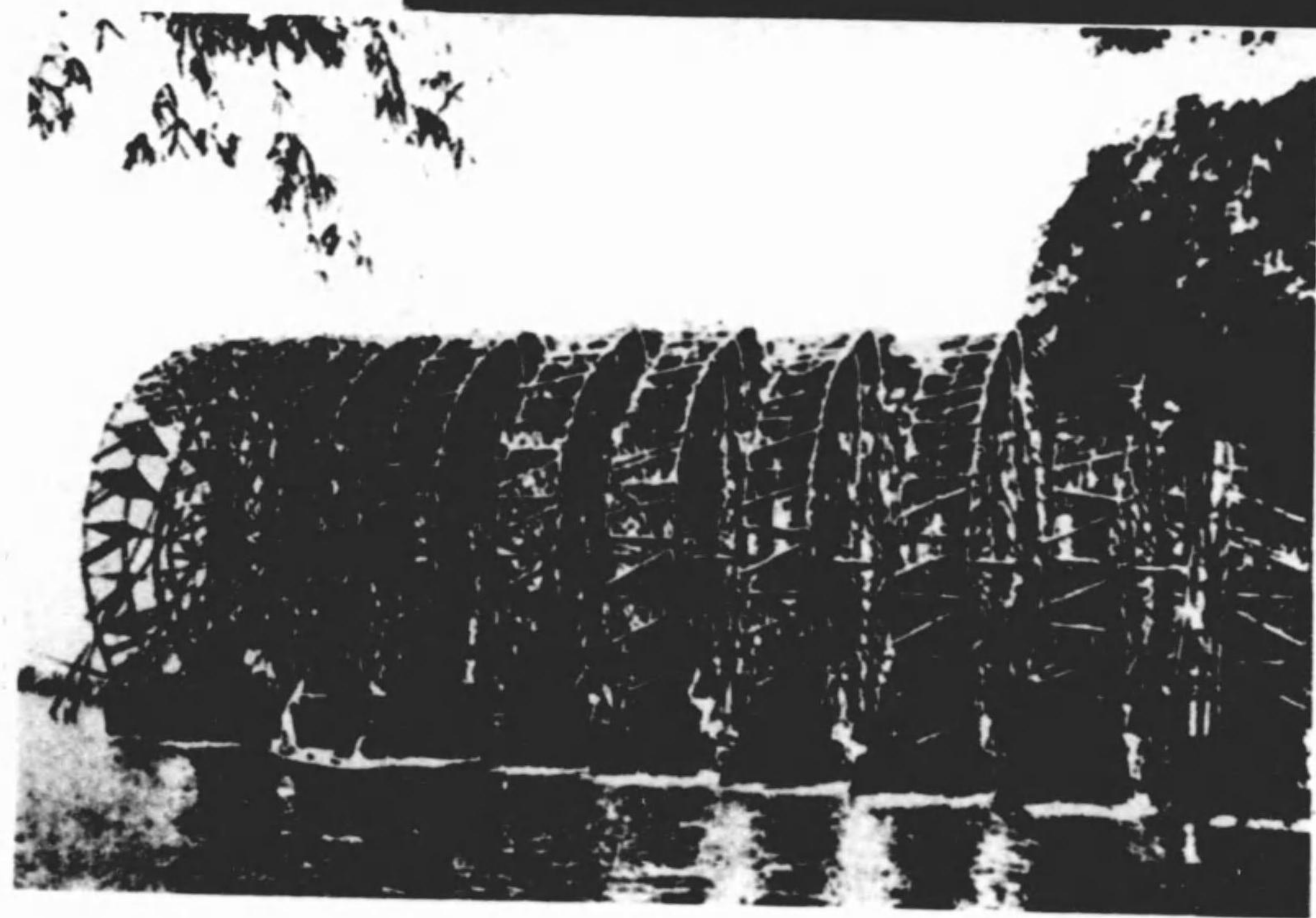


32135



水牛と牛に曳かせる犁耕（トンキン）

安南人農夫の住家（トンキン）

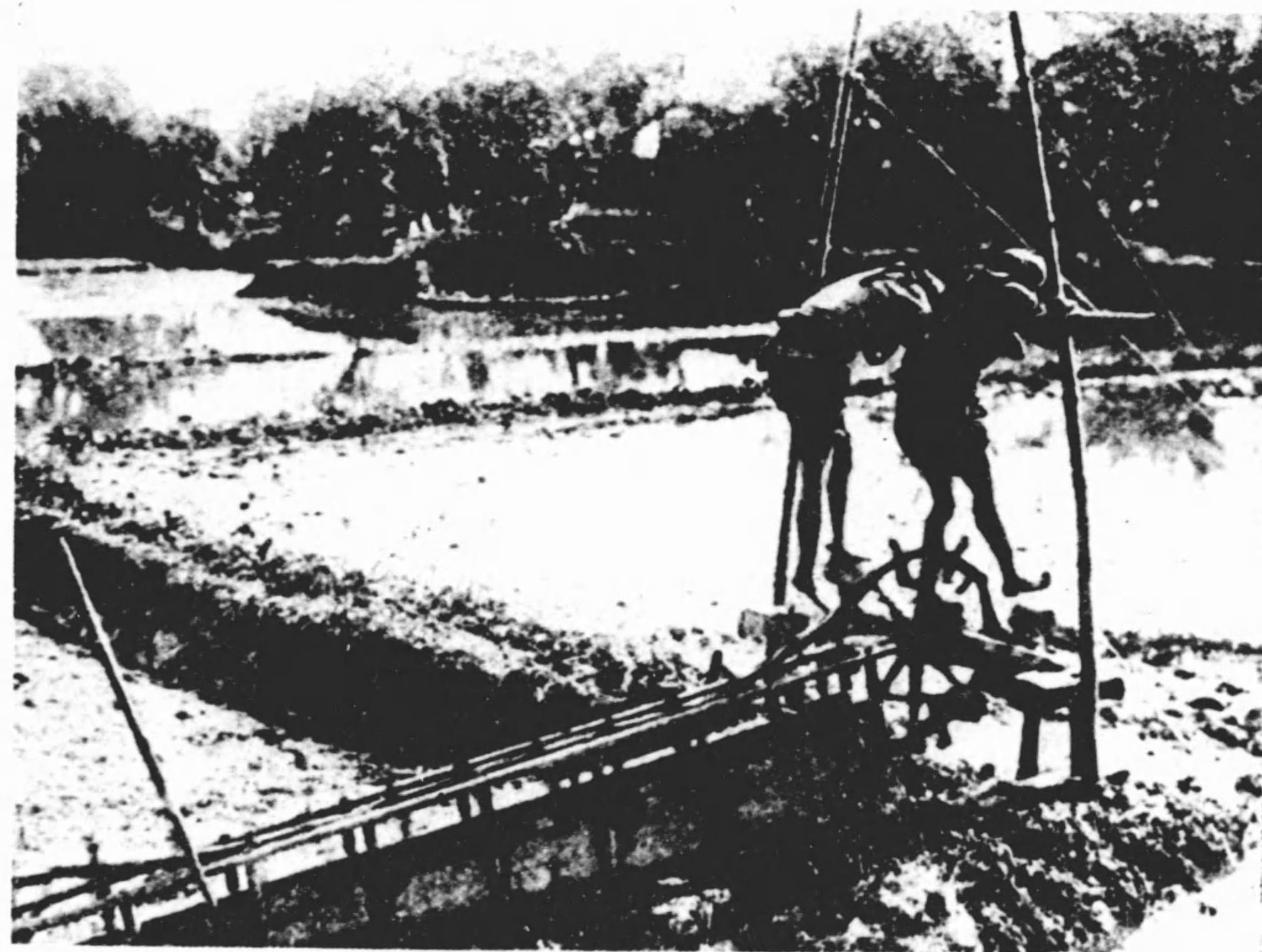


安南に於ける灌漑用水揚機械



安南人農夫の田植

（農民男女の服装及び動作は日本の農民に酷似してゐる。箕笠は當地より日本へ傳はつたものと云はれる。）



足踏による灌漑装置

（安南人農夫は米の灌漑及び排水のために上圖の如き足踏水車を使用する。）

序

大東亞共榮圏の確立は、東亞の世界史的自覺に基く東亞民族のための東亞を確立し、國防・外交を協同にし、基礎的な經濟圏を形成しつつ東亞各民族の間に緊密なる聯盟を結成し、近隣相親睦し互助相協力しつつ、經濟的には有無相通じ企業的には相分業し、共存共榮の提携増進を計畫し、東亞民族の自主的發展のために東亞民族に加へられつつある不當の壓迫・搾取・侵略・桎梏より東亞各民族を解放・革新し、妨げられてゐる生産力を開發し、これによつて、東亞諸民族の生活向上と日本の東亞における安定勢力を樞軸とする新秩序の建設とにより、東洋の平和を確保し、人類の發展に貢獻せんとするものである。

我が日本は、維新以來、東亞諸民族に率先して改革の實を擧げ、歐米帝國主義の羈絆を斷ち、東亞の革新・興隆の先導者であつた。この日本の歴史的使命は、茲に世界の大變局に遭ひ益々自覺せられ、東亞の解放・革新・興隆の指導者となり、東亞各聯盟の盟主としてこの世界史的使命を實現せんとするにある。

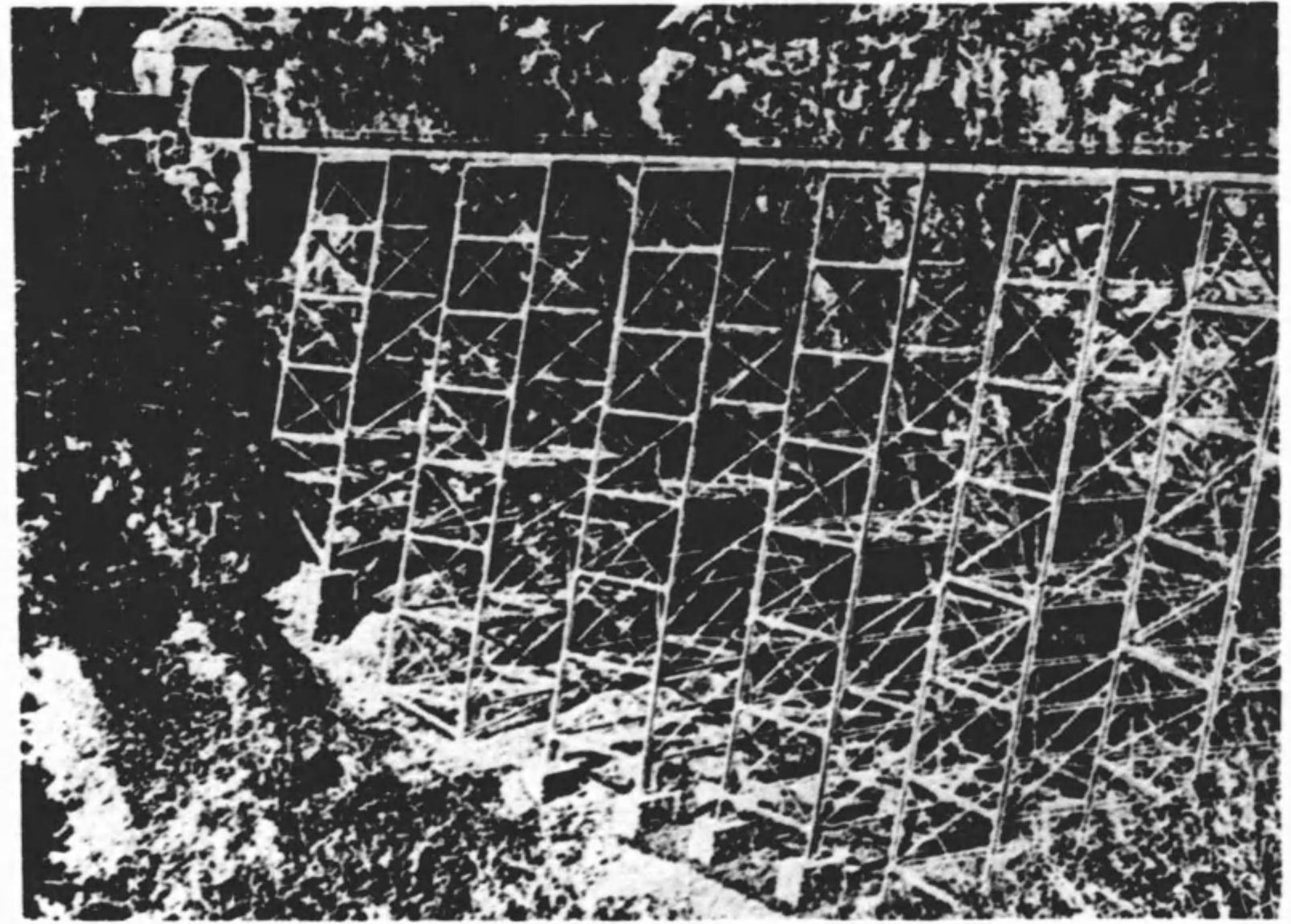
大東亞共榮圏の確立といふ我が日本の使命とする廣汎複雑な歴史的大事業を遂行せんがためには、何よりも一切の建設が科學的調査を基礎とせねばならぬこと、今日程痛感されたことはない。

我が太平洋協會は、形成されつつある世界の新秩序を促進する、大東亞共榮圏の確立に必要な調査研究を進め、この東亞の新秩序における我が日本の政治的經濟的立脚點を明かならしめんがために、東亞各般の政治・經濟・社會

序

一

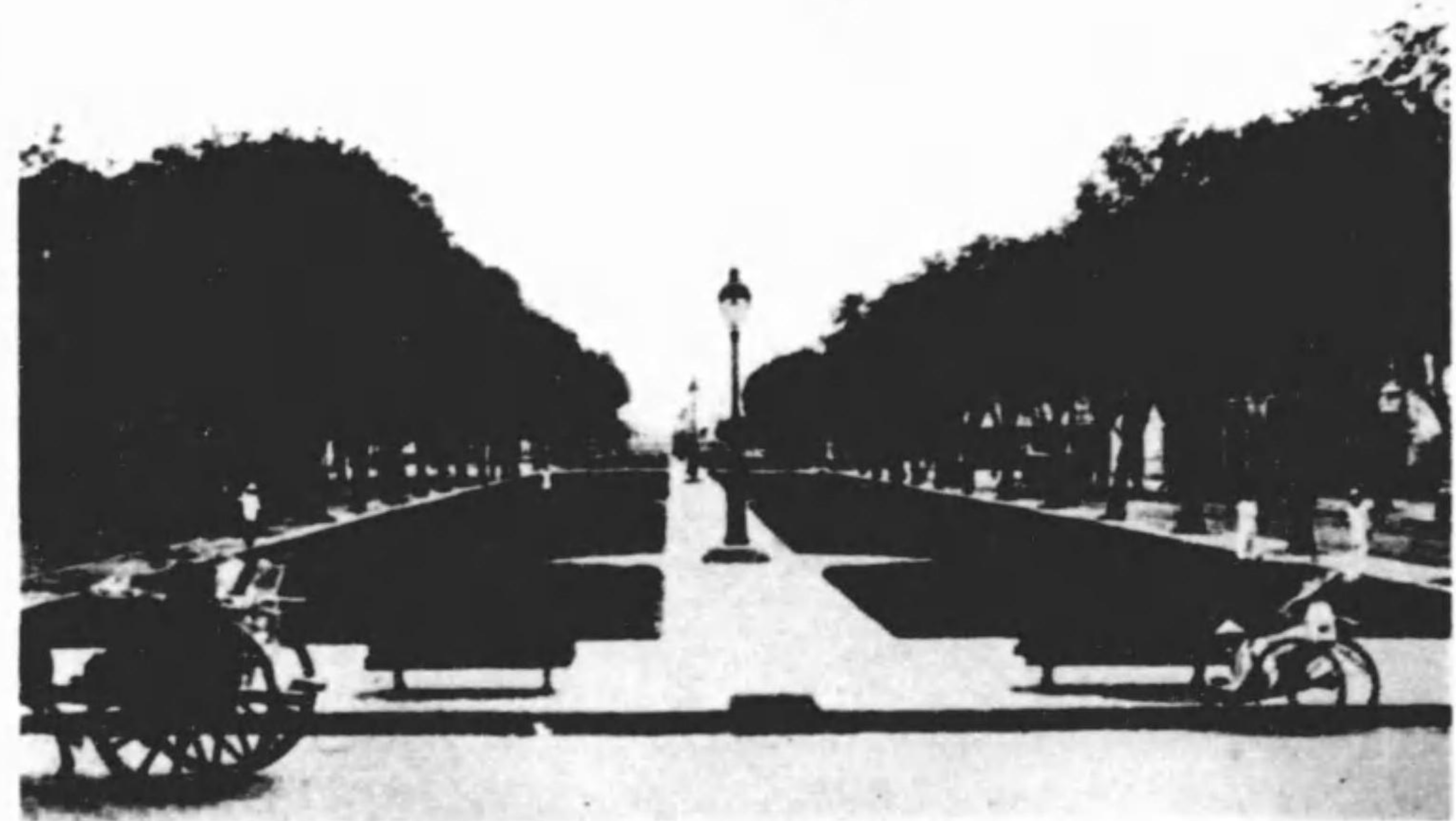
難工事をもつて知られる雲南鐵道の一部



華僑の都市シロロンに於ける榎木の陸揚



フランス化する西貢市のボナール大通



等の調査に従事して来たが、佛領印度支那の産業・經濟・政治の調査を以て極めて緊要なりと認め、銳意この研究に當り一應の結果を得たるを以て、茲に本書を公刊し、江湖の參考資料として提供する。

由來、佛領印度支那は、或ひは權力的帝國主義、或ひは搾取主義的植民政策の典型的植民地と稱せられる。それは、フランスの植民政策がヨーロッパ流の權力にのみ依存する干涉主義、經濟的には凡て本國たるフランス中心主義であり、産業開發の企業心に乏しく、この開發を怠るに拘らず、而かもこの産業開發を他國人に許さず、日本人の進出をも阻んだ許りでなく、國際的投資をも妨げ、その貿易も亦本國中心主義の極端なものであることを意味する。フランスの民族政策に於ける同化政策フランクシザシの失敗は、當領に於て適切なる實例を見る。讀者は本書によつてこれら諸般の事情を精細に知悉するに至るであらう。

イギリス、オランダ、フランスの植民政策は、孰れもその植民地における土着民族の壓迫・搾取の點において共通し、又、東亞各民族の共榮を目的とせざる *White Domination* なる點に共通してゐるのであるが、イギリスの植民政策の特徴は財政・金融・經濟の中樞を抑へ、港灣・鐵道・道路の修築によつて、母國資本主義と植民地との商品流通網を確保し、資本主義的組織力において強力であるに反し、土着民の福祉の増進の如きはさして念頭に置かぬ遺り方である。オランダの植民政策は、元來、國際型であり、農業技術の進歩に努める點がないでもない。フランスの植民政策に至つては、右兩者の孰れよりも所謂搾取主義植民政策が現れてゐる。又、イギリス人は、十七世紀以來、世界各地における植民事業において、堅忍不拔の耐忍力を以て數世紀に亙る植民地の經營と支配とをなして来たが、フランス人の植民事業は、絶えずその政策を變更し、輕忽と性急とにおいて失敗した。それは自國民の植民に重きを置

かぬし、又、これを目的ともせず、印度支那に來住のフランス人は主に官吏であり、恩給目當に一定の勤務年限を終へれば本國に歸ることを念願とせる底の者が多く、従つて移住植民地ではなかつた。フランスの印度支那支配の性格は、曾てポルトガル、スペインの行つた掠奪的植民政策の傳統を脱することが出來ず、移住植民地に發展するところがなく、政治的權力が先んじて經濟的實力・活動が之に伴はず、利子配當生活者 *rentier* の國である佛本國の性格は、佛領印度支那支配の根柢に横り、官吏も商人も恒久の施設による生産力の發展を企圖しないどころか、民族の解放を阻止し、出來るだけ多くの利得を本國へ流入することのみに没頭した。

東亞諸民族を解放し、その民族的擡頭を助成し、印度支那をも大東亞共榮圈の中に引入れ、援將佛印を轉ぜしめてこの共榮圈の有力な一メンバーに化育せんとしつある我が日本人は、先づもつてこの印度支那の産業・經濟・政治を知悉して置かねばなるまい。敢て本書を上梓する所以である。

本調査研究は、本協會弘報部長平野義太郎氏及び逸見重雄氏に委囑して成つたものである。特に最近病床樂餌に親まれてゐるにも拘らず、注がれた逸見氏の研究苦心に對して茲に深く謝意を表する。

昭和十五年八月

目次

緒論——大戦下の佛領印度支那……………一

第一篇 統治

まへがき（民族の分布圖表及び行政機構圖表挿入）……………九

第一章 フランスの對印度支那外交交渉の沿革

一、安南國に對する外交交渉……………二三

第一回佛安條約 二三、第二回佛安條約 二四、第三回佛安條約 二六、第四回佛安條約 二八。

二、柬埔寨國に對する外交交渉……………二九

第一回佛東條約 二九、第二回佛東條約 三〇。

三、老撾に對する外交交渉……………三二

第一、第二、第三、第四佛暹條約 三三、英・佛共同宣言 三三。

第二章 印度支那に於けるフランス統治政策の發展

一、交趾支那に於ける統治政策……………三三

シャルネ提督 三三、ボナール提督 三三、グランディエール提督 三四、ル・ミル・ド・ヴィレ 三四。

二、安南及び東京に於ける統治政策……………三七

目次

ポール・ペール 三三、ド・ラネッサン 三三。

三、印度支那聯邦の統治政策……………三三

ルツォー 三三、フォール 三三、ポール・デュメル 三三、ポール・ボー 三三、クロブコウスキ 三三、アル
ペール・サロー 三三、モリス・ロング 三三、マルシャル・メルラン 三三、アレクサンドル・ヴァランヌ
三三、ビエール・バスキエ 三三、ルネ・ロバン 三三、ジュール・ブレヴィエ 三三。

第三章 印度支那統治機構の概要

一、聯邦中央行政機關……………四六

(一) 總督 四六、(二) 總督府總務長官 四六、(三) 總督府各部局及び官衙 四六、(四) 高等諮問機關 四五。

二、聯邦各國中央行政機關……………四六

(一) 聯邦各國行政長官 四六、(二) 長官直屬各局課 四六、(三) 長官直屬各種諮問機關 四六、(四) 保
護國土人特殊中央行政機關 四六。

三、聯邦各國地方行政機關……………四六

(一) 州行政機關 四六、(二) 土人府縣及び郡村行政機關 四六。

四、都市行政機關……………四六

(一) 一級都市行政機關 四六、(二) 二級都市行政機關 四六。

五、司法機關……………四五

(一) フランス裁判機關 四五、(二) 土人裁判機關 四五。

六、軍事機關……………七〇

(一) 陸軍の編成 七〇、(二) 海軍の編成 七〇、(三) 兵役制度 七〇。

第二篇 産業

第一章 農業

まへがき(米作地・歐人プランテーション及び主要鑛山圖表挿入)……………八一

一、農業經濟機構……………八七

(一) 土地の所有關係及び經營……………八七

小土地所有者——東京 九、安南 九、東埔寨 九、交趾支那 九。中土地所有者——東京 九、安南
・交趾支那・東埔寨 九。大土地所有者——東京 九、安南・交趾支那 九、東埔寨 九。

(二) 地主と小作人との關係……………九

小作人——東京 一〇、安南 一〇、交趾支那 一〇、東埔寨 一〇。分益小作人——東京 一〇、安南 一〇、東埔
寨 一〇。

(三) 小作管理人・土地差配・土人仲介人……………一〇

東京 一〇、安南 一〇、交趾支那 一〇。

(四) 農業労働者——半隷農的雇農階級……………一一九

東京 二二、安南 二二、交趾支那 二二、東埔寨 二二。

(五) 農業信用制度……………一三五

東京 二五、安南 二五、交趾支那 二五、東埔寨 二五。

二、フランスの農業植民と農地制度……………一三九

(一) フランスの農業植民の發展……………一四二

- (一) コンセションの面積 一四〇、(二) 投下資本 一四〇、(三) コンセションに於ける労働者 一四九。
- (11) コンセション制度……………一五〇
 - 一九一三年十二月廿七日總督令 一五〇、一九二六年九月十九日總督令 一五〇、一九二八年十一月四日大統領令 一五〇、一九二八年十一月四日大統領令の適用令 一五〇。
- 三、主要農産物の生産及び輸出……………一五三
 - (一) 主要農産物一般……………一六四
 - (1) 主要農産物栽培面積及び收穫量 一六六、(二) 主要農産物種別輸出量 一六六。
 - (11) 米……………一七〇
 - (一) 産米の種類及び性質 一七〇、(二) 水田の種類 一七〇、(三) 米田面積 一七〇、(四) 米田の所有關係 一七〇、(五) 收穫量 一七〇、(六) 收穫度 一七〇、(七) 商業組織 一七〇、(八) 輸出量 一七〇、(九) 國內消費量 一七〇。
 - (三) 護謨……………一七三
 - (一) 自然的條件 一七三、(二) 栽培面積 一七三、(三) 護謨園の所有關係 一七三、(四) 生産量 一七三、(五) 輸出量 一七三、(六) 國內消費量 一七三。
- 第二章 鑛業……………一七九
 - 一、鑛業一般……………一七九
 - (一) 鑛業法要綱 一七九、(二) 鑛業權下附數及び鑛區數 一七九、(三) 鑛物生産額及び輸出額の動向 一七九、(四) 鑛業關係の租稅收入 一七九、(五) 主要鑛業會社 一七九。
 - 二、燃料用鑛物……………一八三
 - (一) 産出量 一八三、(二) 配分及び移動狀態 一八三、(三) 輸出量 一八三、(四) 國內消費量 一八三、(五) 探

炭方法及び設備 一七七。

三、金屬鑛物……………一八四

- (一) 錫 一八四、(二) 亜鉛 一八四、(三) 鉛及び銀 一八四、(四) タングステン 一八四、(五) 金 一八四、(六) 鐵及びマンガシ 一八四、(七) アンチモニー 一八四、(八) 燐酸鹽 一八四、(九) 凍石 一八四、(一〇) ポーキサ
- イト・天然硫酸バリウム及び石綿 一八四、(一一) 寶石 一八四。
- 四、その他の鑛業關係生産物……………一八六
 - (一) セメント 一八六、(二) 鹽 一八六、(三) 鑛油 一八六、(四) 珪砂 一八六。
- 五、鑛業労働者……………一八〇
 - (一) 労働者數 一八〇、(二) 労働能率 一八〇、(三) 労働賃銀 一八〇、(四) 労働災害 一八〇、(五) 社會施設 一八〇。

第三篇 交通

第一章 陸運

- 一、鐵道……………一八〇
 - (一) 既設鐵道網概況 一八〇、(二) 投下資本額 一八〇、(三) 客貨輸送狀況 一八〇、(四) 車輛及びその走行
 - 料元、(五) 營業成績 一八〇、(六) 鐵道従業員總數及び配屬 一八〇。
- 二、道路……………一八五
 - (一) 既設道路網概況 一八五、(二) 道路費及び橋梁費 一八五。
- 三、自動車及び電車……………一八七

第二章 水運

(一) 自動車 三〇一 (二) 電車 三〇四

一、海運

(一) 海運の一般的狀況 三五 (二) 主要航路 三〇 (三) 主要海港 三三 (四) 海運行政 三四

三五

二、國內水運

(一) 河川交通の一般的狀況 三四 (二) 國內主要都市 三八

三四

第三章 空運

(航空路圖表挿入)

(一) 概況 三〇 (二) 軍事航空 三三 (三) 民間航空 三三 (四) 航空施設 三六 (五) 航空一般法規 三九

三九

第四篇 貿易

まへがき(相手國別貿易圖表挿入)

三五

第一章 貿易一般

一、一般的動向

三九

二、地域別動向

三四一

三、商品別動向

三四三

(一) 主要輸出品 三四 (二) 主要輸入品 三四 (三) 佛印工業化の發展程度 三四

四、相手國別貿易狀況

三五三

(一) 貿易相手國の一般的地位

三五三

(二) フランスとの貿易關係

三五五

(一) 輸出 三五 (二) 輸入 三五

(三) 支那との貿易關係

三六三

(一) 純貿易 三五 (二) 佛印經由免稅通過貿易 三七 (三) 雲南と佛印との貿易關係 三六

(四) 日本との貿易關係

三八三

(一) 輸出 三四 (二) 輸入 三五

第二章 關稅制度

一、フランスの植民地關稅制度

三九〇

(一) 原則的規定 三五 (二) 一九二八年の植民地新關稅法 三九

二、佛印に於ける關稅制度

三九五

(一) 原則的規定 三五 (二) その後の改正 三九

第三章 通商條約

一、佛印に關する佛支通商條約

四〇一

二、佛印に關する日佛通商條約

四〇五

第五篇 華僑

まへがき(印度支那の人口分布圖表挿入)

四二三

第一章 華僑の經濟的地位

一、人口數とその移動

四二八

(一) 華僑數 四六、(二) 華僑數の移動 四〇。

二、性別及び地方別分布(華僑の分布圖表挿入)…………… 四三三

(一) 性別分布 四三、(二) 地域別分布 四四、(三) 大都市に於ける華僑の集中 四〇。

三、經濟的役割…………… 四三三

(一) 商業に於ける華僑の役割 四三、(二) 企業家及び労働者としての華僑 四二、(三) 農業に於ける華僑 四三、(四) 漁業及び船舶運輸業に於ける華僑 四三。

四、出身地別分類と移住原因…………… 四七七

(一) 出身地別分類と移住原因 四七、(二) 出身鄉村に對する經濟的役割 四〇。

五、僑生…………… 四五一

(一) 「僑生」の特質 四一、(二) 「僑生」の分布 四二。

六、華僑の都市——シヨロン…………… 四三三

第二章 華僑の法律上の地位

一、フランスの對華僑政策…………… 四三七

二、華僑の取締及び課税に關する規定…………… 四四八

(一) 華僑に對する取締規定 四四、(二) 華僑に對する課税 四六。

三、佛支條約に基づく華僑の權利…………… 四七一

参考文献解題及び文献目錄…………… 四八一

索引…………… 別頁

緒論

——大戦下の佛領印度支那——

フランスの極東政策は、ヨーロッパ政局の動向と關聯してゐる。當初、フランスは三國干渉の時の如く日本の興隆を妨げんとしたが、日露戦争後における日本の發展を見、第一次世界大戦後、ヨーロッパに於て英・米と競争關係にあつたフランスは、有力な海軍力を有する日本を太平洋に於ける安定勢力として利用することを唯一の方策とした。當時、極東に於ては、支那革命が進展し、フランスの極東權益が脅威されてゐたから、フランスは日本の勢力に頼つて極東の權益を擁護し、英國の極東進出を牽制する傾きがあつた。支那は、むしろ、フランスの敵と考へられてゐたのである。

フランスが日本を極東の安定勢力として利用せんとした経緯は、ヴェルサイユ會議に於て、前獨領たりし南太平洋諸島を日本の委任統治となす案に極力賛成斡旋した國がフランスであつたことを想起すれば足りる。ワシントン軍縮會議に於て、全世界に亙る廣大な植民地を有するフランスが、英・米五、日本三の海軍比率に對して、イタリーと同一の一・七五の比率しか許されなかつたので、ここでも日本と提携することにより、極東權益の安全を圖る必要を痛感したのである。この政策は、滿洲事變當時に於ても依然持續されてゐる。英・米の積極的對日態度に對し、フランスは出来るだけ消極的であることによつて、日本への好意を披瀝した。かかる對日利用政策は、印度支那の貿易政策

の排日的傾向と逆行するかの観があつたが、貿易政策が本國中心主義なる以上、兩者は矛盾するものではなかつた。然るに、ナチス政權が出現するや、ヨーロッパに於けるフランスの地位は著しく變化した。フランスはナチス獨逸の勃興に對抗する必要上、英・米と結びヴェルサイユ體制の崩壊を喰ひ止めんとして極力奔走した。更に、日・獨・伊防共樞軸が成立して、全體主義國家の協調なるや、フランスは紛れもなく民主主義戰線の一翼として英・米への接近を一層緊密にした。

かかる國際政局の變化は、フランスの極東政策の上にも反映して、フランスの傳統的對日接近政策は放棄された。フランスは、ヨーロッパに於けると同様、極東に於てもその權益及び領土保全のために、英國勢力に依存し、英國の極東政策の驕尾に附さざるを得なくなつた。支那事變はフランスのこの極東政策の轉換を明確ならしめた。極東に於けるフランスの態度は、英國程に積極的ではないが、英國と共に援蔣政策を持續し、雲南ルートを通じて支那へ武器その他の軍需資材を提供し、日本の戰爭目的の遂行を妨害し、英國と共同戰線を張つて極東防備の作戰に腐心して來た。

このフランス極東政策の轉換は、極東に於ける最大の佛領植民地たる佛印の統治政策の上にも強く現はれた。日本の南進に恐怖する佛印當局は、華僑の排日貨運動及び日本人迫害の策動を默過するとともに、凡ゆる機會を捉へて、煽情的な意見を吐露して、日本の南進がやがて佛印の占領にも及ぶべきことを警告し、佛印國防の急務なることを訴へて來た。日本が海南島を占領する半ヶ年先きに、フランスは、突如、西沙群島を占領して、抗日示威を行つた外、日本が海南島を占領した直後の一九三九年の二月十三日、フランス政府は國防強化費として、三億法を計上することを發表したが、これに續いて、三月四日には佛印陸軍司令官マルタン將軍は、次の如き注目すべき演説を行つた。「佛印は、從來對外防備に關しては、全く本國に依存し、本國は佛印がその隣接國以外から侵略されること並びに

佛印と本國との連絡線が極東に於て脅威を受けることは夢想だにしてゐなかつた。しかし、今日では、かかる考へ方は修正さるべきである。現地に於て明日の侵略者に充分抵抗する兵力を養成すべきである。佛印海岸を再武裝し、器材を現代化し、補給を確立し、兵員を増加し、軍需工業を擴充し直さねばならない」

かかる意見に基いて、佛印の統治政策は國防強化の一點に向つて集中されて來た。シンガポールと香港の真中、マニラと蘭領東印度の兩方から各々七百哩の地點にあり、日露戰爭當時、ロジエストウエンスキーの率ゐる四五隻の艦隊が碇泊したことのあるカムラン灣の要塞化が急速に具體化した。佛印當局は、カムラン灣を圍繞する地域に對し、大々的に土地收用令を適用し、佛國軍艦及び特別許可を得たる汽船を除く一切の船舶の入港を禁じた。この軍港の規模は、シンガポールの防備に匹敵するものと云はれる。更に、日本占領の海南島に對峙するアロン灣には、補助的根據地を設置する議が進められ、印度支那陸軍兵數を倍加し、泰國國境には、警備兵を増員して、國境防備に當らしめた。

一九三九年六月シンガポールに開催された英・佛軍事會議の内容の詳細は知るによしないが、以上の佛印國防の計畫がこの會議の決定によつて進められたことは想像に難くない。既に日本軍の海南島占領によつて、上海、香港等が軍事的戰略的意義を喪失した今日、英・佛が日本を相手とし、佛印をもつて日本への極東防備の重要な戰略の基地たらんとしたことは疑ひない。

一九三九年九月、ヨーロッパに第二次世界大戰が勃發し、その後、和蘭の降伏により、蘭領東印度の歸屬問題等を繞つて、戰爭は極東にも波及する危険性が濃化した。かかる情勢を反映して、フランスが佛印防備に對して、一層、神經を尖らせたことは想像に難くない。今年二月、日泰定期航空路の輝しい理想の實現に當つて、フランスが佛印上空

の飛翔を禁じ、また、去る六月十二日、日泰友好親和條約が締結されると同時に、英佛もこれと併行して各々英泰、佛泰兩不可侵條約を締結したる如き、日本の南方進出に對する彼等の恐怖の如何に大なるかを物語るものと云へよう。しかも一方、佛印ルートを通じてなされる重慶政府への物資援助は、依然衰退を示さず、支那の抗戰繼續によつて、極東に於けるかれらの權益を確保し、歐洲戰亂によつて一層その積極性を危惧するに至つた日本の南進を、妨害せんと努めた。殊に、日本の南支作戰が一段の進展を遂げ、廣西方面よりの輸送路が完全に遮斷されるに及び、重慶政府の輸血路としてのこの佛印ルートの重要性はとみに加つた。今日、重慶の物資補給路は、肅州、寧夏、蘭州、西安、成都から重慶に至る西北赤色ルートとビルマ鐵道、ラシオを經路とするビルマ・ルート及び海防、河内、昆明をつなぐ滇越鐵道を主とする佛印ルートの三つに求められてゐるが、この中、赤色ルートとビルマ・ルートとは鐵道のない陸路輸送のため、依存度は案外に少い。然るに佛印ルートは、その輸送力一ヶ月一萬六・七千噸に達し、重慶全輸血量中の七割を占め、重慶政府抗戰力の最大の基礎をなしてゐると報ぜられた。最近では、建設中の昆明——老開をつなぐ新自動車路線も着々完成され、補給上の機能は著しく強化せられんとしつあつたが、更に、佛印政府は、重慶政府の重慶——成都間、昆明——敘州——重慶間の二鐵道建設に對しても積極的な援助を與へつあつた。また、單に物資輸送にとどまらず、重慶政府の宣傳と情報蒐集の據點としての役割も輕視し難く、佛印の敵性は、今後一段と複雑、強化する傾向が強く認められたのである。

今次の歐洲戰爭に對して、日本は、不介入方針を堅持し専ら支那事變の收拾に力を集中しつあつたが、この事變收拾のためにも、佛印のかかる援將行爲を完全に除去し得べき段階に到達し、またヨーロッパに於けるフランスの戰敗によつてこれを強行すべき客觀的情勢も熟した。ここに於て、日本は、六月十九日、フランスに對し、佛印の援將

行爲除去に關する嚴重なる警告を傳達し、もし反省の色なき時は、重大考慮をめぐらさんとの強硬な態度を表明するに至つた。その内容は、單に、フランスをして佛印を通じての援將物資輸送を嚴禁せしめるのみならず、その實績を見るための具體的方法として、(一) 佛印當局はガソリン、トラック、鐵道資材等の滯貨の統計を作成し、隨時わが方に提出すること、(二) 必要な場合は、帝國總領事館員が隨時出張して、佛印當局官憲立會の上で滯貨及びその輸送狀況の検査をなすこと、(三) 河内、老開、諒山三ヶ所に日本人の國境監視員を置き、税關吏員と立會の上で物資輸送を監視すること、(四) 以上の方法によつても所期の目的を達し得ざる場合は、佛印當局は國境閉鎖をなすべきこと、と云ふ從來の抗議に比し著しく強硬なるものであつた。

この日本の強硬態度に接したフランスは、早くも翌二十日に正式回答を齎し、全面的に日本の要求を容認した。ヨーロッパ戰線に於て徹底的な敗北を喫したフランスとしては、止むを得ざる處置であつたと云はざるを得まい。かくて、外交交渉は一應の妥結を見たのであるが、以上の具體的措置の實施に當つて、佛印に誠意なき場合は、更に、強硬手段に訴へざるを得ぬと日本政府は嚴重なる態度を持ってをり、未だ問題は、全的に解決を遂げたものとは云ひ得ない。

以上の事實が示す如く、フランスは、ヨーロッパに於ける敗戦によつて、その極東植民地支配能力の缺如せることを暴露したと同時に、その極東政策を再轉換すべく餘儀なからしめられてゐる。今や、印度支那は、長きフランス支配の桎梏を脱して、新なる世界秩序の下に自己の生存を見出すべき絶好の時機に當面してゐる。その合理的方向こそは、民族獨自性への自覺であり、來るべき東亞新秩序建設への積極的參加協力であらねばならない。現在その必然性は徐々にではあるが力強く進展しつつある。——一九四〇年六月著者識す——

第一篇 統治

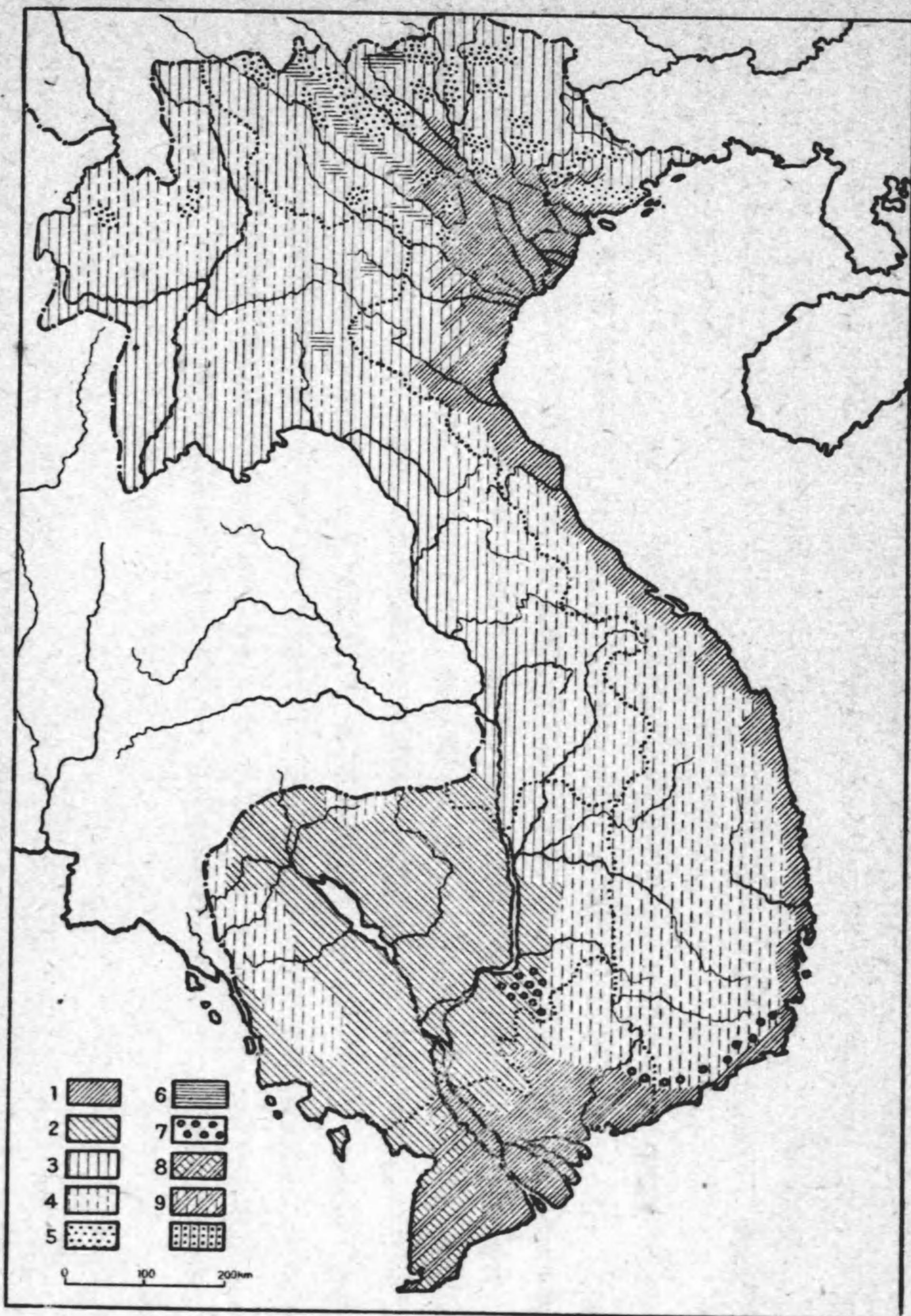
治

まへがき

印度支那聯邦は、一般に、佛領植民地と總稱されてゐる。けれども、聯邦を構成する各國は、それぞれその特質を異にし、その法的構成に於て、純然たる佛領植民地は、ただ、交趾支那のみであつて、その他の安南、東京、柬埔寨、及び老撾は保護國である。更に、廣州灣租借地も佛領聯邦總督の統治下に編入されてゐる。従つて、印度支那聯邦をもつて、單なる植民地聯合ともなし得ない。交趾支那・安南及び東京は、舊安南王國から、或は割讓を受け、或は保護條約の設定によつて、フランスの主權下に獲得されたもので、そこには同一の權限を有する三人の地方長官が配屬され、聯邦總督が之を統督してゐる。だが、交趾支那に於ては、佛領植民地としてフランスの植民地法制が施行されてゐるのに反して、安南に於ては、尙ほ、安南王室政府が残存し、安南慣習法が認められてゐて、フランスは、交趾支那と異なる間接行政の形式を採つてゐる。東京は、以前は安南の一州であつて、安南王朝は、その代理官をして之を統治せしめてゐた。然るに、フランスは、聯邦制度の強化されるにつれて、この代理官を廢して理事官長を据え、今日では、殆んど、直接行政に近い統治様式をとつてゐる。だが、それは、依然として保護國であつて、フランスの領土ではない。又、安南には、外に、佛領ツラヌがあり、東京には、佛領ハノイ及びハイフォンがある。これらの都市には、保護領とは異なるフランスの特別市制が施かれてゐる。

柬埔寨には、安南と同様に、柬埔寨王室が存在し、フランスは、これを間接に統治してゐる。この保護國には、泰國から返還されたバクタンバン、シエムレアブ及びシソホンの三州を含んでゐるが、この三州が佛領なりや否やについては異論がある。

老撾には、リニアン・ブラバン王國が残存してゐるが、その勢力は微弱で、その領域も狭小であつたため、フランスは爾餘の領域と共に、直接行政に近い植民地保護制を施してゐる。これを佛領植民地となす説もある。



佛印に於ける民族の分布 (華僑篇参照)

- 1. 安南族 2. クメル族 (柬埔寨族) 3. 泰族 (老僑人) 4. モイ族 5. 瑶族
- 6. 苗族 7. チャム族 8. 安南族と泰族との混住 9. 泰族と苗族との混住

フランスの植民政策は、總じて、舊政體時代には、當時の植民列國と同様に、征服主義を基調とするものであつた。次いで、一七八八年乃至一八〇〇年間の植民政策は、同化主義に傾いた一種の植民地自由主義へ轉換した。かかる政策の轉換は、十七世紀のフランス哲學思想の勃興にその根據をもつものであつた。次いで、一八〇〇年以降の植民政策は、執政官及び第一帝制時代に於ては、反動的征服主義へ復歸し、七月帝政時代に於ては、自治主義へ轉換した。革命の傳統に復歸した第二共和國時代に於ては、再び、同化主義へ轉じ、一八七〇年以降、現在の第三共和國の植民政策も、多分に、同化主義的傾向をもつてゐる。植民地を本國の延長と見做すこの同化主義は、フランス植民政策の重要な特徴の一つである。

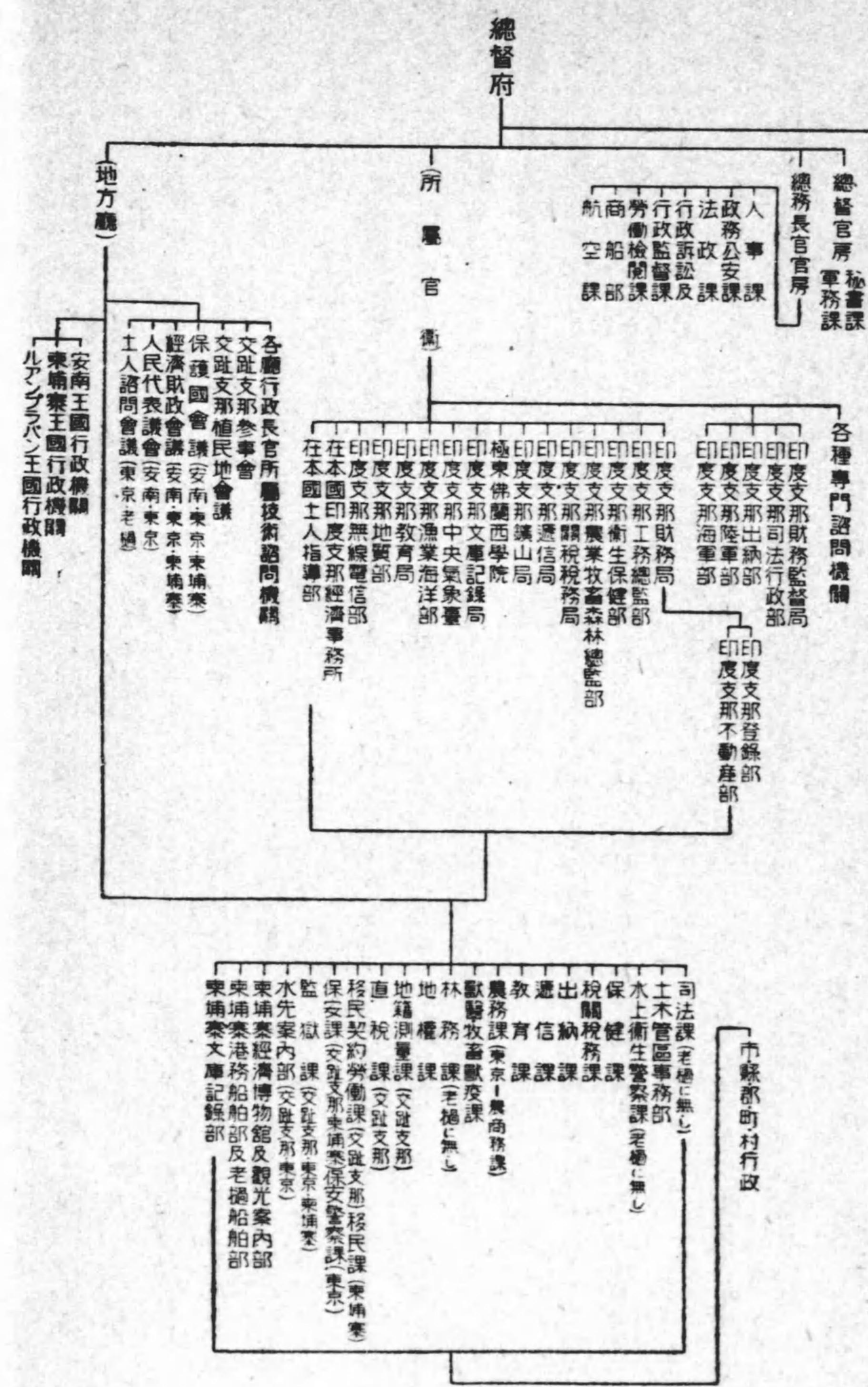
このフランスの傳統的植民政策とも云ふべき同化主義の佛印への適用は、だが、全く失敗であつた。フランスは、アフリカに於ては同化政策を行ひ得たが、佛印に於ては、これを放棄し又は緩和しなければならなかつた。この同化政策に代るべき協同政策が佛印に適用されるに至つたのは、多くは、その佛印への派遣が、本國を追放されたにも等しい急進政治家によつて行はれたことは、佛印統治の研究上極めて興味ある事實である。

フランスの最初意圖した同化主義は、それが野蠻未開なアフリカならいざ知らず、佛印のやうに、多種多様の種族を包含し、民族の歴史は古く、而も比較的高度の文化を保持する國に於ては、さう簡單には行はれ得なかつた。佛印の統治様式の敍上の複雑性は、主として右の事情に原由してゐる。

けれども、現在の佛印の統治は、これを英國の印度、和蘭の東印度のそれに比すれば、尙ほ、多分に干涉的且つ壓制的にして、歴代總督の地方分權への努力がなされたにも拘らず、原住種族の政治的自由は著しく制限され、その取締は苛酷である。

- 印度支那總督府會議
- 印度支那經濟財政最高會議
- 印度支那國防會議
- 印度支那防務委員會

印度支那聯邦の行政機構



第一章 フランスの對印度支那外交交渉の沿革

一 安南國に對する外交交渉

フランスの對印度支那の外交交渉は十八世紀末葉に溯る。一六二五年にはフランスの航海業者や宣教師が渡來したが、一七八七年には、アドラン僧正ピニード・ド・ベーム Pigneau de Behaine の進言によつて、南部安南(交趾支那)の王阮福映と佛王ルイ十六世との間に第一回佛安條約が締結された。この條約は攻守同盟であつて、フランスは最も有効な方法で交趾支那の復活を援助する代償に、交趾支那王は崑崙島、ツーラヌ港及びこれを形成する島嶼を讓渡し、フランスの交趾支那全州に於ける商業獨占權を認めることを内容とするものであつた。

然るに、フランスに於ては、間もなく大革命が勃發したため、安南のフランスに對する正式の交渉は頓挫した。そこでベームは、單獨で、フランス義勇兵を徵募し、船艦を購入して印度支那に歸り、阮福王を助けて交趾支那の王權を恢復した。ベームの死後、かれの義勇兵は、更に南北を統一して、一八〇二年、阮福王を安南王の位に即かしめた。これが順化に於ける現安南王朝の始祖嘉隆王となつたのである。

かくして、フランスは安南に先づ根を下したのであるが、嘉隆王の後繼者は、フランス勢力の擴大することを喜ばず、キリスト教の布教を禁止し、その教徒を迫害して、一時は、兩國關係が斷絶する形勢すらあつた。然るに、フランスは、一八四〇—四二年の阿片戰爭に於けるイギリスの成功を見て、漸く、印度支那に對する交渉を強化し、一

八四三年にはフッパン・レベック提督 Favin-Lévesque をして安南王に抗議せしめ、一八四七年にはラビエール提督 Lapierre をして一八四四年に清國と締結せる通商條約と同一なる條約を要求せしめて、其の決意を示すべくツーラヌ灣を占領せしめた。然るに、フランスのこの脅喝的態度は、安南に於ける排外運動を益々活潑ならしめ、嗣徳王福任の時代に至つて、外國人宣教師に對する迫害は日に月に深刻化し、一八五七年七月には、スペイン宣教師二名が東京に於て斬首せられた。

ここにおいて、ナポレオン三世は、好機逸すべからずとして、スペインと同盟を結び、一八五八年、自國民保護を名目として遠征の師を起した。この聯合艦隊は、同年ツーラヌ灣を占領し、翌一八五九年には、聖ジャック岬及び西貢を陥れた。しかし、時恰かも、アロー號事件に關聯して佛清間に戦火開かれ、その應援のため、佛軍は一時ツーラヌを撤去するの已むなきに至つたが、一八六一年、清國を破つて赴任せるシャルネ提督は、其餘勢を驅つて西貢、ジャディン、ミトを陥れた。更に、一八六二年、その後任ポナル提督は、崑崙島、ビエンホア、バリア及びヴィンロンの三州を占領し、交趾支那の大半を確保するに至つた。時に、嗣徳王は長年の抗戦のため財政的に疲弊し、加ふるに、東京に古王朝黎氏一族の叛旗を翻へすに會し、遂に、屈辱を忍んで和平條約を締結するに至つた。この第二回佛安條約は、前回のそれと異なり、媾和條約にして、安南が一定地域の割讓を約し、且つ、フランスに對しては保護權を認むる前提をなす頗る重要なものであつた。

右第二回佛安條約の内容は、左の如くであつた。

- 一、安南ハ、フランス及ビスペイン兩國民ニヨル基督教ノ布教ヲ認ム。
- 二、安南ハビエンホア・ジャディン及ビミトノ三州及ビ崑崙島ヲフランスヘ割讓ス。

- 三、ツーラヌ、バラ及ビルアン・ナムノ開港及ビフランス人ニ對シ全メコン河々流ニ於ケル通商・航行ノ自由ヲ認ム。
- 四、フランス、スペイン兩國ニ對シ二千萬法ノ賠償ヲ爲ス。

本條約は、一八六二年六月五日、西貢に於て締結され、翌年四月十四日順化に於て批准調印された。

然るに、條約成立後、嗣徳王は、再びキリスト教徒の迫害をつづけるとともに、南部諸州の住民を煽動して反抗の氣勢を示し、一八六三年には使節をフランスへ送つて、第二回佛安條約中、割讓を約せる交趾支那東部三州を賠償金をもつて還付あらんことを要求した。

當時、フランスに於ては、メキシコ遠征の失敗による國內の沈滞空氣のため、この要求は一時容れられたが、交趾支那司令官グランディエール提督は、既得權益擁護を主張して、右交渉を斷絶せしめ、他方、一八六二年條約により獲得せる三州の統治に着手した。更に、グランディエールは、右の如く佛領交趾支那の統治に盡す一方、當時、安南と暹羅との壓迫によつて滅亡に頻しつゝあつた東埔寨に目をつけ、同國に對するフランスの保護權を確立した。次いで、一八六七年には、反佛陰謀の策源地となつてゐた交趾支那の西部三州ヴィンロン、シドック、及びハチエンを占領し、事實上、全交趾支那の支配權をその手中に收め、交趾支那植民地の設定はここに略々完成を遂ぐるに至つた。

しかし、フランスの安南國に對する交渉は、右にとどまらなかつた。即ち、交趾支那を略取し、東埔寨に保護權を確立したフランスは、右二邦を以つて南支方面への貿易路を求めんとして、一八六六—一八六八年に亘つてメコン河の探險を試みしめた。この結果、メコン河の溯航は困難にして、南支那への進出路は、寧ろ紅河にあることが理解され、フランスの眼は漸く東京へと向けられた。時恰も、東京は、國內大いに亂れ、征略には絶好の機會であつたが、フランスは、普佛戰爭（一八七〇—一八七一年）の直後であり、且つ共和制が布かれて日猶ほ淺き國情にあつたため、遠征

を避けんとする傾向があつた。然るに、ここに偶々一事件が勃發した。それは、この頃、雲南に回教徒の叛亂があり、フランス商人ジャン・デュブイ Jean Dupuis は、雲南政府へ武器、彈藥を輸送すべく紅河を利用せんとし、紅河溯航の許可を土民官人に求めた。土民官人はこれを順化へ報告したが、その許可が容易に下りないので、業を煮やしたデュブイは、無断で紅河溯航を敢行し、これが輸送を行つた。かれは莫大な錫を満載して歸り、再び鹽を積んで雲南に溯航する準備を行つた。然し、鹽は、安南政府の專賣なるため、土民官吏はかれの出發を禁止した。デュブイは、これを不法として交趾支那總督デュブレ Dupre にその應援方を要請、一方、同時に、安南政府は總督に對してデュブイの即時撤去を求めた。そこで、總督は、現地にこれを解決すべく、一八七三年十月、海軍大尉フランシス・ガルニエ Francis Garnier を河内へ派遣した。ガルニエは、切迫せる現地の空氣よりみて、紛争の原因が單に一商人の航行許可問題ではなく、安南人の反佛的感情に發せるものと解し、これが根本的解決策には兵力行使も亦止むを得ずとの決意を抱き、安南政府にデュブイの即時出發を要求する最後通牒を發し、その期限切れるや、薄弱な兵力にも拘らず、敢然總攻撃を開始して河内を占領し、次いで疾風迅雷の如く東京主要都市を手中に收めた。ここに於て、恐愕せる嗣徳王は、直ちに和平に乗り出す一方、支那にその保護を要請した。遠く秦の始皇帝の南越征略以來、安南に宗主權を主張する支那は、この請を容れて、フランスの勢力を東京より驅逐せんがため、「黒旗軍」(太平黨) 暴動の殘留分子) をしてこれを討たしめた。意外の應援軍の奇襲に遭つたフランス軍は、忽ち總崩れとなり、ガルニエは亂戦の中に戦死するに至つた。かくて、佛・安の關係は緊迫し、これが爆發すべき氣運濃厚となつたが、出先當局の強硬態度に比し、本國は依然消極的態度を持し、穩便に事を解決する様訓電を發したため、一舉高壓的に東京征略を決行せんとしたデュブレ總督は、不滿の心を抑へて安南に和平を提議し、一八七四年三月十五日、第三回佛

安條約を締結調印した。(翌年八月三十一日附屬通商協定も併せ成立す。)

本條約によりフランスは、左の事項を承認した。

- 一、安南ノ獨立ヲ承認ス。
 - 二、其ノ領土保全及ビ國內秩序ノため必要ナル援助ヲナス。
 - 三、安南ニ軍艦五隻、大砲百門及ビ小銃千挺ヲ供給ス。
 - 四、安南ノ軍隊、艦隊、財政及ビ教育改組ノため、必要ナル士官及ビ技術者ヲ派遣ス。
- 之に對し安南は、左の事項を承認した。

- 一、安南外交政策ヲフランスノ外交政策ト一ニス。
- 二、フランスニ對シ交趾支那六州ノ合併ヲ承認ス。
- 三、宗教信仰ノ自由及ビキノン、ハイフォン、ハノイノ海港及ビ紅河ノ通商・航行ノ自由ヲ認ム。
- 四、右各地ニ於ケル領事館ノ設置及ビ同地ヘノ護衛兵ノ屯營ヲ認ム。

しかし、安南の反佛的感情は、フランスの進出に對して燃え上る一方であり、本國の態度を不満とする出先當局の強硬態度も加はり、本國の和平意向にも拘らず、兩者の關係は再び爆發すべき状態にあつた。安南王はフランスの消極的態度を見て取り、印度支那よりこれを追はんと決意したが、尙ほ、自國の力をもつては及ばざるを慮り、これが援助を密かに支那に求めた。ここに於て、交趾支那總督ル・ミル・ド・ヴィレは、東京の風雲急なる狀況より河内駐在領事の身邊を氣遣ひ、一八八二年海軍大佐アンリ・リヴィエール Henri Rivière を同地へ急派した。リヴィエールは、同地到着後、安南の依頼によつて出動せる支那軍の即時撤退を要求したが容れられず、遂に、安南・支那聯合軍を向ふに廻して戦火を交へるに至つたが、衆寡敵せず、フランス軍は敗れて、リヴィエールは戦死した。

時に、佛本國に於ては、東京を抛棄するか、又は兵力をもつてこれを保護國にするかの兩派に分れ、互に自説を持して譲らず、事容易に決するところなかつたが、リヴィエール戦死の報飛ぶや、輿論は硬化して、遂に、政府の決意を固めしめ、結局、フランスは海軍中將クールベ Courbet をして東京駐屯軍を援助せしめた。

窮地に陥つた駐屯軍は、遠征軍の應援を得て再び勢力を盛り返し、支・安聯合軍を相手に非常な苦戦を續けたが、猶ほよくこれを破り、遂に首都順化を占領するに及び、安南王も餘儀なく屈服して、一八八三年八月二十五日、第四回佛安條約の締結を見るに至つた。(本條約はアルマン豫備條約にして、翌一八八四年六月六日にバートノートル本條約の調印を見た。)其の條項の要旨は左の如くである。

- 一、安南ハフランスノ保護權ヲ承認シ、順化駐劄フランス監督官ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ他國ト交通セザルコト。
- 二、西貢ト境ヲ接スルビエンホアヲフランスヘ割讓スルコト。
- 三、フランス軍ハ、永久順化河岸ノ諸城ヲ占領シ、且ツ同司令官ハ、東京ノ平和ヲ保ツニ必要ト認ムル諸城ヲ占領スルコト。
- 四、直チニ東京ノ安南軍ヲ撤去スルコト。
- 五、安南ノ税關ヲフランスノ行政權内ニ置クコト。
- 六、通商ノタメキノン及ビツौरアノ二港ヲ開クコト。
- 七、西貢ヨリ河内ニ至ル道路ヲ開キ電線ヲ架スルコト。
- 八、フランス公使ヲシテ自由ニ安南王ニ謁見スル權利ヲ與フルコト。
- 九、フランス監督官ヲ主要ナル諸市ニ配置シ、且ツコレニ適當ナル護衛兵ヲ附スルコト。
- 十、フランス監督官ニ安南ノ地方官吏及ビ居留民ノ裁判權ヲ附與スルコト。
- 十一、フランスハ河川ヲ解放シ、海賊及ビ叛徒ヲ鎮定シ、且ツ外敵ノ侵入ヲ防禦スルコト。

十二、安南ハ、悉ク其ノ軍艦ヲフランスヘ讓渡シ、フランス軍ノ戦費ヲ賠償シ、且ツソノ義務ヲ果スマデ關稅ヲ擔保トスルコト。
右條約は、一八八五年六月九日天津條約によつて、清國政府の正式承認するところとなり、安南、東京に對するフランスの保護權は確實に保證され、名實共に佛安國際關係の終局を告ぐるに至つた。

二 東埔寨國に對する外交交渉

東埔寨は、十六世紀にクメル帝國が暹羅のため討滅せられて以來、名残をとどむる唯一のクメル族王國にして、多年同國に對する宗主權を自任する安南國と暹羅國との争奪の目標となつてゐた。この兩國の宗主權争奪戰に於て、暹羅國は勝利してゐた。そしてフランスの東埔寨に對する最初の交渉は、一八四〇年、東埔寨王アン・ゾオンが、暹羅の古い羈絆を脱せんとしてフランスに援助を求めた時に始まる。アン・ゾオンの後繼者ノロドム王は、暹羅の兵力を借りて反亂を鎮壓して即位した關係上、一八六二年にボナール提督が、同國を訪ねた頃は、暹・東兩國の關係は緊密なるものがあつたが、一八六三年交趾支那總督に任命されたグランディエールは、東埔寨に接壤するフランスの演ずべき役割の重大なるを考へ、且つ暹羅國の勢力を驅逐せんとして、獨斷で東埔寨に海軍根據地を設け、軍艦を碇泊せしめる一方、同艦長デューダール・ド・ラグレ大尉 Douillard de Lagrée をして、國王ノロドムと接觸を保たしめ、暹羅勢力の侵入の恐るべきこと及びフランスこそ無私無慾の保護者なることを鼓吹せしめた。次いで、グランディエールは國王ノロドムに謁し、一八六三年八月十一日第一回佛東條約を締結した。右條約の主なる事項は、一、ナポレオン三世は東埔寨國王に保護を與ふること、二、交趾支那總督の監督下にあるフランス監督官を東埔寨へ駐在せしめること、三、フランス人の通商、所有、交通の自由、四、フランスのカトリック教徒及び學術使節の保護等であつた。

蓋し、本條約に於ては、國內行政には何等觸るるところがなかつたから、その全權は、尙ほ國王の掌中にあつた。他方、暹羅國は、この條約の締結を知らざる筈はなく、同年十二月、第一回佛東條約を無効に歸せしめる條約を締結し、東埔寨王は、暹羅國總督の資格をもつのみで、暹羅國は、東埔寨の治安維持に任じ、外國との紛争の調停に當る旨を規定した。ここに於て、フランスと暹羅とは東埔寨を中心として相争ひ、國王の戴冠式舉行を廻つて、フランスの武力行使に迄及んだが、暹羅は、遂に、フランスの強硬態度の前に屈し、一八六七年七月の第一回佛暹條約の締結により、東埔寨に對するフランスの優越權は暹羅國によつて合法的に認められた。

しかるに、一八八四年に至り、交趾支那總督トムソン Thomson は、東京事件に於けるフランスの勝利を契機として、同國に對する保護權をも強化せんと考へ、同年六月十七日、第二回佛東條約を締結するに至つた。この條約は、前條約と異なり、東埔寨王の統治權を著しく制限するものであつた。その主要條項は左の如くである。

- 一、東埔寨ハ、フランス共和國政府が東埔寨國保護ノ達成ヲ容易ナラシメルタメニ行フヲ適當ト思惟スル行政・司法・財政及ビ通商ニ關スル一切ノ改革ヲ承認ス。
- 二、東埔寨王ハ、本條約ニ規定スル拘束ヲ除キ、從前通りソノ國ヲ統治シ、ソノ施政ヲ管掌ス。
- 三、東埔寨國官吏ハ、フランス官憲ノ監督下ニ、從前通り各州ノ行政ヲ行フベシ。但シ、關稅、間接稅ノ如キ諸稅金ノ徵收、土木工事並ビニ一般ニ歐州人ノ技師及ビ歐洲人ノ吏員ノ使用ヲ必要トスル業務ハ之ヲ除ク。
- 四、フランス政府ノ任命ニ係リ、治安維持ニ任ジ、地方官憲ヲ監督スル理事官又ハ副理事官ハ、一八六三年條約第二條ノ規定ニ從ヒ、交趾支那總督ノ監督下ニ、東埔寨保護國ノ施政ヲ確保スル理事官長ノ命ヲ承ク。
- 五、理事官長ハ、東埔寨國王ニ對シ私的謁見ノ權利ヲ有ス。
- 六、東埔寨國行政費及ビ保護費ハ東埔寨國之ヲ負擔スベシ。

七、東埔寨國王ノ豫算ヲ確定シタル後、特別ノ規定ニ依リ、國王ノ歳費及ビ王族費ヲ定ムベシ、東埔寨王ハ、フランス政府ノ許可ナクシテ如何ナル負債ヲモ爲スコトヲ得ズ。

八、東埔寨國全土ニ於テ奴隸制度ヲ廢止ス。

九、今日マデ國王ノ獨占的所有タル東埔寨國王ノ土地ハ、自由ニ讓渡スルコトヲ得ベシ。キリスト教團體ハ、現時占有セル土地ヲ完全ニ所有ス。

右の第二回佛東條約は、條件餘りに苛酷であつたため、東埔寨の輿論糾然として反對を聲明し、一八八五年一月勃發した王弟シ・ワタの指揮する反亂の口實となつた。よつて、フランスは、條約の全體的實施を要求せず、爾後、國王をして自發的に内政改革の實を擧げしむる策に出で、一八九七年の王室令に依り、第二回佛東條約の條項に則る改革を斷行せしめることになつた。

因に、一九〇七年三月に調印されたる第二回佛暹條約により、暹羅は、曾つて征服したる東埔寨隣接のバタンバン、シエムレアブ、シソホン（現在のバタンバン）の三州をフランスへ割讓することとなつた。

三 老撾に對する外交交渉

老撾には、その國土の構成上、安南及び東埔寨と異なり、その全地域に亘つて權限を行使する獨立したる固有の政府が存在してゐない。元來、老撾なる語は、歴史と存在とを認むべき一國家の名稱に非らずして、安南、東埔寨、暹羅、緬甸及び雲南の各國に境を接する單なる地理的稱呼に過ぎない。而して、國內は幾多の小土人公領より成立つてゐるが、その内リュアン・ブラバン、ヴィエンチアナ及びバザックの三つがその主なるもので、太古時代より半野蠻種族が占居してゐた。

安南、東京及び東埔寨に保護權を設定したフランスは、次いでこの地方に次第に指を染むるに至つた。老撾は、北部は安南、南部は東埔寨が各々宗主權を主張するも、暹羅の匪賊は絶えずこの地方に入寇し、常に手擾を免がれなかつた。其後、一八八三年頃、暹羅人は、遂に、老撾の全地域を占領し、進んで、安南、東京をも脅かすに至つたので、フランスは、安南及び東埔寨の宗主權を回收し、土人の割據する地域を占領する一方、表面上、國家組織の態様を備ふる公領地域に對しては、その首領と各別に條約を締結して、之れを自國の保護下に隸屬せしめた。

従つて、老撾に對するフランスの外交交渉は、印度支那の他の國に於ける場合と異なり、特に、老撾條約といふ形式によらず、漸次に、その地歩を確保するに至つたものである。その主なる外交交渉は、寧ろ、佛・暹間及び佛・英間に於ける國境確定の外交交渉中に置かれてゐた。即ち、一八九三年、フランスは老撾及び東京等、メコン河左岸地帯へ侵入せる暹羅軍を撃退し、一方、砲艦三隻をメナム河に派遣して、強硬なる決意を示した。この抗議に對して、暹羅國側は遂に屈し、一八九三年七月三十日、佛暹條約によつて、暹羅は、メコン河左岸及び河中の島嶼に關する宗主權の放棄を約し、超えて、一八九六年一月十五日の倫敦に於ける英・佛共同宣言によつて、緬甸及び安南國の國境が確定せらるるに至つた。

老撾に關するフランス保護權の設定は、右の外に、一九〇四年二月十三日第二回佛暹條約、一九〇七年三月第三回佛暹條約、及び、一九二六年八月二十五日第四回佛暹條約が締結されてゐる。即ち、一九〇四年には、暹羅はバック及びメコン河の右岸に位置するリュアン・ブラバン王國の一部に對する宗主權を放棄し、一九〇七年には、メコン河右岸の主要地域を占むる暹羅國領土を五十年間租借することを契約し、一九二六年には、メコン河流域の國境管理に關し、兩國の國境に沿ひ、左右兩岸各々幅二五呎を非軍事中立地帯とすることを約した。

第二章 印度支那に於けるフランス統治政策の發展

一 交趾支那に於ける統治政策

極東に於けるフランスの軍事的進出は、ナポレオン三世の治下に積極化したものであるが、本國政府に於ては、極東植民地に對する何等の一貫せる政策もたなかつた。従つて、初代交趾支那總督に任命されたるシャルネ提督 Charner (一八六一年赴任す) の統治政策は、無計畫的であつた。舊政體の官人等は、悉く逃亡し、官文書、殊に、最も重要な租稅名簿をその際に破棄して仕舞つた。

シャルネの後繼者ボナル提督 Bonard は、植民地統治に經驗があり、當時の保護領たるアルジェリアの統治論に精通してゐたが、官人逃亡のため、かかる政府を交趾支那に設置することは不可能であつた。そこで、かれは、一八六二年佛人將校を土人政務監察官 Inspectors of Native Affairs に任命し、非常に劣等な素材で機械的に組織せねばならなかつたところの土人政府の上に之を配置して統治を進めた。監察官は、かれの前任者たる官人同様に、凡ゆる權力を無差別に行使した。又、ボナルは、これらの監察官に土語の習得を奨励した。最初ボナルは、保護領政策を採用せんとしたのであつたが、全交趾支那には叛亂が間歇的に勃發したことは、かれを驅つて益々直接統治の方向を採らしめるに至つた。ボナル以後の諸總督は、その任期が餘りに短かつたため、かかる暫定的な體制を次々と引繼ぐのみで、根本的には何等の改革も行はず、業績にも何等の見るべきものがなかつた。

交趾支那にやや統治の様式の定つたのは、グランディエール提督 Grandière の時である。かれの五ヶ年に亘る統治は、保護領政治と軍政との奇妙な結合を特徴としてゐる。かれは、部下の任命、租税の徴収、豫算の編成、公共事業計畫、通譯學校創立等に敏腕をふるつた。西貢市の練習學校 Collège des stagiaires に於ては、前途有望な行政官志願者に對して厳格な教育を施した。同校は、現在では軍人以外の者も入學させてゐる。志願者数は増大し、かれらは卒業後経験に基いて新たな職務に配屬せしめられた。その結果、各州を受けもつ三人の將校監察官の間に争ひを生じた。理論的には、この三人の監察官は同格であつたが、事實上は第一級監察官が他の二人を支配してゐた。かれらに統治上の新たな経験を與へたことは、御し難い軍人氣質を撓はめるに尠ならず役立つた。

第三共和國が成立するに至つて、フランス植民政策の基調は、一七八九年の同化政策へ復歸した。新政府は、一八七九年に於て、軍政下の交趾支那をより民主的の制度に置き代へんと欲して、初代文官總督ル・ミル・ド・ヴィレール Myre de Vilers を起用した。ド・ヴィレールに課せられた本國の訓令は、頗る杓子定規的で、安南人心理に對する理解は全く無く、フランスの自由、平等、博愛の理想を移植するに必要な何等の準備もないことを示した。けれどもヴィレールは、アルジェリア統治の経験者であり、植民地を本國そつくり形づくらうとする當時の情勢に暗い官僚政府の訓令に對しては融通ある解釋を下した。にも拘らず、かれこそは、同時代の思潮たりし、フランスの同化植民政策の代表的人物と考へられてゐる。

ヴィレールの行政改革の第一に挙げられることは、總督の無責任を抑制する手段として、交趾支那植民地評議會 Colonial Council を設けたことである。この評議會は、佛人及び少數の土人名士（長老）をもつて構成された最初の印度支那の諮問的代議機關であつた。次に、控訴院を創設し、土人法を整理し、その刑法をフランス刑法に倣つて改正せんと試みた。又、官僚政治を創らんがために、前記の Collège des Stagiaires を廢止した。租税負擔を輕減し、増大し行く無産階級を減少せんがために、小土地所有を強化し、且つ掠奪を事とする土人名士に對して、農民を保護せんと試みた。けれども、これらの諸改革は、幾多の混亂と弊害とを伴つた。ヴィレールは、軍政時代の總督の如く、不斷の叛亂に當面しなかつたが、共和國の理想を實現するためには、老練な協力者も亦費用も缺いてゐた。官吏の不必要な増加による豫算の枯渴、安南人の村落共同體及び家族制度の破壊、不適當なフランス法制の適用による通辯制度、普及化せる儒教教育に代ふるに少數安南人に對する勝手に改竄せる佛語の流布、經濟的國民軍に代ふるに高價につく土人軍隊の擴張、軍政を抑壓せんがための皮相な行政改革、又、その結果としての總ての佛人選舉有資格者に與へたる過大の特權等々が、ヴィレール及びヴィレール以後の同化主義者が交趾支那に齎らせる統治政策の缺陷であつた。就中、同化政策の弊害の最大なるものはその教育施設であつた。

植民地評議會に豫算を執掌せしめたことは、間もなく重大缺陷であることが判明した。同會議は、納税者の利益に全く反して、歳入を勝手に運用し征服者間の獲物の分前の争奪に利用された。ヴィレールの改革中、最も貢獻せるものと云はれてゐるのは司法改革である。一八六四年の軍政時代に採用された司法制度は、フランス法と土人法との二制度の併用にあつて、重刑には總督の認可を絶対に必要とされてゐた。然るに、軍政下にあつては、理論的には、土人法によるものとされてゐた司法も、實際上は監察官の意の儘に執行され、政治的犯罪は軍法會議で裁かれてゐた。ヴィレールの改革は、この根本原則を變化するものではなく、その濫用を抑止するに過ぎなかつたが、ヴィレールの新たに創設した治安官は、舊行政官から激しく反對された。土人は、又、政府が自から定めた法規の違反に對して徵罰権のないのに當惑した。更に、かかる變革を行ふために新しい役人がこの植民地に殺到した。かれらの中には、單に、フランス

の舊植民地に屬してゐたとの理由で、フランス市民権を附與せられた印度人の治安官がゐた。總ての外國人、殊に裁判官は、かれの通譯の意のままにされた。嘗つての監察官は地方的經驗しかなく、フランス法の知識がなかつたが、新來の治安官は、フランス法には明るいが、國土については何の知識もなく、又知らうもしなかつた。相互の嫉視は幾多の争ひの種を蒔いた。

經濟上、フランス人は、交趾支那には殆んど影響を與へなかつた。當領征服により、かれらは既に、支那人によつて完全に組織された世界の米倉の一つを苦もなく手に入れたのであつた。計畫も立てず努力もせず、歳入は國庫に流れ込み、他方庶民の生活は依然として悲惨であつた。米の自由輸出を許すことによつて、フランス人は土人名士の財産の増加を助勢した。と同時に、賦役を禁止して土人名士階級から、自由労働を奪つた。土人名士の苛立ちは、當然、最早や官人の保護すら失つた農民の頭上にふりかかつた。平和のつづいたことにより、公共事業の行はれたことにより、交趾支那の人口は増加し、交趾支那は、外見上、繁榮したが、土人の生活は改善されず、不満は到る處に消極的抵抗の形をとつて現れた。

ヴィレは四ヶ年當領を統治した。彼の隱退後、行政、司法、立法上に幾多の改革が行はれたが、それは愈々益々同化政策の線に沿ふものであつた。外見上の繁榮は交趾支那を頗る尊大にした。巨大な財力を有する交趾支那植民地評議會は、ブランシイ派 *Blanchy régime* と名づける一團の人々の支配するところとなり、かれらは、自分等の俸給を増加せんがために定期的に投票を行ひ、國のためには何もしなかつた。後年、ド・ラネッサンが、その大なる權力をもつてして、尙ほ且つ、印度支那聯邦の創設を妨げられたのは、この黨派の防害によつてであつた。ラネッサンの後繼者ルッソーを苦しめたのもこの黨派であつた。

交趾支那との談判を成立させるためには、デュメールの強力な腕を必要とした。だが、交趾支那は、常に、その弱い隣人たる聯合各國に補助金を與へることに憤慨し、總督との關係に於て不斷に不満を表明した。

二 安南及び東京に於ける統治政策

フランスに於ては、十九世紀の末葉に至つて、同化政策の弊害が漸く認められ始めた。その最も簡潔な聲明は、一八八三年、植民政策の權威ジ・セフ・アルマン *Joseph Harmand* の著書 "Domination et Colonisation" の中に現はれた。後年、フランスでは、この思想を協同主義と呼んでゐる。この思想は、當時の労働者及び社會主義的組織の成長によつて助勢された。そして、印度支那に於てこの思想を最初に實踐に移したのはポール・ベル *Paul Bert* であつた。

ベルは、科學者出身の政治家で、一八八六年一月、安南及び東京の理事官長に任命され、同じ年の十一月河内に於て客死するまで、僅か六ヶ月に亘る統治しか經驗しなかつたが、かれの施政は、フランスの對印度支那政策史の上に一新紀元を劃せるものとさへ云はれてゐる。

ベルが赴任した年に於ては、安南及び東京は極めて危険な状態に置かれてゐた。安南に於ては、順化王室は、安南有識者の間に「フランスの従僕」として冷視され、安南官人は殆んど總てがフランス統治に反抗の氣勢を示してをり、東京に於ては、フランスは、デルタを確保しただけで、山嶽地方は、尙ほ、叛軍の手中にすらあつた、この情勢に對して、ベルは、安南に於ては、失はれた安南王の信頼を恢復して、憎むべき官人階級の勢力を削ぐことが必要であり、東京に於ては、フランス統治に對する土人の信用を恢復して、官人階級を放逐するにありと考へた。その結

果、ペールは、安南及び東京に對しては、交趾支那に於けると異なる新植民地行政を試用した。即ち、安南に於ては、王權を復活せしめ、フランスは、それを通じて間接に統治するといふ保護領政策の様式を定め、東京に對しては、王權の代理者 *King-Luce* に王權を移すことによつて、安南二國の分離を完成した。この後の政策は、直接統治への第一歩であつて、必ずしもフランス本國の政策と衝突するものではなかつた。のみならず、かれの最も力を注いだのは東京の統治であつた。しかし、かれは、土人の傳統と土人の統治權とを崩壊せしめつつあつた同化政策には反對で、飽くまで、土人を助けて、かれらをフランスの政策に協力せしめることが有利であると考へた。そこで、一八八六年四月宣言を發して、フランスは領土的野心はなく、民業を壓迫するものでもなく、民衆の風習はこれを尊重するものなることを約し、賦役を制限し、滯納租税を免除し、貧窮地方へは補助金を與へ、病院其他の慈善施設を行ふ等凡ゆる努力を拂つた。この政策の結果は、土人のフランスに對する信用を増加し、かれらをフランスの味方に引入れるに役立つた。ペールは、更に、ルイ十六世の故智に習つて、「東京人名士評議會」を創立した。この施設は、フランスが印度支那にとり入れた最初の純然たる土人組織で、各州から代表者が選出され、土木工事、荒蕪地の開拓、村落の再建、租税の徴收、治安維持等に關する諸般の問題を審議した後、かれらがフランスの植民行政の使徒として各州へ政策を持ち歸る仕組になつてゐた。新聞のなかつた當時の民衆が、この制度によつてフランスの統治方針を全国的に傳播徹底せしめるために、如何に効果があつたかはここに云ふまでもない。ペールは、又、東京に於ける安南官人を放逐して、東京人の新官吏を養成し、且つその傳統的文化を保存することを目的として、「東京翰林院」を創設した。又從來の通辯制度の弊害を除かんとし、土人間にフランス語の基礎知識を普及した。

しかし、財政分野に於けるペールの開拓は、以上に比すれば、遙かに劣れるものであつた。ペールは、嚴重に強制労働を取締り、滯納租税を免除する等、幾多の土人保護施設を行つたが、租税を金錢支拂ひに改めたことは、既にして悲惨な境遇にある住民の負擔をそれ程軽減する結果とはならなかつた。經濟上のペールの仕事は不完全で、實際問題を何等解決しなかつた。財政的基礎を固め本國政府の補助金から獨立する仕事は、デュメールに残された。ペールの後繼者は、ペールの精神を理解せず、ペールの残した業績を何等發展せしめなかつた。ペール亡き後、僅か五年の間に、總督の交迭を見たこと五回、皆それぞれ前任者と反對の政策を採用することによつて、安南・東京の反亂を延引させた。印度支那の赤字豫算は莫大な額に達し、商業活動は停滞し、資本家は投資をしなくなつた。社會の治安は紊れ、山賊の數は殖え、一八九一年には、河内の城門まで叛徒が襲來する有様で、掠奪と兵亂とは、一般民衆の生活を根底から破壊した。ペールから五番目の總督ビケは、この混亂を收拾するの術なく、遂に、自から本國召還を要請するに至つた。

そこで起用されたのが、一流の植民政策學者にして政治家たる *ド・ラネッサン De Lanessan* であつた。かれは、一八九一年、フレシネ内閣により、特別監督官として印度支那へ派遣された、同年四月の大統領令により、總督の權限が非常に擴大されたので、*ド・ラネッサン* はパリ政府に遠慮なく、その獨裁的權限を行使した。

ド・ラネッサン は、かれの到着が *ショー・ボ Chao Bo* 事件と時を同じくしたため、東京へ軍政區を設定して、高地東京の鎮定及び統治を正規軍の手に委ねたため、文官階級の不滿を買つたが、保護領政策の理想に熱心な點ではペールと一致してゐた。しかし、かれは、ペールと違つて、安南官人階級をもつて憎むべき敵とは考へなかつた。この階級は、安南の社會機構中に缺くべからざる要素であり、この階級こそ民衆の支持を受けてゐる唯一のものであると考へた。そこで、*ラネッサン* は、官人達に舊來通りの權限を與へることを決意し、自からは、ただ間接的に、これを

統治することにした。かくして、東京の官人と安南の官廷との間の従来の關係は復活された。一方、安南王は東京の官人がフランスに對し忠順の義務を負ふべきことを布告し、他方、ラネッサンは、安南王が東京及び官人群に對して有してゐた舊來の宗主權をそのまま認めた。國內の平和を恢復することが官人等にとつて利益となつたので、デルタ地帯の大部分は、かれの就任を見た年の終り頃迄に、平靜に復歸した。

ラネッサンの保護領政策は、單に、安南にとどまらず、東京に於ても同一の統治機構を實施するにあつた。この點では、寧ろ、ベールに一步を進めるものであつた。

次に、土民の一般社會生活に對しては、これに無益なる變化を與へないことを信條とした。かれは、土人の家族制度、相續制度及び村落共同體の破壊を結果したフランス式民法の採用が、交趾支那に齎らせる弊害を認め、むしろ、土民の宗教、社會制度、及び役人達を尊重することこそ、近代植民政策の基本原理解であるべきだと考へた。この點ではベールの協同主義と同一の軌道を行くものであつた。

ラネッサンが經濟發展に盡した業績は尠くなかつた。かれは諒山に至る軍事鐵道敷設工事を起した外、デルタ地帯に三百五十軒の鐵道を敷設した。又、港灣を築き租稅制度を整備し、科學的調査を獎勵した。かくして、租稅收入はかれの就任當時の三百六十七萬比弗から六百六十萬比弗に、關稅收入は八十二萬比弗から二百四萬比弗へ増加した。かれの就任當時には、金融業者から百萬法の借款をすることすら出来なかつたが、退職する時には五千萬法の公共事業が完成されてゐた。そして、フランスの金融業者が、政府の保證なしに、千五百キロの鐵道敷設に要する資金を提供した。

しかし、パリ政府は、ラネッサンのこの威望に不安を感じ、一八九四年、突如として事業の途中にあるかれを本國

へ召還した。パリ政府が、ラネッサンに非常な權力を委任したのは、特殊の事情によるものであつたから、かれの召還後の本國政府は、印度支那に對して自から統御權を取らんとする強硬態度を示した。そのため、ラネッサンの後繼者に恐るべき人材を拔擢することもせず、後繼總督をして獨立の政策を始める機會を得せしめぬやうに周到なる用心を拂つた。

三 印度支那聯邦の統治政策

印度支那全體は、當初は、ただ、地理的に統一されてゐるのみで、行政上には何等統一されてはゐなかつた。交趾支那は亂脈な機構によつて運轉されてゐる植民地にして、近隣諸國との協力を拒絶し、一八八七年までは、行政上は東埔寨に結びつけられて、總督と植民大臣との支配下に置かれてゐた。東埔寨は、名目上は保護國であつたが、その表面的なフランス化が、根本的には少しも變らない封建制度を覆ふてゐるだけであつた。安南及び東京は、第二のグループを構成し、本國外務大臣に隸屬する理事官長を戴いてゐた。總督等は、この保護國の叛亂の鎮壓にかかり切つてゐて、未だもつて内政に邁進せんとする充分の試みをなし得なかつた。

一八八七年、植民大臣の支配下に、聯邦總督及び總督府會議が創設されることによつて、統一への第一歩が踏み出されたが、未だ、何等の聯邦豫算も存在しなかつたため、その命令は無力であつた。財政は、一般政策同様、本國政府によつて嚴重に統制されてゐた。ラネッサンは眠れる印度支那を覺醒せしめ、その絶大の權力をふるつて、安南及び東京の治安を恢復し、經濟的發展への一步を踏み出したが、パリ政府は印度支那に對する寛大なる政策を間もなく後悔した。ラネッサンに次いでルッソー Rousseau (一八九四乃至一八九五年) とファール Faure (一八九五乃至一八

九七年)が總督に任ぜられたが、その間には何等の注目すべき施政も行はれなかつた。一八九七年に至つて、ポール・デュメール Paul Doumer が總督に起用されて、眞の印度支那聯邦の確立を見るに至つたのである。

デュメールはブルジョア内閣の財務長官を勤め、且つ、一八九五年には、植民地の豫算報告者として東京の財政を研究した経験もあり、拔群の経歴をもつてスタートし、共和國大統領をもつて終つた人であるが、彼の佛印總督の任命は、ラネッサンと同様、パリの政治舞臺から人材を追はんとする政敵の提案せるところであつた。

デュメールの政策は、ペールやラネッサンの如く協同主義を基調とするものではなく、むしろ、同化政策、中央集権主義、極端な本國主義に立脚してゐた。従つて、これらの主義に不賛成な者達や交趾支那のフランシイ派等の大反對を捲き起した。けれども、デュメールは敢然として、行政、司法、財政經濟上の大改革を斷行した。

デュメールの根本的行政改革は、地方と聯邦との利益を區分したことであり、又政府の全分野にこの區分を持ち込んだことであつた。従來、總督は、東京施政に餘りに没頭して、聯邦全體のことを考へなかつたのに反して、デュメールは、聯邦總督なるものは、全佛印を統轄し監督すべきであつて、聯邦各國の行政には直接參畫するに及ばないといふ原則を立てた。即ち、かれは、聯邦各國の上にこれを統轄する聯邦政府を確立したのである、總督府は、これによつて全印度支那に聯邦の威信を放射すべき任務を負ふものとなつた。總督府の機構中、最も重要なものは、非技術部たる内務部 The Department of Civil Affairs (D. C. A.) の部は、間もなく、餘り強大なるものとなり、遂に、停止されねばならなくなつた。更に、印度支那最高會議 Superior Council が聯邦諮問機關として復活され、地方商業會議所及び農業會議所と共に、新たな聯邦の骨組となつた。聯邦制による司法改革は、聯邦を強化し、且つ交趾支那の自治本能を抑制するに役立つた。だが、一般豫算の確立こそは、新制度の最も重要な改革であつた。その主要

歳入は、間接税、又は、有名な酒精、阿片、鹽の專賣の収益によるものとされた。デュメールは、これを安南政府から剝奪し、これに新たな形式を與へることによつて恐るべき効果を擧げた。これは、遂には、土人の不滿の最大の原因となつた。更に、印度支那を經濟的に發展せしめ、且つ又、聯邦の連帶を強化する公共事業計畫は、かれの大々的鐵道敷設計畫の上に見られる。そのため、かれがフランスで募集した公債額は、二億法に上つた。デュメールは、印度支那の經濟的發展に、かれの全事業の成功を賭した最初の總督であつた。

更に、デュメールの地方行政機構の改革は、一層重要である。かれは保護國を聯邦中央機關に隸屬せしむる目的をもつて、東京に於ける *Kinh-Touc* (國王代理)を廢止し、之を理事官長に代らしめることによつて、東京に對する直接統治への道を開いた。かれは、理論的には、村落共同體の存在を好まなかつたが、實際的效果の上から之を存続し、土人裁判に對しては、官人の腐敗を防止する目的で、その俸給を増加した。更に、有力な土人の監督をより嚴重に成遂ぐるため、土人名士より成る諮問委員會を設置し、又理事官長會議を創設して、新たな地方行政機構を整備した。

安南に於ては、國王の補佐機關たる攝政會議 *Regency Council* を、その多くの附屬機關と共に廢止し、これを理事官長を議長とする閣議に變更した。財政的には、順化王室からの徵稅權の大部分を剝奪して、その代りに別箇の豫算を當てがつた。更に國王から無主地の一切の權利を奪ひ、そこにフランスの土地所有權を設定した。

東埔寨に於ては、安南と同様、理事官長が東埔寨の土人内閣會議の議長となり、フランスはクメル王室の財政を引継ぎ、國王には王室費を支給した。更に、フランスの司法權を擴張して、非東埔寨人たるアジア人の上に及ぼし、命令をもつて農奴制と拷問とを廢止した。又、安南と同様、東埔寨にもフランスの土地所有權を承認せしめ、農業植民の新たな道を開いた。

交趾支那に於ては、聯邦中央政府の權力を承認せしめ、交趾支那植民地評議會の勢力を抑へる以外には見るべき改革は行はれなかつた。ここでは、行政上の同化政策が一層強化され、官僚主義が益々増長された。

デューメルにとつて全くの處女地であつた老嫗に於ては、計畫された鐵道敷設が、遂には、地理的障礙を克服し、この地の經濟的昏睡状態がやがて呼醒されることが、漠然と希望されたのみであつた。

デューメルは、以上の如き大改革を、一八九七年二月から一九〇二年三月までの在任期間中に成遂げた。この期間は、長い闘争の後を受けて、比較的平和な時期を劃した。一九〇〇年の支那の危機が印度支那に波及しなかつたのは、デューメルの確固たる統治の結果であると云はれる。事實、この期間には豊作が連続した。デューメル政策の最大の成果は、印度支那を財政的に獨立せしめて、本國政府の監督から解放したこと（豫算は、未だ尙ほ、パリ政府の認可を必要としたが、それは、單なる形式に過ぎなくなつた）、フランスの勢力を極東、殊に、雲南地方へ移植したこと、（雲南鐵道計畫。印度支那政府の極東外交官への補助。専門家の支那及び暹羅への派遣。東洋に於けるフランス學術上の著書の刊行獎勵。——政府の佛・日、佛・暹、佛・支辭典の編纂等々。）土人國王の權力を削減し、之を單なる「飾物」に變形し、全半島の上に西歐の勢力を擴張した點にある。

けれども、デューメルの中央集權主義は、頑固な形式主義を特徴とした。相異なる地方の事情は無視され、地方的活動に充分な餘地が残されなかつた。人爲的聯邦の新組織は、既に、行政官過剰の植民地へ新たな官僚主義を導入した。又、デューメルの財政々策は、印度支那の實力を超過するものであつた。土民政策は完全に無視され、既にして貧困な住民は、過重な負擔に愈々苦しめられた。租税は、公正な査定を経ずして増加され、凡ゆる可能な財源は、最大限度に搾取された。効用の疑はしい大規模な公共事業が計畫され、そのために、公債が募集され、而も、それが

思ひつゝいたまま早急に且つ不經濟に實施されたため、それらの事業は未完成のまま放棄された。本國政府からもぎとつた總督の權力は、却つて、屬僚統制の負擔に轉化された。かくて、デューメルの後には、中央集權への反動が、徐々に擡頭するに至つた。

一九〇二年十月、デューメルの後を襲つてポール・ボー Paul Beau が着任した。デューメルの異常な幸運に引き換へ、ボーは三ヶ年續けて凶作に見舞はれた。加ふるに比弗の下落は致命的な打撃であつた。一九〇五年の日露戰爭に於ける日本の勝利の反響とともに、印度支那には民族的自覺が昂まり、財政上の不正に對する土人の不滿が全印度支那に増大した。そして、ボーの統治下に於て、初めて、土人問題が重要な課題として判然と現はれて來た。

従つて、ボーの最も獨創的な政策は、土人政策であつた。ボーはデューメルの極端な中央集權主義には反對であつたから、土人等の尤もな要求に對して局課を調整し、行政上の地方分權への道を開いた。かれは、土人制度を尊重し、直接統治を通じて喪失した職能の幾分を、官人に取り戻してやり、土人のインテリゲンチヤに對しては、かれらの協力を得るため、政府部内の地位を若干開放した。かれは、又、州會議 Provincial Councils を創設し、東京に最初の諮問議會 Advisory Chamber を開設した。

ボーは、又、中等教育を發達せしめることにより、又醫療施設を組織することにより、間接的にせよ、土人政策の効果を擴大した。有望な學生は、之をフランス又はハノイの大學へ送つて教育し、土人教育完成のための評議會を聯邦各國の學務委員の下に開設した。この評議會の仕事は、間もなく没却されたが、かれの計畫は、大戰後の時代に復活された。

この意味に於て、ボーの政策は、聯邦統治に於ける土人との協同主義への轉換期を劃するものである。しかし、か

れのかかる意圖は、その協力者の反抗によつて相殺された。かれは、專賣權の弊害を緩和することを怠り、經濟問題については、ただ、デューメルの大事業を繼續するのみで何等の新らしい試みもなさなかつた。

ポーの後任クロボコウスキ Klobukowsky (一九〇八年九月乃至一九一〇年一月) は、ポーと同様、デューメルの後を受けて苦しんだ總督である。豫算は、再び、不安定となり租税の徴收は滞ほつてゐた。ロシアの敗戦は、西歐諸國の東洋民族支配への土民反抗の動機を作り、印度支那に於ても、民族主義が発生しつゝあつた。印度支那に叛亂が勃發しかけてゐるとの報告に、クロボコウスキは赴任を早やめた。かれが着任後最初にやつたことは、ハノイのフランス人が創設した謀反人處罰の非合法機關たる刑事委員會 Criminal Commission の解散であつた。ハノイの守備隊を毒殺せんとする安南人の陰謀が發覺して、同市のフランス人たる一般市民は、斷乎たる鎮壓手段をとることを要求して總督のところへ押し寄せた。交趾支那に於ても同時にギルベル・シュウ Gilbert Chieu の陰謀が發覺され、高地東京にも暴動が起つた。クロボコウスキはこれらの反亂運動を残忍な方法をもつて彈壓した。

クロボコウスキは、佛印總督として十五ヶ月在任、その間、かれは、反亂の鎮壓に忙殺されてゐたが、特記すべき二、三の改革を行つた。その最大なものは、政府の專賣制度を改革せんとしたことである。かれは、專賣權は、豫算上、重要な財源であることを承知してゐたが、この制度が佛印に與へた打撃は、戦争よりもより大なるものあるを察知した。しかし、佛印は、長期の契約に束縛されてゐたため、直ちに之が改革を行ふことが出来なかつた。クロボコウスキのバリに於ける運動が効を奏して、同制度の改革の成つたのは、かれの退任後の一九一二年であつた。專賣權に致命的打撃を與へたのはクロボコウスキであつたが、それが直ちに行はれなかつたことは、安南人を痛く失望させた。けれども、かれが專賣權の最も悪い部分について若干の緩和を試みたことは確かである。次に、クロボコウスキは、

行政上の地方分權を押し進めた。そのために、第一には、一般部局を整理し、第二には、村落共同體を復興した。即ち、市場や渡船場から上る歳入は、之を村落共同體へ返還した。そして、賦役に對して一層注意深い取締を行つた。

教育に、公共事業に、將又、裁判組織に、クロボコウスキは、豫算の許す限りポーに追隨した。かれの仕事が効果的であるよりも、もつと勇氣のあるものであつたら、かれこそは、デューメルが植民地に蔓延するに任せた弊害を矯正せる第一人者であつたらう。けれども、かれはバリに於ける強力な專賣權の院外運動者に打負かされ、又、傲慢な手段で彼に敵對した印度支那の官吏にも打負かされた。

一九一一年十一月アルベール・サロー Albert Sarraut が就任した。サローの政策の基調は、地方分權主義であり、協同主義であつた。

サローの行政機構改革の理想は、訓練あり報酬もよい少數の官吏をもつて、英國風の文官施政でやつて行くことであつた。そのため、かれは、總督府各部局の整理に着手して、人員を淘汰し、豫算の負擔を軽減し、土人を行政機構最下級の官吏に採用することを決した。且つ、官吏の質を高めるために文官試験制度を復活した。地方分權主義の採用は、當然、官吏の土語習得を必要とし、サローは、一九一二年の總督令をもつて、官吏の土語習得を命じたが、これは殆んど實行されずに、一九二八年迄放棄せられた。

行政改革に次ぐ重要な改革は、司法制度の改革であつた。改革の骨子は、聯邦各國の裁判制度を統一することにあつたが、それは、土人裁判に一層の保證を與へる法典の修正、安南及び柬埔寨に於ける拷問と體刑との禁止、その他、支那人秘密結社、浮浪人、婦人小兒の賣買を一層嚴重に取締る諸種の細則等の公布等であつた。

だが、サローの政策中最も注意すべきは土民政策である。この政策に於ては、サローは、ベール、ド・ラネッサン、

ボーの後継者であり、かれらの理想を理想とするものであつた。又、かれは、土人に信服された最初の總督でもあつた。かれは、本能的に、安南人を好み、又安南人からも愛された。サローは、公共事業、教育及び醫療施設に新たな刺戟を與へることにより、又、土人官吏の俸給を引き上げることによつて、土人の生活水準を高めることを考へた。公共事業は、未だ交通手段を發達せしめる以外には大した發展は見られなかつたが、かれはかかる事業を土人の福祉と密接に結合させることを考へた。植民地豫算に於ける教育費は、一段と増加され、ブノンペンに土人僧侶のための師範學校が建設され、安南諸國にとつて必要とされた教師の養成が行はれた。學校の課程では、傳統的文化、殊に、儒教道徳が尊重せられた。土人代表制度は、ボーの計畫通りに改組され、未だ諮問會議のない國々にはこれが設置され、その職權も擴大された。安南には州會が設けられ、東京の選舉權所有者數は、人民全體をより多く代表し得る様に増加された。衛生保健課 The Medical Service の事業は擴張せられ、週期的流行病の根絶を期して病院や實地研究機關網が、殊に、農村地方へも張り廻らされた。衛生保健課の職員を整備する目的で、ハノイに醫藥學校を擴張した。又、癲病院や精神病院の設立や都市衛生の改善も、サローの開拓せるところであつた。

サローは、又、土地制度の改革をも研究しつつあつたが、重病のため、一九一四年に歸還を餘儀なくされた。かれの總督期間は、印度支那に於けるフランス植民政策史、殊に、その土民政策史の上に轉換期を示すものである。

大戦中、印度支那統治に當つたのは、**バン・ウルランオーバン Van Vollenhoven**、**ルーム Roume** 及び**シャルル Charlier** の三人の假總督であつたが、かれらは、殆んど云ふに足る仕事をなさず、ただ、サローの政策を追隨するのみであつた。

大戦中、フランスは、印度支那の統治を等閑に附してゐた。暹羅や雲南で獨逸が陰謀を企ててゐるとの噂も本國を

それ程刺戟するものではなかつた。しかし、一九一五年、フランスは、植民地に援助を求めんことを決し、約十四萬人の安南人兵士並びに労働者が歐洲に送られた。佛印では、兵士及び労働者の徵募に對して、口錢を得んとして無法なテロを用ひた徵募人に對して、充分な取締がなされず、寄附金や献金の募集も同様な強制的手段で行はれた。そして、大戦中、保護領内に二つの重大な事件が勃發した。結局、かかる弊害は一時的なものであり、且つ、其の後の一般的經濟的繁榮で相殺されたが、遙かに重大なことは、大戦が印度支那に及ぼした心理的影響であつた。安南土人の間に、歐洲人に對する不信の念が増大した。

かかる形勢を收拾するために、一九一七年、サローが再び總督に任ぜられた。サローの名は、印度支那では不思議な魅力をもつてゐた。かれは、僅か二千人の軍勢をもつて、三千萬人のアジア人の國を、兎も角、平和に治めた。

一九一七—一九九一年間、サローは全印度支那聯邦を、地方分權の旗幟の下に再編成した。大戦の犠牲者たる安南兵士の遺族に對しては、恩給令を發した。その他、労働植民總監部を創設した。一九一九年四月廿七日に公開演説で、サローは、初めて、安南人解放問題を論じ、フランスの主權の下に、植民地に特權を與へる可能性を口にした。けれども、フランスへ歸つて、植民大臣となつた後のサローの口からは、再び、かかる寛大な計畫は聞かれなかつた。サローは、己が煽り立てた民族主義の行過ぎに、デロンド黨員の如く、辟易した。

一九二〇年に**モリス・ロング Maurice Long** が着任した。ロングは、長い間の國會議員としての經驗とモロッコについて専門的な知識をもつてゐた。ロングはデュメールやラネッサンと同様、政敵によつて東洋へ「追放」された急進的改革論者の一人である。かれは、植民大臣サローの計畫を實行するために佛印總督となつた。従つて、その政策の基調はサローと同一であつた。

ロングが當面せざるを得なかつたのは、主に政治問題と財政問題であつた。當時、生活費の騰貴と法の下落とが印度支那の豫算難を招來しつつあつた。このことは官吏の俸給の調整を必要とした。そしてその必然的結果として銀行取引を包含したため、かれの政策は本國及び佛印に於いて痛烈に非難された。財政問題について、ロングの成功せることは、印度支那内に於て、はじめて、公債を募集したことであつた。これは、印度支那が漸く經濟的に丁年に達したことを立證するものであつた。

ロングは、又、サローの提起せる土人官吏採用問題を發展せしめた。かれは、Cadres Indépendansなる特別土人官吏團を創設し、佛人官吏の局課と併行せる官署にかれらを配屬した。けれども、それは、俸給や昇進に於て佛人官吏と區別されたのみならず、不必要な經費のかかる官署の複製に過ぎず、安南人の野心を満足せしめるものではなかつた。行政改革に於て成功せる點は、むしろ、土人代議制度の改革であつた。ロングは、交趾支那に於ては、土人選挙有資格者数を増加し、更に、村落會議(村役員會)及び州會議にそれぞれ固有の豫算を與へることによつて、その自治權を擴大した。けれども、これら會議の職能は、多くは、諮問機關にして、之に立法權を附與せるものではなかつた。同様の改革は、一九一三年の試み以來、有名無實となつてゐた安南の土人代議制についても行はれた。東京に於ては、ロングは、村落共同體の權力を復興した。けれども、サローによつて始められた法典修正の問題は之を延期した。東埔寨に於ては、一九一九年以來開始せられてゐた行政權と司法權との分離の問題が漸く完成せられた。老邁に於ては、ロングは改正法典を賦與し、州會議を創設することによつて、聯邦中最も後れたこの國をも同じ方向に引入れた。要するに、ロングの業績は、大體に於て、サローの計畫の完成に過ぎなかつた。ロングが地方行政機構を改革したり、財政上の自治權を與へたりしながら、總督府の無政府的機構を何等改革しなかつたことは奇妙とされてゐる。だ

が、ロングの任期中は、陰謀の續發を見ることもなく、かれは本國政府のため六百萬比弗の公債を募集し、その九五%を土人の據出によつて賄ひ得た。産業は發展し、印度支那は世界的大景氣の時代に入つた。

ロングに次いでマルシャル・メルラン Martial Merlin が總督になつた。かれは、西部アフリカの總督としては成功を収めたが、印度支那では失敗した。ロングの地方行政改革を引繼いで、總督府會議に對してより廣汎なる權力を附與した。メルランの時には、財政上の地方分權はそのどん底に達した。聯邦豫算は、間斷なく延滞してゐた。地方豫算に補助金を交附する仕事に忙殺されて、一般的利益に關する事業は出來なくなつた。この一般的繁榮の時期に、佛印政府の財政は益々逼迫して行くといふ奇態な現象を呈した。極東に於ける印度支那の重要性は、メルランの近隣諸國視察旅行によつて示されたが、かれは、廣東で爆彈を投げつけられ、且つ財政についての不人望のため、一九二五年に本國へ召還された。

次いでアレクサンドル・ヴァランヌ Alexandre Varenne が總督となつた。ヴァランヌは社會黨代議士にして、植民地統治の經驗はなかつたが、その自由主義的見解と財政手腕とを買はれて總督に任ぜられたものである。かれが佛印を財政難から救出した點は、特記すべき業績であつた。かれの所得稅徵收計畫は、交趾支那では眞向から反對せられたが、一般豫算は緊縮及び新稅によつてその均衡を恢復した。豫備金は再び充たされ、地方財政は獨立した。かれは、更に、村落共同體の復活に努力し、總督の活動に對するバリ政府の制肘と闘つた。だが、ヴァランヌの最も目覺しい活動は土人政策の分野に於て見られる。サロー同様、土人の状態を改善せんとするかれの眞摯な努力は、土人の間に大なる人氣をかち得た。

官廳への土人採用問題は、ロングとよき對象をなすものである。ロングは生活水準の根本的相違を理由に、土人及

び佛人官吏間に俸給上の差別を設けたが、ヴァランヌは、土人の義務的歸化を禁止して、土人に對して佛人と平等の官職に就く資格を附與した。この平等の取扱ひも、最高の官職は土人に閉ざされてゐたから、土人の希望を十分に満足させるには至らなかつたが、この改善のため印度支那は三ヶ年の平和を保持し得た。

ヴァランヌは、更に、大衆教育を擴大し、且つ中等教育を改善した。この政策は、植民者にとつては過激に過ぎ、土人インテリゲンチヤにとつてはそれ程寛大ではなかつた。更に、かれは、高利貸の搾取から農民を解放するために農業信用機關を組織した。ヴァランヌの労働者保護政策の採用と同時に、多數の新設プランテーションに於ける驚くべき農業労働者の悲惨な状態が暴露され、その改良のため、交趾支那に於ける最初の労働立法の誕生を見るに至つた。更に、歐亞混血人の法律上の保護及び負債による土人の禁錮刑の禁止も、ヴァランヌの業績であつた。

だが、かかる急進政策は、嵐の如き反對をバリと印度支那とに捲き起した。印度支那への出帆に際して、ヴァランヌのなせる演説は、既に、本國政府の恐怖するところとなつてゐたが、更に數ヶ月の後に、印度支那は結局獨立するであらう、とかれが公然と演説したことは、前例のない猛烈な攻撃を受け、彼の本國召還は時と機會の問題となつてゐた。遂に、一九二七年三月、本國へ召還され、かれが間接に關係せる土地拂下問題が議會の八釜しい問題となつた。

ピエール・バスキエ Pierre Pasquier の任命は、バリと佛印との關係に一轉換期を劃した。植民地に三十年間勤務した政黨家に非ざる官吏が、初めて佛印の總督に任ぜられた。安南諸國についてのかれの造詣の深さは、その著書 *L'Annam d'Autrefois* によつて示された。その學識は安南人すら感嘆するところである。

バスキエが就任を見た時の佛印は、經濟不況時代に入りつつあつた。米價と護謨價の慘落は、爲替の變動と同様、財政不安の最も大なる原因であつた。又、ヴァランヌの召還は、親土人派に對する植民者ブロックの勝利となり、か

れらは新總督の計畫に對して頑強な抵抗を試みた。バスキエは、だが、ヴァランヌの政策の支持者であつた。かれの計畫の多くはヴァランヌの創始し又計畫せるものであつた。

バスキエは、ヴァランヌの事業を更に擴大して、農業信用、労働立法、公共事業計畫、教育政策、地方行政の強化等々に盡力した。地方分權は、バリ政府の干渉から離れんとして再燃せる自治運動と並行して行はれた。

ヴァランヌを追拂ふことによつて、彼の政敵は印度支那に對する本國議會の一層の干渉を招いた。一九二八年の關稅の嚴格な勵行は、印度支那の特殊の要求に對しては若干讓歩したのであるが、結局、フランスの經濟ブロックの圈内へ佛印を導き入れる結果となつた。法にリンクすることによる比弗の安定は、フランスと印度支那間の結合を一層強化した。かくの如くにして、印度支那により多くの自治權を與へんとするバスキエの努力は酬ひられなかつた。

バスキエがヴァランヌから相續した難問題の一つは、佛人官吏と土人官吏間の敵對であつた。不況の打撃を受けた豫算の均衡をとらんがために、全官吏の俸給を切下げた時、かれらのバスキエに對する憤慨は底知れぬものがあつた。だがバスキエは、官吏に嚴重に語學の習得を要求した。そして佛人官吏の數を減少してその質を向上せしめんとする努力は漸く實を結んだ。

バスキエは、更に、總督府會議 *Conseil de Gouvernement* を改革して、聯邦主義理想の具體的表現たる經濟財政最高會議 *Grand Conseil des Intérêts économiques et financiers* を創設した。かかる計畫は、久しきに亘つて熟しつつあつたが、一九二九年にバスキエが始めて、この組織に生命を與へたものである。この會議は、總督の諮問機關にして、その審議内容は經濟分野に限られてゐたが、官僚だけではなく佛印全體をも代表せしめるものであつた。バスキエは、この機關の力をかりて、酒精專賣權を粉砕した。又、それ程成功を収めはしなかつたが、鹽と阿片の專賣

をも改正した。だが、經濟不況の深化と農園經營者への補助金の支出とのため豫算収入は大なる打撃を受けた。バスキエの在任中、安南に於ては、パリに留學したバオ・ダイ王 Bao-Dai が非常に重要な改革を行ったことも特記に値する。王は一九三二—三三年間に、人民の反抗を見ることなしに、保守主義者と闘つて、土人内閣の徹底的改革を行った。これは安南を強制的に西洋化するにあつたが、その結果は、一九二五年のフランスの直接統治への方向に若干の修正を與へるに役立つた。

經濟的不況と土人の叛亂とは、漸く、バスキエの政策の遂行を妨げつつあつたが、かれは、一九三四年初頭の航空事故によつて、その多望な計畫を中斷された。我儘な官吏と熾りつつある土人の不平とは、バスキエの後繼者に強力な人物を必要とし、そこで永年植民地統治に經驗あるルネ・ロバン René Robin が臨時總督に選ばれた。

ロバンは、東京理事官長として精力的な活動をした。新たな民法を公布し、水路網を整備し、土人の蜂起を容赦なく鎮壓した。かれはその施政演説に於ては、土人政策に於ける寛大と人道とを繰返すと雖も、事實は、安南に於ける虐殺に關係し、強力政治の施行者として有名である。しかし、ロバンは、この苛酷な政策によつて、土人の反抗を阻止したばかりでなく、不況の暗雲をも拂ひ退けた。かれは、勇敢に、一般豫算を一億比弗より五千五百萬比弗へ切下げ、輸出の絶對的必要を主張して、フランス市場を印度支那米のために開放せしめ、極東近隣諸國との通商條約締結に盡力した。又、峻嚴な經濟政策によつて、比弗の平價を切下げずに、豫算のバランスをとることに成功した。そして官吏グループをさへ沈黙せしめた。かれは又、長期クレジットの設定と負債の利下によつて農業恐慌を救つた。印度支那が不況を切り抜け得たのは、この總督の力だけではなく、一九二八—三四年の印度支那財務長官たるディエテルク M. Dieckelm の協力によるものである。

次いで一九三六年八月ジュール・ブレヴィエ Jules Brevie が總督に起用された。ブレヴィエは、西アフリカの行政官から佛印總督に轉じた四番目の總督である。フランス政府がかれを任命したのは、バスキエやロバンの如き有力なる政治家につきものの、政策の勝手な變更を抑止し、全フランス帝國の最高植民地統治の統一的原則を再確立せんがためであつた。

ブレヴィエは、印度支那へ向けて出帆眞際に、特に、人道的土人政策の施行を最も強調した。そして、彼は着任早々労働立法を公布した。又、一九三七年十二月、最高拓殖會議 Conseil supérieur de Colonisation を創設した。

〔註〕ブレヴィエは一九三九年退職し、今年五月二十日カトルー代理總督が正式に總督に任命された。しかるところ、六月、對獨戰爭に於ける徹底的敗北の結果、フランスに於てはベダン政府が成立し、新政府はカトルー總督を交迭してフランス・極東總司令官ドクレー提督を新總督に任命した。だが、ドクレー提督は、總督就任を一應辭退し、ベダン政府もこれを承認して、カトルー總督が最近まで總督の地位に留つてゐた。去る七月廿日發同盟通信によれば、その後カトルー、ドクレー兩者間に話合が進められた結果、ドクレー提督が正式に總督に就任した模様である。

敗戦の當初、佛印でも、モロツコヤシリア同様に、交戦繼續の空氣が濃厚であり、カトルー總督の去就も注目されたが、現在では、佛印政府もベタン政府を支持して、ドクレー新總督は云ふ迄もなくカトルー前總督と本國政府との間の關係は圓滿である。

第三章 印度支那統治機構の概要

一 聯邦中央行政機關

印度支那聯邦中央行政機關は、總督、總督府總務長官、總督府各部局、總督府會議及び同常置委員會、經濟財政最高諮問會議、各専門諮問機關等をもつて構成されてゐる。

(一) 總督

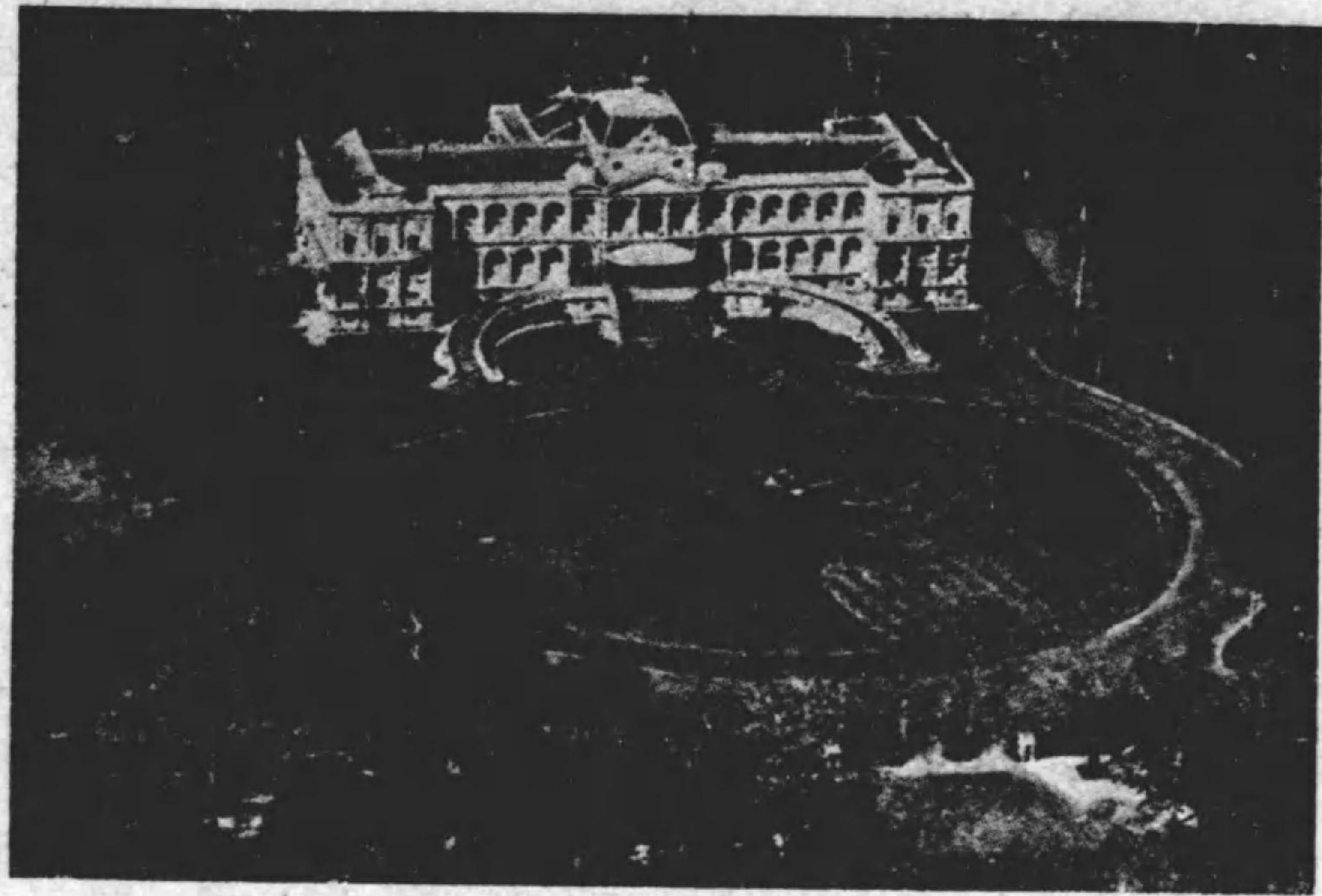
總督は、統治の最高機關にして、その權限は、行政・立法・司法・外交・軍事・財政等廣汎且つ多岐に亘り、簡單に、之を記述すること困難であるが、本國政府に對して佛印全般の利益を代表するとともに、本國國權の適法なる唯一の受任者として、植民大臣が直接に行使する權限を代行するものである。

總督は、行政及び財政上に自治權を有する聯邦各國に於ける行政長官の獨創的自由を拘束することを得ないと雖も、聯邦各國の行政長官に對して、上級官憲たる權能を附與せられ、本國官憲の一般的恒久的委任事項及び法律又は大統領令による特別委任事項についての諸法令の制定權を與へられてゐる。又、特別令の定むる所により、總督の責任をもつて、その制定權の一部又は全部を、總督府總務長官又は聯邦各國の行政長官に代理せしめることも出来る。

(イ) 立法權—總督は、憲法上本國議會の權能に屬する立法以外、植民地統治に必要な諸法令の制定權を附與せられてゐる。この制定權の行使に當つては、豫め、植民大臣の承認を得ることを必要としない。

(ロ) 行政權—總督は、軍事を除く一般行政及び公豫算支辨の各部局を統督し、地方官に對する官規及び單獨總督令の制定權も認められてゐる。但し、軍部の部局に於ける人員の配置、司法官及び裁判所書記の配屬の權限は認められてゐない。總督は、土地所有權に關する法律行爲、鐵道敷設計畫、聯邦二國間の土地の移管、聯邦各國中央及び地方の諮問會議の解散及び停會、商業・農業又は農商聯合會議所の設定、出版物の發行の許可及び配布の禁止、公共衛生事務の基準法、公共團體の土地收用令の制定、高等警察の行使權を附與せられてゐる。

(ハ) 司法權—普通法の裁判關係に於ける總督の權限は、本國に於ける司法大臣の權限と略々同一であるが、原則として、司法組織の改革を行ふ權限は附與せられず、又總督府關係事件に非らざれば、司法官を追訴し、又は追訴を妨ぐることを得ない。但し、特別裁判、若しくは、政治犯に關する總督の權限は、範圍頗る廣汎にして、總



西貢の總督官邸別館

(總督府所在地は1902年河内に移されたが總督は毎年數箇月を此處に駐在するを例とする)

督は、平時、軍事裁判の長官たる權限を有するとともに、陸軍大佐以下の軍人に對する常設軍法會議の管轄權に屬する捜査命令及び裁判命令、同時に、行政裁判評定官の任命權の外、聯邦各國に對して特殊なる司法權限を有してゐる。

(ニ) 外交權—總督は極東諸國に駐在する佛國外交官又は領事官と直接交信することを得るが、政府の許可を得る

にあらざれば、總ての外交商議に關與することを得ない。被保護國の元首に對する總督の權限は、條約によつて元首の保留する直接税及び地方豫算に繰入るる諸税の設定權に基きて發する王室令を承認し、且つ實施せしむべき令達に署名す。但し、リュアン・ブラバン王國に對しては、一九一七年條約により、現行税法は確定的なるが故に、署名を必要としない。

(ホ) 軍事—軍事上總督は、佛印防備の責任者であるが、軍事行動の直接指揮權は有してゐない。しかし、總督は、佛印駐屯の陸海軍を區署し、何人も總督の同意を得ずして、軍事行動を起し、又は、現に進行中の軍事行動の變更を企圖することを得ない。軍事地帯の設定、編成、廢止、戒嚴令の布告又は撤廢は、總督の權限に屬す。

(ヘ) 財政—總督は、軍事費及び植民地檢閲費を除く植民地豫算歳出及び本國豫算中總督に委任せらるべき經費の副支拂命令權を有す。植民地豫算に關しては、總豫算(一般)及び鐵道、公債基金、廣州灣、西貢工廠の四附屬豫算を裁定する權限を有す。聯邦各國豫算に對しては、その實施並びに年度内豫算の修正につき、交趾支那に對しては認定權、安南、東京、柬埔寨及び老撾に對しては裁定權を有してゐる。總督は、又、本國政府の保證を必要とする場合を除き、佛印の契約に屬する借款を決定し、借款に關する市會の決議を承認し、又、印度支那銀行に對し兌換券の硬貨引換義務の免除、紙幣發行の制限等を規定す。

總督は、關税を除き、佛印に適用せらるべき租税及び間接税を設定する唯一の權限者であるが、税の割當方法及び徵收法は、實施に先立ち、大統領令による承認が必要とされてゐる。

(二) 總督府總務長官

總務長官は、總督直屬の補佐官にして、行政、財政、經濟關係事項及び特に總督に保留せられざる一切の政務を處

理し、總督の特別代理權又は常任代理權を附與せられてゐる。従つて、總務長官は、總督府直系の總ての部局に對する直屬長官にして、原則として、これら各部局の立案に係る一切の政務は、之を總督に申達するに當りては、先づ、總務長官の決裁を必要とされる。

總務長官は、又、直屬長官としてではなく、全部又は一部に亘つて、總督の管轄に屬する佛印各部局の長官たるの資格を有する。更に、特別の場合、總督の常任代理權者として、植民地の土地管理、一般豫算及び附屬豫算の支拂命令を主管する財務局長に對してもその監督權を及ぼす。

要するに、總務長官の任務及び權限は、總督をして一般行政管理以外の主要任務たる統督指導の大使命に専念せしめるため、佛印各般の行政管理に關して、總督の任務を代行するにある。

總務長官は、聯邦各國理事官長と同様、總督の申請により大統領令をもつて任命される。

(三) 總督府部局及び官衙

總督府部局は、總督府内部局、總督直屬の官衙とに區別されるが、外に、嚴密な意味では總督府所屬機關と稱するを得ないが、中央行政機關たる性質をもつ總督府傍系中央監督機關を附有す。

(イ) 總督府内部局—總督府内各部局は、總督官房と總督府總務長官に屬する各課とに區別される。而して、これら總督府本屬の各部局及び非技術的部局は、殆んど佛印事務官團所屬のフランス人官吏の掌握するところであるが、一九一九年以降は、四種十二階の位階に分たれる若干の土人吏員によつても補佐せられてゐる。

總督府官房は、秘書課と軍務課とに分たれ、總務長官官房の監督下にある總督府本屬の局課は、人事課、政務公安課、行政課、行政訴訟及び行政監督課、勞働檢閲課、商船部、航空課の七課に分たれてゐる。

(ロ) 總督府所屬官衙—右は、財務局、工務總監部、衛生保健部、農業・牧畜・森林總監部、關稅稅務局、遞信局、鑛山局、極東佛蘭西學院、文庫記錄局、中央氣象臺、漁業海洋部、教育局、地質部、無線電信部、在本國印度支那經濟事務所、在本國土人指導部の十六部局に分たれてゐる。

右の中、財務局は、總督府の財政事務を管掌するものであるが、財政局長は、總督の特別代理權により、總督長官の監督を受けて、一般豫算、及び同附屬豫算の編成及び實施をなす事實上の支拂命令官である。印度支那登錄部及び印度支那不動産部の二部は、本局に直屬してゐる。以上の部局は、いづれも、中央監督機關にして、單獨に公の部局を形成するものではないが、特に、重要な一定の官廳に對し、若くは、數箇の官廳に對し、一般的監督權を行使するものである。

(ハ) 總督府體系中央監督機關—この機關は、一九一一年アルペール、サローの總督時代に、非中央集權主義の新旗幟の下に整備せられた機關で、印度支那に於ける總ての行政機關から獨立せるものであるが、便宜上ここに取扱ふ。これには、聯邦各部局と、聯邦各國部局とに類別されるが、前者を舉ぐれば、左の五部局から構成されてゐる。

- (一) 財務監督局 *Direction du Contrôle financier de l'Indochine*
- (二) 司法行政部 *Administration de la Justice en Indochine*
- (三) 出納部 *Tresorerie de l'Indochine*
- (四) 陸軍部 *Services Militaires*
- (五) 海軍部 *Services Maritimes*

(一) 財政監督局の主務は、各行政官廳の豫算の實施狀態を監督するにある。けれども、交趾支那地方豫算、ブノ

ンベン、ツौरヌ、シヨロン及び一九一一年大統領令に依り總督の指定する各都市豫算、並に、土人の特別豫算に屬する安南政府豫算、交趾支那、柬埔寨、東京の各町村組合豫算等に對しては、その監督權は及ぼされない。

(二) 司法行政部には、他の大部局と異なり、全般に亘つて之を統督する單獨の長官なるものなく、現行法の解釋上、司法省に歸屬する權限は、植民大臣の恒久委任により、總督に委附せられたるものとして、總督が長官といふことになつてゐる。司法については更に後述する。

(三) 出納部は、國家豫算の一部歳計並びに都市豫算の歳計を監督する機關で、前記、財務監督局の如く、實施せられた豫算の内容を監督するものではない。

(四) 陸軍部は、佛印駐屯軍とともに、本國陸軍省の所管であるが、本國陸軍部とは對立する植民地軍の一部(第一軍)をなす佛印駐屯軍を統督する機關である。歩砲兵、經理、航空、衛生、獸醫、軍馬補給、牒報、募兵等の事務部局の外、司令部、法務部、地方及び高等軍法會議等の施設を附屬す。軍の編成については後述の豫定である。

(五) 海軍部は、陸軍同様、本國海軍省所管であるが、海軍力は本國海軍の純然たる一部を成し、その經費は、當然、本國の負擔なるべきに拘らず、陸軍部と同様、植民地自身がその大部分を負擔してゐる。西貢海軍本部、海軍司法部、西貢海軍工廠、土人水兵團、經理部、醫務部、水路部等を統轄し、又、軍港、要塞の警備にも任じてゐる。これについても後述する。

(四) 高等諮問機關

總督の高等諮問機關として、總督府會議及び同常置委員會、經濟財政最高會議、國防會議、防務調査會、最高拓殖會議等がある。佛印には、普通の代議政體國家に見られるやうな、嚴密の意味の立法機關は存在せず、以上の合議機

關が總督を補佐してゐるだけで、立法權は殆んど總督の専有するところとなつてゐる。

(イ) 總督府會議及び同常置委員會 *Conseil de Gouvernement de l'Indochine et Commission permanente du Conseil de Gouvernement* — 前者は、佛印に於ける高官要路の殆んど總ての人々を網羅する最主要會議で、その權限は、主として、一九一二年十二月及び一九一六年六月の大統領令によつて規定され、財政關係事項（一般豫算及び附屬豫算、地方豫算及び決算等）、稅務關係事項（各種租稅の課徵基礎、稅率、—但し、以上の財政及び租稅關係事項につき、經濟財政最高會議及び交趾支那植民地會議の權限は之を保留す。）、一般行政關係事項、鐵道建設案、國道の分類、國境、州境等の變更等々の重要な事項の審議を行ふ。しかし、決議は直ちに法的効力をもつものではない。

本會議は、議長たる總督が、尠くも毎年一回之を召集するが、會議は公開されない。後者は一九一一年十月大統領令によつて設置され、出席總督府會議々員の全部をもつて編成され、諮問事項は、大體、總督府會議のそれと同一であるが、重要事項（例へば一般豫算及び同附屬豫算の決定、商業會議所及び農商會議所の設置、鐵道敷設計畫の決定、土地收用等。）については制限を受けてゐる。右委員會は、多くの場合正式に開會することなく、委員間の持廻會議により、總督府會議閉會中に於ける諮問事項の假決定を行つてゐる。

(ロ) 經濟財政最高會議 *Grand Conseil des Intérêts économiques et financiers* — 右は、一九二八年十一月大統領令の定むるところにして、從來、總督府會議及び同常置委員會に包含せられてゐた經濟財政諮問事項を、時代の進運と要求とにより、前者から分離して諮問する目的をもつて設立されたものである。會議は、佛人議員二十八名、土人議員二十三名をもつて構成され、聯邦各國地方會議議員及び農・商會議所の議員が多くあげられてゐる。議員中、總督指名の議員を除き、他は、各々その所屬團體より無記名投票によつて選舉されたもので、議員の任期は一ヶ年で

ある。

諮問事項は、一般豫算及び同附屬豫算案、公債基金案、同上各豫算に計上せらるる土木事業計畫、前年度決算、道路の類別變更、總額八千比弗を越ゆる官公有財産の收得・讓渡及び交換、一般豫算及び公債支辨の各種事業の會社又は個人に對する特許、豫備金支出等で、總督の提案に係はる課稅方法、間接稅及び同類稅の課稅基礎、稅率及び徵稅規定（關稅を除く）、公債發行及び金錢保證契約等の決裁も行ふ。

右會議は、尙ほ、常置委員會を置き、之を二分科に分ち、各分科は、委員十名（佛人六名、土人四名）をもつて構成され、これらは或制限の下に、最高會議を代行してゐる。

經濟財政最高會議は、毎年一回定期に召集されるが、議事は非公開で、議長には、總督指名の佛人最年長議員が當てられてゐる。

(ク) 國防會議 *Conseil de Défense de l'Indochine* — 右は、一九〇二年十月及び一九〇五年十一月大統領令の定むるところで、總督（議長）、印度支那駐屯軍司令官（副議長）、安南・東京師團長、砲兵隊司令官、海軍司令官（以上常任議員）、駐屯軍參謀長（幹事）をもつて構成される。以上は正規の編成であるが、國防會議が、國土の防備と、一又は數ケの非軍事部局との間に關聯する工務計畫案を審議する場合は、右の外、關係國理事廳（交趾支那は植民地政廳）の文官又は武官代理者、工務檢閱總監、衛生保健總監、出納部長等が臨時議員に任命され、票決權を附與せられる。會議は、定期集會の規定なく、議長の召集により隨時開會される。審議事項は、佛印の軍事及び防備組織に關する現地に於ける第一次調査、總督が所管大臣の同意を得るに先ち、緊急處理の必要を認めたる一切の軍事施設、總督より諮問せられたる植民地防備の諸問題の調査等である。

(二) 防務委員會 Commission d'Études de la Défense de l'Indochine—右は、一九二八年二月總督令をもつて設置せられた機關で、佛印國防計畫の最高機關である。總督(議長)、司令官、參謀長以下關係各部局長をもつて構成され、常置機關として、國防事務の審議に當つてゐる。

右の國防會議の外、専門事項に對する總督の諮問機關として、最高拓殖會議(一九三七年十二月廿八日總督令)教育會議(一九二四年九月總督令)、高等衛生會議(一九〇五年九月總督令)があり、所屬官衙にも専門諮問機關が編成されてゐる。

二 聯邦各國中央行政機關

聯邦各國は、聯邦各國行政長官、長官直屬各局課、交趾支那參事會及び各保護國會議、交趾支那植民地會議、經濟財政會議、人民代表議會、土人諮問會議をもつて構成されてゐる。

尙ほ、保護國たる安南(東京を含む)東埔寨及び老撾の一部には、土人特殊中央行政機關が併存してゐる。

(一) 聯邦各國行政長官

聯邦を構成する交趾支那(首府西貢)、安南(同、順化)、東京(同、河内)、東埔寨(同、フノンベン)、老撾(同、ヴィエンチアヌ)には、前記聯邦所屬官吏とは對立する獨立の行政長官が置かれてゐる。

交趾支那には行政長官として副總督(知事)、その常置諮問機關として參事會及び定期召集決議機關として植民地會議が置かれ、安南・東京・東埔寨及び老撾の各保護國に於ては、理事官長・保護國會議(老撾に於ては、未だ實施に至らず)、經濟財政會議(同上)が置かれ、別に、東京及び安南には人民代表議會、東埔寨及び老撾には土人諮問會議

が置かれてゐる。

各國行政長官は、總督が植民地の全部又は一部に對して、法律及び大統領令を公布する唯一の權限者たる關係上、立法上何等の權限を有しないが、行政上の權限は範圍頗る廣汎で、領内の一般行政及び保安警察に關する全事項に對する責任を負ふとともに(但し總督に對して)、管轄國內の佛人、佛國籍臣及び諸外國人に對しては、むしろ總督以上の行政權を執掌してゐる。聯邦各國行政長官の權限は左の如くである、

(イ) 行政權—佛印に公布せられたる法律、大統領令、總督令の實施、領内の一般行政及び警察法の立案、職員の配屬、官紀の維持、公有地の認定、軍需品爆發物の取締、交通路の保安、各種土人會議の承認、土人農業信用組合の設置及び解散、交趾支那植民地會議の選舉細則の制定、その會議の召集、延期、決議の承認及び取消、西貢商港管理會議の決議の承認等。

(ロ) 財政及び稅制權—總督が副支拂命令官の職務を執る本國豫算歲出に對する主任支拂命令官(老撾を除く)の權限を有するとともに、佛印總豫算及び附屬豫算の副支拂命令官たるの權限をも委任されてゐる。又、管轄國豫算に對しては主任支拂命令官であつて、その編成權(交趾支那を除く)及び決裁權(交趾支那のみ)を有し、又、その年度内豫算の修正權をも有して居る。都市豫算、商業會議所豫算を承認し且つ實施せしめる權限も保留してゐる。

稅制上の權限は、交趾支那植民地會議の特權と安南・東埔寨國王に對する特權を保留し、各種の稅目を設定し、總督令の管理を受くる都市に對しては、豫算の歲入に繰入るべき附加稅の制限率、大統領令の管理を受くる都市に對しては、都市會議の決議に依る特別稅の設定を決裁す。

(ハ) 裁判權—對佛人關係については、司法警察權を有するのみであるが、軍事裁判に對しては、總督の署名する

公判命令書に意見を具申し、交趾支那知事及び東京理事官長は、軍法會議及び徵兵會議員を任命する権限をもつてゐる。土人に對しては、東京理事官長は、管下土人裁判官及び書記を任命配屬し、老撾理事官長は土人裁判所長を兼任してゐる。

(三) 外交權——在佛印外國領事館に對する交信權を有つ。又、東京を除く保護國理事官長は、國王及び土人官憲に對し、總督を代理し、條約に依り佛國に委任せられたる權限をも行使す。更に、國王の王室令に施行力を附與し、安南王國政府及び柬埔寨王國政府の豫算を裁定實施せしめる。(但し總督代理權に基く)

(二) 長官直屬各局課

交趾支那には交趾支那植民地政廳 *Gouvernement de la Cochinchine*、その他の保護國には理事廳 *Residence supérieure* が置かれてゐるが、これらの各國中央政廳には、長官直屬の官房、内務二局の外、聯邦中央行政機關に於ける部局の下級機關たる位置にある各種の局課を有してゐる。その重なるものは左の如くである。

司法課(老撾に無し)。土木管區事務部。水上衛生警察課(老撾に無し)。保健課。稅關稅務課。出納課。遞信課。教育課。農務課(東京——農商務課、柬埔寨——農業技術課)。獸醫・牧畜・獸疫課(四保護國——獸醫・牧畜課)。林務課(老撾に無し)。地籍課(東京・交趾支那のみ)。地籍測量課(東京及び柬埔寨——地籍課、安南、老撾には無し)。直稅課(交趾支那のみ)。移民契約勞動課(交趾支那)、移民課(柬埔寨)。保安課(交・東)、保安警察課(東京)。監獄課(交趾支那、東京、柬埔寨)。水先案内部(交趾支那——西貢、東京——海防)。柬埔寨經濟博物館及び觀光案内部。柬埔寨印刷局。柬埔寨港務船舶部及び老撾船舶部。柬埔寨文庫記録部。

(三) 長官直屬各種諮問機關

(イ) 交趾支那參事會 *Conseil Privé de la Cochinchine* 及び東京・安南・柬埔寨各保護國會議 *Conseils Protectorats*——右は、財務、稅務、行政及び裁判に關する地方行政長官の諮問機關にして、各國行政長官を議長とし、議員には各國内務局長、駐屯軍指揮官、檢事總長(安南・柬埔寨に於ては始審裁判所檢事)、工務管區技師長、公民權を有する佛人二名及び土人二名をもつて編成されてゐる。

(ロ) 交趾支那植民地會議 *Conseil Colonial de la Cochinchine*——佛人議員十名(佛人選舉團體より選出) 土人議員十名(土人選舉團體より選出) 西貢商業會議所佛土人代表各一名より成り、議員の任期は四年、年一回定例會議を召集す。會議の權限は、決議が確定的効力を發生する場合と然らざる場合とある。本會議には委員五名乃至七名(内土人二名)より成る常置委員會が附屬されてゐる。

この交趾支那植民地會議は、嚴密の意味では、人民代表機關ではないが、前記の交趾支那參事會又は各保護國會議と異なり、議員は、佛人は普選法により、土人は制限選舉法によつて選出せられ、一種の代議機關であり、その權限は、單純なる意見の表明以上に、特に、重大なものがある。確定的効力を有する決議事項は、公用のための動産又は不動産の取得又は讓渡、小作又は貸借關係の財産の賃貸料の決定、交趾支那植民地名義の追訴又は支持の法律行爲、道路の編入・管理・移換、本國豫算をもつて實施する植民地關係事業費に對する交趾支那分擔額、植民地豫算支辨事業の計畫見積、植民地の動産不動産の所有權確保等々に及んでゐる。(一八八〇年官制、一九二二年改革、及び一九二三年修補)

(ハ) 經濟財政會議 *Conseil des Intérêts Français économiques et financiers*——一九二八年、東京・安南・柬埔寨の三保護國に設置せられ、各國主要都市又は州より、佛國臣民にして官吏にあらざる商工業、其他、實業に従事す

る有識者を選び議員とするものにして、議員の任期は四年とし、議員中より議長を選出す。決議には理事官長が出席してゐる。本會議の権限は、後述の土人諮問會議と同一にして、主として財政經濟問題について理事官長の諮問を受ける外、豫算案、地方租税の課税基礎及び税率、地方道の分類、或は地方開發事業の土地の租借等に關する意見及び希望を表明す。

(ニ) 人民代表議會 Bureau de la Chambre des Représentations du Peuple — 右は、東京及び安南保護國に設置されてゐる諮問機關にして、選舉團より選出されたる非商人安南人議員、州長及び市長の推薦に基づき、理事官長より任期一ヶ年を限度として任命された官選議員よりなり、理事官長より諮問せられたる經濟、財政及び社會問題に就き意見を具申する。その他、義務的諮問事項にも答申す。

(ホ) 土人諮問會議 Bureau de l'Assemblée Consultative indigène — 東埔寨及び老撾兩保護國に設置され、前者は、全部選舉による議員、即ち、ブノンベン市議員二名及び各州議員をもつて編成され、後者は、各州よりの選出議員の外、理事官長の任命議員をもつて編成されてゐる。その他は、經濟財政會議と同一である。

(四) 保護國土人特殊中央行政機關

保護國たる安南(東京を含む)・東埔寨及び老撾の一部には、土人特殊行政機關が現存してゐる。

(イ) 安南王國土人特殊中央行政機關 — 安南王國に於ける統治主權は、原則として、國王に屬し、國王は、官人中の最高官たる四柱の侍從、内閣、内閣會議、監督會議及び王族會議によつて補佐されてゐる。

内閣は、吏部(内務)、戸部(大藏)、禮部(典禮)、兵部(陸軍)、文部、刑部及び工部の七省に分れ、夫々、主務大臣によつて統轄されてゐる。各部大臣は、又、三名の高級官人及び屬官に補佐されてゐる。但し、フランスの保護



安南王宮の官人 Mandarin

制實施以來、大臣の權限は著しく制限され、理事官長は、吏部、文部、兵部に併せて一名、刑部に一名、禮部、戸部及び工部に併せて一名、計三名の行政官をその代理者として配屬し、政務の監督に當らしめてゐる。

内閣會議(國王未成年の場合は攝政會議)、監督會議(官人の執務を監督す)及び王族會議は、王國政府の會議機關であるが、内閣及び王族會議には理事官長出席し、議長となる。

その他、順化政府は、財務局以下五つの重要政務機關を配置してゐる。王室豫算は、主として地方豫算から支辨される。

(ロ) 東埔寨王國特殊中央行政機關 — 東埔寨國王は、一八八四年六月十七日の佛・東條約により制限されたる制限を除き、領内統治權を保留してゐる。内閣は、内務・宗教・司法、宮内・大藏・美術、海軍・農商務、陸軍、文部の五省よりなり、會議機關には、王族會議、内

閣會議等がある。後者は、理事官長を議長とし、別に、常置委員會を置き、内務宗教大臣を委員長に任じてゐる。尙ほ、東埔寨政府に附屬した保護領佛國機關には、顧問たる東埔寨政府附委員、司法監督官がある。王室豫算は大部分地方豫算支辨である。

(ハ) ルアン・ブラバン王國土人特殊中央行政機關 — 老撾の一部を領土とするルアン・ブラバン王國々王は、三名の顧問

問官により補佐されてゐる。第一顧問官は内務、第二顧問官は、文部、宗教、第三顧問官は土木、財務、農商を掌る。以上の顧問は王令により、顧問會議を開き、發布すべき王令の審議に當る。王令は、ルアン・ブラバン駐在の總督府監督官署名し、老總理事官長が之を實施す。豫算は地方支辨である。

三 聯邦各國地方行政機關

聯邦各國中央行政の下に、州行政、土人府縣及び郡村行政がある。各國の非軍事地域に於ける州の行政長官は文官にして、軍事地域即ち軍政管區所屬の州の行政長官は武官である。

現在、交趾支那植民地は二二州、二市、一島に區分され、東京保護領は二三州、四軍政管區、四市、安南保護領は一六州、二市、東埔寨保護領は一四州、一市、老總保護領は一〇州、一軍政區に分かたれてゐる。

(一) 州行政機關

州行政機關には、州長、州専門技術機關、州民代表機關がある。

(イ) 州長—非軍事地域に於ける州長は、聯邦各國行政長官の申請により、總督令をもつて任命される佛國行政駐在官にして、軍政地域に於ける州長は、同行政長官の意見により駐在司令官の申請に基き總督の任命する武官である。

州長は、聯邦各國行政官に直屬し、その監督下に、上級官廳の命ずる州法規を傳達し、特に、附與せられたる權限内に於て、州令を發し、部下職員の監督に任ず。

州長の權限は、交趾支那と土人政府を有する保護領とに於て自から相違があるが、一般に、州長は、管内に於ける

公權の唯一の代表者にして、法律、大統領令、總督令、其他の諸通達の實施、安寧秩序の維持、州經濟、財政、稅務等諸般の行政權を附與されてゐる。交趾支那、東埔寨及び東京の如く、町村豫算の存在する州にあつては、州長は、町村役員會の編成する豫算案を承認し、その實施監督に任ず。稅制については、直接稅の監督、所屬行政官長の認可を得て徵稅をも行ふ。司法については、檢事長の補助司法警察官であるとともに、戶籍吏である。外交に關しては、支那國境に隣接する軍事地帯を構成する東京及び老總の各州駐在州長に限り、隣接外國官憲との間に、匪徒、密輸入の防遏に關する警察法に準じて、直接交渉權が認められてゐる。泰國國境各州長に對しては、共同警察確保に必要な彼我直接交渉權が認められてゐる。管内土人警備隊及び警察隊に對しては、最高指揮權を行使し、土人兵の召集權及び出兵要求權をも有してゐる。

(ロ) 州専門技術機關—州長を議長として各州共通に州衛生會議が編成され、三ヶ月に一回、公共衛生に關して意見を具申す。交趾支那、東京及び安南には、州會計役、土人官吏をもつて土人救濟信用組合監督委員會が構成されてゐる。

(ハ) 州民代表機關—交趾支那には州會議、東京及び安南には州長老會議、東埔寨には理事會議、老總には諮問會がある。いづれも州長の諮問機關である。

(二) 土人府縣及び郡村行政機關

土人地方行政機關は、聯邦各國、それぞれ、名稱、構成及び權限を異にしてゐる。土人行政官は官人 *Mandarin* と稱し、現在では文官 *Mandarin Civil* のみ存在し、武官は實在性を失つた。

これ等官人は九級（高級—第一級乃至四級、次級—五級以下）十八等に分かたれてゐる。

(一) 交趾支那人地方行政機關

(イ) 府縣行政—土人官吏には督府吏、知府、知縣の別があつて、これらは、いづれも各行政部局の長官であるが、同時に、佛人州行政長官と郡村官憲の仲介機關にして、佛人州長の権限の一部を代行する補佐官である。その権限は、管内の保安、受命事件に對する檢事局の直接補佐、稅務、稅關吏員の職務執行の補佐、郡、村役員會の監督、徵稅事務、豫算監督、上級官憲の委任又は代理權による行政查問及び裁判所の命令による司法取調事務、その他、一般行政事務に對する意見の具申等である。

(ロ) 郡村行政—他國と異なり、郡行政を司る郡長及び助役は、純然たる官吏にして、一定の俸給を受けてゐる。郡長及び助役は、一定の資格を有する住民の選舉したる候補者中より州長の推薦により交趾支那副總督が之を任命す。村行政は地主又は富豪中より選舉したる役員會が管掌し、村有財産の管理及び豫算の實施、住民間の公安、教育、徵稅、行政官廳との交渉等に當る。村豫算は、村役員會に於て之を決議し、州長の認可を受くべきものとされてゐる。

(二) 安南土人地方行政機關

(イ) 府縣行政—行政部官人及び禮部官人の二つに分かれたれ、前者は、更に、縣の主邑に駐在する縣官人と縣内各行政區劃内に駐在する内務官人とに分かたれる。内務官人は縣官人の命を受け、その權限内に於て、管内行政を監督整理し、且つ司法事務の訓令を發す。禮部官人は主として儀式祭事項を管掌す。

(ロ) 郡村行政—郡行政は、郡長及び助役、村行政は村役員會によつて行はれる。郡長以下の公務員は無報酬の名譽職にして、上級官憲に對するため、郡村代表者より選舉せられる。安南には、これら公務員の職制、權限及び村役員の階級を規定する一定の法規は存在してゐない。

(三) 東京土人地方行政機關

(イ) 府縣行政—縣官人(安南に準ず)は、安南に比し州長との關係緊密にして、或種の行政管理に關しては、州長の代理權を行使する場合がある。典禮事項に限り順化王室との關係を保持すと雖も、内務官人は、管區長と稱し、州長に隸屬し、直接文書を發受す。

(ロ) 郡村行政—郡長、助役は、住民の選舉したる候補者中より州長之を指名し、村役員會の代表者及び副代表者は、關係村落の有司之を選舉す。村役員會は村會と稱し、村の豫算を編成し、州の佛國官憲及び土人官憲の監督下に出納會計事務を處理す。

(四) 柬埔寨土人地方行政機關

(イ) 府縣行政—Krom-rothabal と稱する官吏が之を管掌してゐる。行政吏員は、本官及び屬官の二に分かれたれ、王室令をもつて任命進級し、王國內務大臣によつて配屬を命ぜられる。但し王室令、大臣令の實施權は理事官長の權限に屬す。

(ロ) 村行政—村行政は村長によつて行はれ、村長は行政上の權限を代表し、且つ村會議員からなる村役員會の全部に對してその實權を行使す。尙ほ、若干の助役を置くも、これ等の助役及び村長は、柬埔寨人に限られてゐる。行政區劃は、Khum (村)・Khand (縣)・Srok (府)・Khet (州)に分たれる。

(五) 老撾土人地方行政機關

老撾は、地方行政區劃として Muong, Kong の二管區に分たれる。前者は老撾人の多數居住する主なる行政管區にして、土人行政官長として、總督府監督官に隸屬せざる Chao-muong により、後者は老撾人以外の土人の多數居

住する僻遠の地方行政管區にして、總督府監督官に隸屬する *Nai-Kong* によつて統治せられてゐる。
村行政は、*Nai-ban* (村長)、*Pho-ban* (助役) 及び長老會之に當り、村の集團を郡として、その行政は、*Ta-sseug* (郡長) が當つてゐる。

四 都市行政機關

現在、佛印に於て、自治制の實施せられてゐる都市には、西貢、河内、海防、堤岸、*ノンベン*、南定、*ハイジ*、*ン*、*ツーラス*、*ダラト*の九市がある。以上の中、西貢・河内・海防の三市は一級都市として大統領令により、爾餘の六市は、二級都市として特別總督令により、それぞれ、特別市制が施かれてゐる。以上の外、安南の順化、*ヴィン*、*ベンチュイ*、*タンホア*、*キノ*ン及び*ナトラン*には町制が施かれてゐる。

(一) 一級都市行政機關

一級都市西貢、河内、海防の三市は、いづれも、純佛國領土である。右の行政は、市長、助役及び市會に依つて行はれ、市長及び助役の任期は四ヶ年にして、市會に於て選舉される。特に、河内及び海防は、例外として選舉は助役にのみ認められ、市長は、理事官長の推薦により、總督が之を任命してゐる。官選市長の任期は三ヶ年である。

市長の權限は、上級行政官廳の代表者として、その監督と區署を受け、市法人の代表者として市會の監督及び上級行政官廳の監督を受け、更に、市行政官の長官として、上級官廳の監理を受けてゐるが、特別條件として、州長の特別權限は、右三市には適用されない。又戸籍吏及び司法警察官たる以外の司法權限は附與せられず、市豫算の支拂命令官なるも、原則として所屬國豫算の副支拂命令官たるの資格は附與せられてゐない。しかし、都市警察及び市街護衛班

は、常に、その權下に配屬される。

助役は、市長の監督及び責任下に、戸籍、査證、證明及び警察に關する事務を管掌し、時に、市長の職務を代理する。

市長補佐機關として、市衛生委員會、私設慈善團體監督委員會、財政委員會、入札・購買委員會、屠獸委員會、市委員會、參事委員會がある。西貢及び海防市會は佛人又は歸化佛人議員十二名、安南人議員四名をもつて構成され、河内市會は佛人議員八名、安南人議員四名をもつて編成され、年四回、通常會議を開催す。市會は、一定條件の下に施行力を有する市關係事項に對して決議を行ふ外、上級行政廳の諮問事項に對して意見を開陳し得ると共に、政治政策問題を除く市關係諸問題に對してその意見を表明することが出来る。

(二) 二級都市行政機關

市長は、所轄行政長官の申請により、總督の任命する行政官(堤岸市は州長兼務)にして、その權限は、大體一級都市々々と同一である。助役は、堤岸市のみ置かれ、市長の補佐役として、堤岸市には、外に、市長秘書課長、*ノンベン*市には、官房主事、*ツーラス*市には市秘書役等が置かれてゐる。

三 司法機關

佛印には、總督府傍系中央機關として司法行政部が有り、同部には、全般にその權能を及ぼす單獨の長官なるものなく、現行法の解釋として、その長官は總督自身とされてゐることは前述した。この司法行政部の管轄を受くる司法機關には、フランス裁判機關と土人裁判機關との區別がある。

(一) フランス裁判機關

フランス裁判機關は、原則的には、大統領令をもつて任命される佛人司法官をもつて構成されるが、それが本國司法官と異なる點は、司法大臣の所管に屬さず、植民大臣の所管に屬す點と終身官にあらざる點である。その適用法律は、本國法、佛印に對する特別法、安南法にして、事件の性質によつて、その適用を異にしてゐる。フランス裁判所の管轄は、全領土に及ぶと雖も、直轄植民地たる交趾支那と特讓地たる河内、海防、ソーラヌの三市は、完全に、同裁判所の管轄に屬し、土人裁判所は存在してゐない。その他の保護領に於ては、保護領民と外國人又は、種族を異にする保護領民間の事件に對して、特に、その管轄權を及ぼしてゐる。裁判機關の種類は、佛國法に準じて、控訴院、始審裁判所、治安地方法裁判所、混合商事裁判所、治安區裁判所等が設置され、外に、司法部の直系機關ではないが、行政裁判機關として行政訴訟委員會が設けられてゐる。

(イ) 控訴院—右は、西貢及び河内の二ヶ所に設置され、控訴院長、同部長各一名、判事(西貢—十名、河内—九名)、書記長一名、書記補若干名をもつて編成され、控訴院には檢事局が置かれ、檢事長一名、檢事三名、檢事補三名、局員三名を配屬してゐる。

西貢控訴院の管轄區域は、交趾支那、柬埔寨、安南及び老撾地方のフランス裁判所の第一審裁判所並びに支那(雲南を除く)及び泰國に於ける領事裁判の判決に對する控訴事件の裁判を行ふ。又、河内控訴院は、東京、廣州灣及び西貢控訴院管轄以外の安南及び老撾に於けるフランス裁判所の初審判決及び雲南領事の判決に對する控訴事件の裁判を行ふ。

(ロ) 始審裁判所—右は、その所在地の等級に應じて、一級より三級迄區別され、第一級始審裁判所は、西貢、河

内、海防に設けられ、第二級始審裁判所は、ミト、ヴィンロン、カント、ブノンベン、ソーラヌの五ヶ所、第三級始審裁判所は、バクリュー、ベンチ、シードク、ロンシエン、ラッシュギア、ソクチャン、チャビンの七ヶ所に設けられてゐた。けれども、一九三四年五月十一日の大統領令により、右第三級始審裁判所の大部分は、治安地方法裁判所に變更された。裁判長、次長、豫審判事、補助判事等をもつて構成され、外に、檢察機關として、檢事、書記、書記補等を置いてゐる。その管轄區域は、所在各州にして、その權限は、治安地方法裁判所と同一である。事件の種類に應じて、終審判決又は控訴し得べき事件の第一審判決を行ふ。

(ハ) 治安地方法裁判所—右は、西貢控訴院及び河内控訴院の管轄區域内に於ける各地に設置され、治安裁判所判事、豫審判事及び書記一名をもつて構成され、普通、檢察官を置かず、重要な民事事件に際しては、管轄區の檢事長がその職務を遂行してゐる。裁判所長の權限は、第一審裁判所長の有する一切の權限を有し、控訴院へ上告する總ての事件を審理する外、一定の條件により、終審判決の權限も附與せられてゐる。

(ニ) 混合商事裁判所—右は、西貢、河内、海防の三都市に設置され、職員は第一級始審裁判所職員の兼任するところにして、その編成も同一であるが、別に、商事陪審員二名を裁判に關與せしめることを特徴としてゐる。この商事陪審員は、二ヶ年の任期をもつて都市の商業會議所佛人選舉人より選任される。

(ホ) 治安區裁判所—右は、フランス司法官の關與するものと、土人司法官の關與するものとある。前者は、西貢、河内及び海防の三都市に設置され、各その市を管轄區域としてゐる。ただ、西貢治安區裁判所は、堤岸市をも包轄してゐる。

西貢治安區裁判所は、常任の判事一名、書記一名、書記補若干名をもつて構成され、違警罪の審理に當つては、檢

察官の代理者として警察官を參與せしめてゐる。これに反し、河内、海防治安區裁判所に於ては、常任の判事を置かず、必要に応じて第一審裁判所より判事を派遣して事件を處理せしむる規定となつてゐる。そのため、事實上、右兩都市に於ては、治安裁判所と第一審裁判所とは事件の審理上混同せられる場合が屢々ある。

西貢、河内、海防以外の地域に於ける治安區裁判所判事の任務は、第一審裁判所長若しくは治安地方裁判所判事が之を執行し、その裁判権は、初審且つ終審なることは總てを通じて同様である。

土人司法官の關與する治安區裁判所は、一九二三年七月總督令をもつて、一九二一年二月大統令を適用し、交趾支那に、特に、土人治安區裁判所判事團を假設したるに始まり、試験の上、司法管理局長の推薦に基づく土人司法部員を總督令をもつて任命してゐる。その管轄は、原告被告ともに安南人又は之に準すべき者の場合に限つて完全に行使せられる規定になつてゐて、その権限は、フランス治安區裁判所とほぼ同一であるが、特に、土人關係の重罪及び輕罪事件に對する司法警察權を附與せられてゐる。

(一) 行政裁判機關 右は、司法部の直系機關ではなく、その主務は、個人對各行政官廳間の係訴事件に對する初審判決をなすにある。佛印に於ける行政裁判機關として、河内及び西貢行政訴訟委員會が構成され、前者は、東京、安南及び廣州灣を管轄區域とし、後者は、交趾支那、柬埔寨及び老撾を管轄區域としてゐる。右委員會は、控訴院判事(議長)、民政部事務官二名(十年以上の勤続者)をもつて編成され、官廳代表者一名(民政部有資格事務官)及び書記が配屬されてゐる。議員は、聯邦行政長官及び司法管理局長の意見を徴し、總督令をもつて任命される。

(二) 土人裁判機關

土人裁判機關は聯邦各國一様ではない。

(イ) 交趾支那 交趾支那在住民は、全部佛國籍民なるが故に、前記の如く一様にフランス裁判所の裁判管轄に屬し、土人裁判所は存在してゐない。

(ロ) 安南 安南に於ける現行土人裁判制度は、安南王國時代の舊制度をそのまま踏襲し、歐洲に於ける三權分立の原則に反馳し、行政官は同時に司法官にして、その間、何等の區別も設けられてゐない。又、民事、刑事の區別や始審、控訴の區別も重要性をもたない。

安南に於ける土人裁判機關は、町村官憲、郡官憲及び府縣官憲自身にして、第一、第二の官憲は主として係争事件の調停、第三官憲は、事件の調停不能に歸し、判決により懲罰を必要とする場合に、裁判手續を執行するにある。裁判は、州官人の會議制によつて構成され、判決は、安南政府の司法大臣の審査を受くるを普通とす。土人裁判事件に關し、理事官長は之に容喙するの權限を保留してゐる。(一九一四年安南王室令)

(ハ) 柬埔寨 柬埔寨に於ては、行政及び司法の區別比較的明瞭にして、裁判は、柬埔寨政府の司法大臣に隸屬する裁判官 Krom-Trailakar によつて行はれる。領内には、治安裁判所十六、始審裁判所十五、控訴院一、重罪裁判所一、破毀院一をもつてゐる。

柬埔寨裁判機關の一般的任務の遂行は、一面に於て、佛印司法管理局所屬司法官(柬埔寨政府司法顧問)の監督を受け、他面に於て、州長及び司法省内の理事官代理の監督を受けてゐる。

(ニ) 東京 東京に於ける土人裁判機關は、司法管理局長の所管にして、その任務運用は、河内控訴院檢事長の監督を受くる規定になつてゐる。裁判所の種類は、第一級裁判所(府、縣、州に設定され、土人判事、書記一名をもつて編成さる)、第二級裁判所(各州首府に設定され、州長又は州助役、時に、司法管理局長の任命する佛人司法官を

裁判長とし、土人司法官團所屬の判事又は州土人官吏をもつて編成さる、第三級裁判所(河内控訴院第二部のことにして、總督の選定による安南政府の任命する土人司法高級官二人参加)等である。

(ホ) 老獨に於ける土人裁判機關は、老獨理事官長を首腦とし、第一級、第二級及び第三級の區別が設けられ、裁判長は、佛人司法官が當つて居る。土人職員は、土人行政吏員又は土人有識者中より理事官長が任命してゐる。因に、老獨には、土人司法官の特別官團は未だ設定されてゐない。

六、軍事機關

軍事の最高機關は總督なれども、總督府傍系の陸海軍部があつて、それぞれ、本國陸軍省及び海軍省の所管に屬して、佛印駐屯軍及び、印度支那艦隊を統督し、總督は、直接陸海軍の指揮權を有せざるも、本國に對して、佛印國防上の全責任を執り、國防會議及び防務委員會等の直屬の諮問機關を設置して、國防上の樞機を審議しゐることは前述した。

陸海軍の編成は、佛領以後、數度の改革を見て今日に至つたものであるが、今、法規の定むるところに従つて、現有機構を述べれば左の如くである。

(一) 陸軍の編成

印度支那軍は、本國陸軍部と對立する植民地陸軍部の一部即ち、右植民地陸軍部の第一軍を構成し、その官階及び職制は、總て本國に準じてゐる。左は、一九三三年乃至三四年に於ける編成の大改革による印度支那軍の構成である。部隊は、佛人部隊、佛土混成部隊、土人部隊及び外人部隊の四種より成る。

司令部——軍司令部(司令官中將)の下に、安南駐屯軍司令部、砲兵司令部(司令官少將)、航空隊司令部(同、大佐)、經理司令部(同、第一級主計總監)及び衛生隊司令部、同、植民地軍々醫總監)が置かれ、安南・東京師團、交趾支那・柬埔寨師團、其の他の部隊の軍務の遂行に當つてゐる。

部隊——左の三大部隊の外に、若干の小部隊及び特科隊より編成されてゐる。

◇安南——東京師團(本部——河内、師團長——中將)

植民地歩兵混成第十九聯隊 東京狙撃兵第二聯隊の一部

第一旅團

外人歩兵第五聯隊(四個大隊) 植民地歩兵第十聯隊の一部

第二旅團

植民地歩兵第九聯隊(三個大隊)——大隊は三個中隊、一機關銃中隊)

第三旅團

植民地砲兵混成第四聯隊(四個大隊)——中一個大隊は四個中隊、一騎兵中隊、一戰車中隊、一戰車中隊)

土人工兵中隊

◇交趾支那——柬埔寨師團(本部——西貢、師團長——中將)

植民地歩兵第十一聯隊(三個大隊)——大隊は三個中隊、一機關銃中隊)

安南人狙撃兵聯隊(三個大隊)

柬埔寨人狙撃兵大隊(四個中隊、一機關銃中隊)

植民地砲兵混成第五聯隊(二個大隊の中、一個大隊は二個中隊、一戰車中隊)

土人工兵中隊

植民地無線電信中隊

第三章 統治機構の概要

トロン獨立集團（本部——河内、旅團長——少將）

植民地狙撃兵第一聯隊（四個大隊）

植民地狙撃兵第四聯隊（三個大隊）

◇小獨立部隊

東京狙撃兵第二聯隊の殘部

植民地歩兵第十聯隊の殘部

安南駐屯軍司令官に直屬

東京航空隊（三航空小隊）

バックマイ航空隊

印度支那航空隊

交趾支那航空隊（二航空小隊——中、一は水上航空小隊）

ビエンホア航空隊

安南・東京砲兵工卒中隊

交趾支那・東埔塞砲兵工卒中隊

安南・東京植民地無線電信中隊（河内）

自動車隊

河内自動車中隊

西貢自動車中隊

憲兵隊

安南・東京憲兵中隊（河内及び海防支隊）

交趾支那・東埔塞憲兵中隊（西貢及びアンボン支隊）

右の外、軍司令官の統轄を受くる國民兵團が、河内、トン、西貢及び順化の四地方に組織せられ、又、聯邦各國には、一般に、土民警備隊と稱せられ、一九三六年五月以降、軍司令官の統督するところとなつた土人警備隊がある。

〔註〕 聯隊又は大隊につき右の括弧内に示した編成は、一九三二年現在のものである。因に、一九三四年陸軍兵員數は、左の如くであつた。（南洋年鑑第三回版二八四頁）

職人	算定員				六月一日現在定員數			
	將校	下士官	兵卒	將校	下士官	兵卒	兵卒	
植民地軍	七四五	一、八四四	六、一四三	七二九	一、八二一	六、〇〇八		
外人部隊	四〇	一五三	一、八二八	四〇	一五三	一、八〇二		
航空隊	三四	二四六	—	三三	二二二	九		
騎兵隊	二	六	三	一	六	二		
司法部	八	四	—	七	四	—		
計	八二九	二、二五三	七、九七四	八〇九	二、二〇六	七、八二一		
土人								
植民地軍	一五	九二四	一六、五一三	二四	一、〇〇八	一六、六四八		
航空隊	—	三五	五八五	—	二八	五六二		
騎兵隊	—	二	五七	—	二	五二		
計	一五	九六一	一七、一五五	二四	一、〇三八	一七、二六二		
總計	八四四	三、二一四	二五、一二九	八三三	三、二四四	二五、〇八三		

土人警備隊は、交趾支那民警隊、及び安南、東京、東埔寨、老邁の各警備隊より編成され、年一回、歩兵部隊所屬の現役將校の綜合訓練及び軍司令官の檢閲を受けてゐる。隊員は、佛人及び土人より成り、隊長には退職軍人が任命される。

(二) 海軍の編成

佛印の海上防備に任ずる海軍力は二つに分たれ、一、極東艦隊(旗艦輕巡洋艦——司令官中將——以下、砲艦八、河用砲艦一〇、測量艦一、帆船一)二、印度支那艦隊となつてゐるが、極東艦隊は、佛印海軍部より獨立せるもので印度支那の海上防備にのみ繋着せるものではない。印度支那艦隊の編成を見れば、左の如くであつた。

報知艦アルヌ及びアレルト以下、交趾支那河用砲艦二隻、東京河用砲艦三隻、第十二潜水艦隊(補給艦一、潜水艦二)及び測量艦三隻。

印度支那海軍の中央機關として、西貢に海軍本部(司令官、海軍大佐)が設置され、各部局及び附屬諸施設の監督統率に當つてゐる。本部には、參謀部、港務部、海兵團、西貢海軍工廠其他の部局が所屬してゐる。港務部は、西貢軍港内に於ける軍艦の運行を司令する外、商船の港内處理にも當つてゐる。海兵團は、海兵を改容し、糧食の供給及び海兵の訓練を行ひ、外に募兵にも携つてゐる。

西貢海軍工廠は、軍艦及び船舶の修練の外、船底掃除をも行ふ佛印唯一の海軍造營物である。軍港には、西貢、ツーラヌ、聖ジャック岬、海防、カムラン灣等が指定され、要塞には、東京、安南、交趾支那の各主要地に、それぞれ砲臺が築かれてゐる。その中、重要なものは聖ジャック岬、西貢、ツーラヌ、順化、海防、鴻基、カムラン灣である。

(三) 兵役制度

(イ) 陸軍徵募法——は佛人兵徵募法と土人兵徵募法とに區分される。佛人兵徵募法——佛印に於て義務兵役法の適用せられるのは、本國人若しくは歸化フランス人に限られてゐる。徵募手續として、徵募掛員は、毎年、本人の申告、戸籍及びその他の資料によつて、管内居住の佛人にして翌年中に滿二十歳に達する者の徵兵戸籍を作成し、所轄行政長官を経由して徵兵會議に申達する規定であるが、徵兵會議は、河内及び西貢の二ヶ所に本部を置き、支部を重要な郡内に設置し、各本部は、東京理事官長、交趾支那副總督又はその代理者を議長とし、印度支那軍司令官指名の佐官一名、民政部事務官一名、參事會議員又は植民地會議議員若しくは保護國會議議員一名より成り、外に、軍醫、主計官、參謀部代表將校各一名を附屬し、その任務を補助せしめてゐる。徵兵會議が壯丁名簿を接受したる時は、各壯丁につき名簿と對照して兵役に對する體格適否を檢査し、徵兵確定名簿を作成する。右義務徵兵法以外に、滿十八歳に達したる佛人が、西貢、河内、海防の三市長に對して、志願兵採用を申請し得る志願兵法も認められてゐる。佛人兵の現役年限は、舊本國法に準じて一ヶ年とされてゐる。尚ほ、外人兵は、總て、志願制によつて採用される。

土人兵徵募法——土人兵の徵募法は、義務徵兵法と志願及再び志願法の三方法を併用しつゝあることは、佛人兵の場合と、略々、同一であるが、聯邦各國に於て若干の相違がある。

交趾支那に於ては、一九三四年十二月徵募規定、安南及び東京に於ては、一九三五年三月十九日法、東埔寨に於ては一九三四年三月四日法が基準とされてゐる。總督は、各徵募兵數を決定し、當該理事官長をして之を管内の各州及び都市に配當せしめ、各州長及び市長は、更にその管内の町村又は區に割當て、年一回徵募を施行するを原則としてゐる。而して、各町村又は區に於ける徵兵掛員は、家族扶養の義務なく、身體健全なる二十二歳乃至二十八歳の壯丁中より、習慣に従つて、各その割當員數を指命する。右指命を受けたる壯丁は、各徵兵管區に於て徵兵委員會の身體

検査を受けたる上、確定名簿に登録せられる規定である。確定名簿に登録せられたる者は、軍團司令官の命により、直ちに、三ヶ年の現役期間をもつて佛印内諸部隊に編入せられる。但し、佛印以外の地に服務する場合は、志願、再役志願、召集兵中の希望者及び強制召集の三方法をもつて徴募し、佛印内で一ヶ年在營教育を施したる上、派遣せられる規定になつてゐる。

土人志願兵規定は、佛印全體を通じて二十歳以上三十歳未満の者にして、志願の服役期間は、四ヶ年を原則とし、外に、五ヶ年及び六ヶ年制を設けてゐる。

再志願兵規定は、所屬隊長の許可を得たる現役古參兵、又は、除隊兵に認められ、再服務期間は三、四、五年の三種あり、全服務期間は十五年を限度としてゐる。

山岳住民の徴募法は、一九三四年十二月附大統領令の定むるところにして、ト、チャム、ミオン及びモイ各族をもつて編成され、その徴募区域は、東京に於ては、各軍政管區、中部諸州及び各山岳地帯諸州にして、安南に於ては北部諸州である。徴兵の場合は、前記土人兵役法に則り、志願は二ヶ年、再役には、一、二、三、四年制が認められてゐる。

(ロ) 海軍に於ける土人水兵團徴募法—右土人水兵團は、一九二四年五月三十一日大統領令をもつて編成され、舊制度たる交趾支那・安南・東京土人水兵の區別を撤廢して統一したるもので、その徴募法は、志願及び再役制による外、沿海諸州に於ては徴兵も實施してゐる。志願年齢は二十歳以下及び二十五歳以上とし、四、五及び六年の三種服役を本則としてゐる。かれらは、海軍大臣の認可によつて許可せられ、再役は、現役服務滿了者又は除隊後の者に認められ、期間は二年乃至三年である。服務期間の限度は十五年を原則とし、例外として廿五年迄許可せられる。徴兵は、

定員不足の場合にのみ實行され四ヶ年勤務を原則とする。外地服役は三ヶ年勤務である。これらは一九三二年に於ける海軍徴兵及び豫備規定の定むるところである。

〔註〕 總督政治の強行されてゐる當領では、合法的政黨は存在しない。又、工業化の阻止されてゐる當領では、民族運動の有力なる物質的基礎を欠いてゐる。けれども、反佛民族運動は、非公認の秘密結社の形をとり、時に、暴動を惹起して、フランス人の心腹を寒からしめてゐる。最初佛印の民族運動に刺戟を興へたのは、日露戦争に於ける日本の勝利であつた。これは、アジア人に對する白人支配の不合理に對する民族的自覺の一大契機となつた。一九〇四年、儒者潘佩珠（潘是漢）といふものが日本へ亡命し、當時在留中の梁啓超等と遇ひ、また日本の有志と會し、一九〇六年には佛印へ潜入して日本遊學の同志を募つた。その結果、順化安南王族の一人張樞が日本へ脱出した。この時、張樞は一〇〇人以上の青年を日本へ亡命せしめたと云はれる。彼等は多くの小冊子を本國へ送り、安南人を煽動したので、佛印各地に暴動が起り、一九〇八年には、カンナム州の大祿縣に知縣の襲撃が行はれたのを始め、カンナム、カンガイ、ビンディンの各地に騷擾事件が起つた。河内の兵營内の食事に毒を混入し、約二〇〇名の兵士が中毒した事件もこの時のことである。

一九一二年、支那では清朝が覆つて中華民國が興つた。安南の革命主義者等が、この事件によつて活氣づけられたことは云ふまでもない。けれども、此頃、フランスは日本へ接近して日佛協約を結んだため、安南志士等は已むなく日本を離れ、南支那へ赴いて支那人と通じて越南光德會を組織し、廣東に假政府を作つて佛印の同志へ働きかけた。その結果テロ事件が河内や太平で起された。

一九一四年に歐州大戦が勃發するや、多數のフランスの駐屯軍が本國へ引上げたのみならず、佛印では約十四萬の土民軍が徴募せられて西部戦線へ送られた。大戦は土着民の心理に大なる動搖を興へた。大戦中の一九一五年には、東京のプトに兵營襲撃事件が起り、一九一六年には三〇〇人の暴徒が西貢の官衙を襲つた。その他、交趾支那の各地へ叛亂が波及した。安南の順化では安南の義勇兵と呼應した革命主義者が、王を擁して反亂を起さんとしたが、これは失敗した。

フランスは、一九一七年にアルベール・サローを再度佛印へ派遣して、安南人の懐柔に大童となり、人道主義の假面の下に安南革命主義者の轉向と歸順に努めた。しかし、運動は、この頃から國粹的獨立運動から、共產主義的獨立運動の方向へと轉じてゐる。支那革命の一層の進展とロシア革命の成就が、青年インテリゲンチヤに與へた影響は無視出来ない。彼等は、孫逸仙とレーニンの樂觀的教説によつて勇氣づけられた。孫逸仙が河内に亡命してゐたことがあるが、ロシア革命の影響が濃厚になつたの

は、一九二〇年以後、コミンテルンが成立してからである。

印度支那の共産主義運動に逸すべからざる人物は阮愛國である。彼は十九歳にして水夫となつて米・英・佛へ渡航した。フランスに滞在期間中、マルクス主義を研究した。そして、一九二〇年にはツールで開かれたフランス共産黨國際會議に印度支那代表として出席した。更に、一九二三年にはモスクワに赴き、世界農民會議に印度支那代表として出席した。その後引續き三・四年そこに滞在し、やがて、ソヴィエト領事館の新聞班員として廣東に行つた。そこで、彼は被壓迫民族聯盟と越南青年革命黨を結成した。一九二七年、漢口のソヴィエト組織が蔣介石のために破壊された時、彼は、ボロヂン及びガラン將軍と共にロシアに行き、印度支那に於ける共産主義組織を命ぜられた。それから各地を轉々とした後、印度支那に潜入し、主要都市の労働者組織に着手した。これが一九二九年の印度支那共産黨組織の端緒である。

この共産黨の指導下に開かれた反佛闘争として最も有名なるは、一九三〇年に勃發した二回の叛亂事件で、當初に於ては、官吏六名が殺されたに過ぎなかつたが、それを合圖として、印度支那全體に、極めて惡質の叛亂が踵を接して勃發し、隨所に土民と軍隊との衝突が起つた。これらの暴動の最も激しかったのは安南と交趾支那とであつたが、當時の犠牲者数は一、二〇〇人以上更に同數の負傷者を出し、その多くも事件後死亡したと云はれる。フランス政府は飛行機による掃射及び爆彈投下により無辜の民を殺害した。

この彈壓によつて印度支那の共産主義運動は表面的には閉塞した。

共産黨と機を同じくし、之と氣脈を通じて、阮大學と云ふものにより越南國民黨といふ國粹的革命主義者の團體が一九二七年に作られた。この團體も屢々テロを敢行し、殊に軍隊に働きかけて、一九三〇年には二回に亘つて有名な安沛事件を惹起した。

これは下兵營の反亂であつて、叛徒は赤旗を掲げて上兵營に迫り、フランス將校を暗殺した。時の叛徒數約六〇〇人と云はれる。これ等の反亂は無慈悲に斷壓され、その首魁の大部分捕縛され且つ死刑に處せられたが、運動は以後益々潜行的となり、その宣傳は主として邊境地帯で行はれてゐる模様である。共産黨の外に、安南には、安南の現在の政體を容認しつつ憲法政治を布くことを政綱とする立憲黨もあるがその勢力は微弱である。

第二篇 産業

まへがき

佛印は、元來前資本主義段階の農業國である。典型的東洋型米產國である。佛領以後、農業に於ては、土人の傳統的米作農業に對抗して、歐人の近代的プランテーションが發展し、鑛業に於ては、近代的會社組織の下に、坑内堀の發達も見た。けれども、歐人の資本主義的生産方法の移植によつて變形された産業の部分は、尙ほ、狭少な範圍にとどまり、社會の基礎は、依然として、前資本主義農業經濟の上に建設されてゐる。佛印には、産業の機構を示す人口の職業別構成の統計も、投下資本の産業別構成の統計も出來てゐない。従つて、各産業の比重を正確に測定することは不可能である。けれども、當領貿易の三大品目別割合の統計は、農業が他の産業に比して、壓倒的優位を占めてゐることを示してゐる。試みに、一九三六年の統計を示せば、左の如くである。

輸出總額に對する割合	
食糧品	七〇・九%
原料品	二七・〇%
完製品	二・一%
輸入總額に對する割合	
食糧品	一三・四%
原料品	二五・一%
完製品	六一・五%
まへがき	

食糧品及び原料品は、主として、農産物と礦産物とである。

國內産業機構を反映する右貿易指数は、佛印が依然として農業國の域を脱してゐないことを明らかにしてゐる。

フランスの佛印に對する産業政策は、最近に至るまで、歴代總督の餘り關心するところではなかつた。かれらの政策の主眼點は、國內政治の統一と財政確立の上に置かれてゐた。一九〇〇年前後には、そのために、土着産業は犠牲に供され、歐人企業も亦停滞した。就中、その貿易政策に於ては、フランスは、當初より、佛印を同化植民地の部類に編入し、その關稅制度を本國關稅制度と同一の規定のもとに置いた。そのため、當領産業は、フランス本國産業に隸屬せしめられ、佛印は、佛本國へ食糧品及び工業原料品を供給し、佛本國より排他的に工業製品を買はされた。近隣諸國よりの安價な工業製品の輸入は、高率煩瑣な關稅障壁によつて阻止された。フランスの保護貿易政策は、本國の工業を保護するにあつて、植民地の産業を保護するものではなかつた。

佛印へ輸入された工業完製品は、直接、土着産業の發展のためには使用されずに、政府の鐵道、道路、港灣等の設備に充てられ、又若干の富裕な土人や華僑の需要を満たすものであつた。

土着農民は依然として貧困であり、地方工業は殆んど見るべき發展を遂げてゐない。僅かに興つてゐる工業も、華僑の獨占する精米業を除いては、大部分がフランス人及びフランス資本によつてリードされてゐる。農業に次いで、當領の重要産業たる鑛業は、完全に、フランス企業家によつて獨占されてゐる。

土人の傳統的農業は、米作の上に築かれてゐる。農業總面積の約九二%は土人の所有するところにして、住民の約九〇%乃至九五%は、農民である。農民の土地所有者の大部分は、五陌以下の小土地を直接耕作する自作小農民にして、外に、土地の一小部分をも所有しない日傭、季節傭等の半隷農的雇農労働者が多數存在してゐる。のみならず、土地所有關係や經營方法は、聯邦を構成する各國それぞれの相違があり、農業經濟機構は複雑である。

山岳地帯たる老樹に於ては、尙ほ、半遊牧人種たる原住種族が残存し、燒畑式農法をもつて米作を行ひ、土地所有の關係も曖昧で

ある。今、この地方を除いて、既に、若干調査の行はれた他の四邦について見るも、北方と南方とは著しき相違がある。

北方、即ち、東京と安南に於ては、零細土地所有者が非常に多く、土地所有者の九八・二%（東京）乃至九八・五%（安南）迄は、五陌以下の零細土地所有者である。又、各國米田總面積の二〇%（東京）乃至三〇%（安南）迄は、舊制度の遺物たる村落共有地が、尙ほ、残存してゐる。又、小作人又は分益小作人をして土地を耕作せしめてゐる地主は、各國土地所有者總數の一・三%（東京）乃至一〇%（安南）を占め、かれらは、各國米田總面積の三〇%（東京）乃至二〇%（安南）を所有すると雖も、土地の集中、階級の分化は、それ程顯著には行はれてゐない。全般的に、土地生産力は低く、農民は窮乏してゐる。殊に、デルタ地帯の農民は、貧弱な土地生産力をもつては、増大する人口を糊するに足らず、ここでは人口過剰と食糧不足とが重大な社會問題化してゐる。貸銀労働に半ば依存して、辛うじて生計を支へてゐる貧農が、夥しき多數に上つて居り、鑛業又は南方の歐人プランテーション労働のために多數の労働者が、移出されてゐる。

これに反して、南方、主として交趾支那に於ては、大土地所有者がかなり多數に上り、當領土地所有者總數の二・五%までは、五〇陌以上の大土地所有者であつて、かれらの數は聯邦總ての大土地所有者（五〇陌以上）の九五%を占めてゐる。そして、當領に於ける村落共有地は、當領米田總面積の僅かに三%を占めてゐるに過ぎない。小作人を使用する地主の割合（當領には分益小作人は存在しない）は、當領土地所有者總數の三五・四%を占め、同じく、當領米田總面積の六〇%を所有してゐる。土地の集中は、以上の如く顯著であり、小作人に附せられた土地の面積は、夥しく多數に上る。従つて、ここでは、地主と小作人との關係が問題化して居り、労働力が不足してゐる。又、地主と小作人との中間には、土人の小作管理人や土地差配や土人仲介人等が介在して、地主からは俸給を支給され、小作人、労働者からは小作料や賃銀を天引して、懐を肥やしてゐる。労働の不足は、北方の過剰人口地帯から、契約労働者を半強制的に移住せしめてこれを補つてゐるとともに、當領の小農經濟の支配してゐる地方の貧農も、賃銀を求めて、季節的に移動して、大農の耕作や收穫の援助を行つてゐる。

總じて、農民の生産條件は、かくの如くであるから、農村到る處に、高利貸が跋扈し、インド人の専門高利貸たるチ・テイや安南人金貸業者、華僑金貸業者等が農民の生活に深く根を下してゐるだけではなく、大・中地主は勿論、若干の余裕ある自作農や小作農でさへも、現金、又は現物を高利で貸付け、小農民の没落と土地の集中、階級の分化を促進せしめてゐる。

佛人の近代的農業は、護謨、茶、珈琲等の栽植企業の上に築かれてゐる。農業總面積の八%は、これらの占むるところである。フランスは、佛人農業植民者のために、特に、農業コンセッションを設定し、これを、有償又は無償をもつて拂ひ下げ、主として佛人資本を投じて開拓せしめてゐる。このコンセッションは、條約に基づいて、保護領地内にも設定されてゐるが、コンセッション總面積の七・四%は交趾支那、二一%は東埔寨に設立されてゐる。ここでは、米作も行はれて居り、コンセッションは土人移住者にも開放されてゐる。けれども、フランス人の成功を収めてゐるのは、主として護謨の栽培である。護謨フランスン總面積の九四%は、各四〇陌以上の面積を占める約三〇四の大フランスンによつて占められ、それらは、大半フランス人の會社によつて獨占されてゐる。このフランスンに働く労働者数は不明であるが、七・八萬人位は雇傭されてゐると推定される。かれらは北方の過剰人口地帯から半強制的に募集された契約労働者が多い。かれらの生活も亦悲惨である。

鑛業は、前記の如く、フランス人の獨占的企業である。フランスの産業政策の主眼點は、フランスンの開發を除けば、ここに置かれて來たと云ふも過言でない。産物の主なるものは、石炭、錫、亞鉛であるが、外に、銀、タングステン、金、鐵鑛、マンガン鑛、黃鐵鑛、アンチモニー等の採掘も行はれてゐる。就中、石炭の產出量は、南洋第一位に位し、その大半を占める鴻基炭は、良質の無煙炭として世界に知られてゐる。石炭の大半は、東京のドン・トリューー一帯の鑛區に埋藏されてゐる。

錫鑛は、從來、亞鉛の地位には及ばなかつたが、老撾のナン・パテヌのカンモン錫鑛地帯に開發の手が延べられるに至つて、產出量、輸出額、ともに亞鉛を凌駕するに至つた。東京のピア・ワアーク錫鑛山も著名である。亞鉛鑛は、主として、東京のシ・デイエンから產出されるが、最近、產出量及び輸出量共に低下してゐる。

佛印の鑛業が、近代的規模に於て開發を見るに至つたのは、一八八八年頃からであるが、最近の隆盛は、大戰後の事業擴張に因るものである。鑛業労働者は、約五萬人足らずで、鑛物精練の過程は、尙ほ、未發達である。

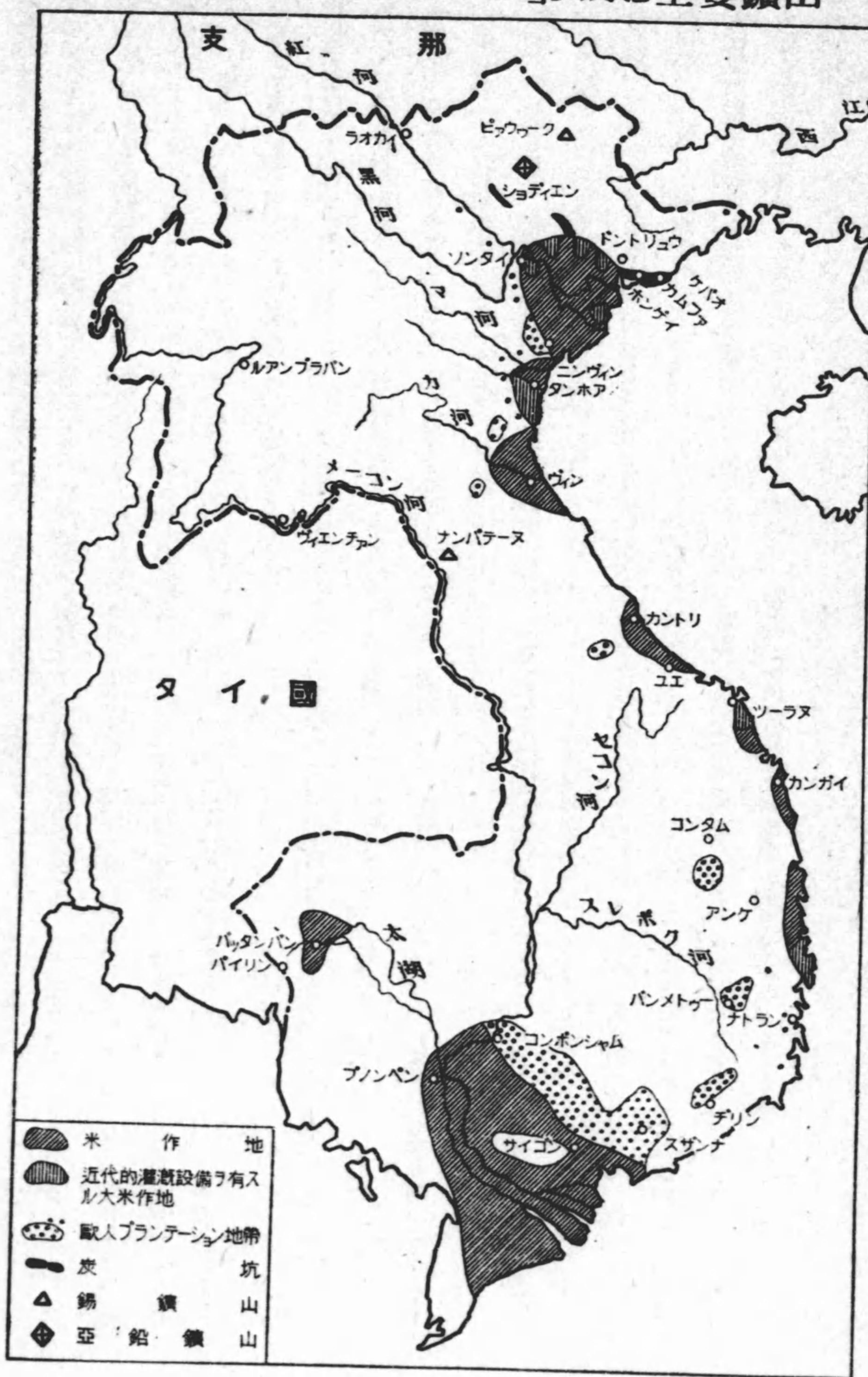
工業は、精米業、醸造業、製糖業、煙草製造業の如き農産物加工業が主で、外に、洋灰工業がやや發達を見てゐる程度である。精米業は、二・三のフランス會社を除いては、大半を華僑が獨占してゐる。醸造業は、當領第一の工業會社「佛領印度支那釀造會社」によつて獨占され、主として、飲用酒精が醸造されてゐる。當業は、曾つては、政府の專賣事業として、フランスに莫大な財政收入を保證したが、現在では、許可制による自由醸造も許されてゐる。

纖維工業は、土人の家内工業として、廣く一般に行はれてゐるが、尙ほ、手工業的段階にとどまり、既に、設立されたフランス資本の二・三の近代的纖維工場も、大規模のものではない。フランスは、むしろ、手工業を保護奨励して來た。

水産業、森林業、牧畜業等も將來の問題として重要ではあるが、輸出の上では、今日まで、水産物が鑛産物に次いで、相當額に上つてゐるが、その比重は大なるものではなく、その他は云ふに足りない。

最近フランスでは、有力な政治家、實業家、學者等の間に、印度支那工業化論が唱道されてゐる。これは、佛本國への從屬關係がとみに強化されて、自立性を失つたと共に、或意味に於て危險に類してゐる佛印産業を、フランスの立場から立直さんとするにある。この案は、フランス工業家や輸出業者の反對を買つてゐることも事實であるが、土人は、フランスの意圖するところが何處にあるかに拘らず、今後、土産産業の自立に向つて進まざるを得ないであらう。そして、それは、當然、從來のフランスの本國中心の植民地經濟政策の根本的批判を意味するものでなければならぬ。當面、工業化の方向は、土人の日常生活を容易にするための纖維産業、その他の輕工業に向けられるであらうが、斯業の發達は、當然、極東に於ける斯業の一大先達たる日本工業家の協力と指導とに俟つべきであらう。

米作地、歐人プランテーション及主要鑛山



第一章 農 業

一 農業經濟機構

佛印の農業は、土人農業と佛人農業とに大別される。これは、一般的便宜的な分類に過ぎないが、土人農業は、傳統的自給自足的耕作農業で、米、煙草、棉花及び養蠶、玉蜀黍等の耕作、又は、栽培を主とし、就中、米作はその根幹をなしてゐる。その耕作方法は家族労働に基礎を置いてゐる。これに反して、佛人農業は、近代的經營的栽植農業で、護謨、茶、珈琲等の所謂植民地物産を主とし、その栽培は集團労働に基礎を置いてゐる。

印度支那農業・牧畜・森林總監部の調査によれば、一九二八年——一九三〇年平均に於て、老邁及び東京・安南の高地に於て行はれてゐる焼畑式農法による土人農業地域を除外せる農業總面積五、四五五、〇〇〇^{ヘクタール}に於ける土人・佛人農業面積の比較は左の如くである。

(單位——千陌)

	土人農業	佛人農業	計
米 田	四、六三〇	二九九	四、九二九
其 他	三八〇	一四六	五二六
計	五、〇一〇	四四五	五、四五五

(註) Yves Henry : Economie Agricole de l'Indochine. 1932. p. 656.

以上によつて、農業總面積五、四五五、〇〇〇陌中、土人農業面積は五、〇一〇、〇〇〇陌にして、總面積の九二%を占め、佛人農業面積は、四四五、〇〇〇陌にして總面積の八%を占めてゐることが判る。

米田面積とその他の農作物面積との比較に於ては、土人農業面積の九二%は米田にして、佛人農業面積の六七%が米田と云ふことになつてゐる。土人農業に於ける米作の重要性は、以上によつても判るが、佛人農業に於ても、尙ほ、米田が相當の割合を占めてゐる。

フランスは、當領占有後、無主地を收奪して官有地とし、交趾支那、主としてメコン河々流地方に、カトリック宣教師、退役軍人その他の文官等に、これを無償で附與して、農業植民の道を開いた。従つて、佛人農業は、農業コンセションとして新たに拂下げられた土地の上に發展してゐる。佛人農業に於ける米田は、尙ほ、小作制度に附せられ、著しい耕作上の變革は見られないが、米田以外の三三%の農業面積は、護謨、珈琲、茶等の栽培に當てられ、就中、護謨のプランテーションは、投下資本に於ても、又その近代的經營規模に於ても、土人農業とは著しき對象をなしてゐる。

佛印の主要農業地帯は、北方の紅河の河口に形成されてゐる東京の三角洲地帯と、南方のメコン河の河口に形成されてゐる交趾支那の三角洲地帯とが中心であるが、この兩地帯は、自然的、政治的、經濟的、社會的事情を異にしてゐる。

北方、即ち東京及び北部安南の農業地帯は、安南慣習法によつて設定された土地所有權がそのまま認められて、所有地の構成は著しく細分され、原始的農業技術に基づく小農經濟が支配的である。だが、かかる小農經濟の生産力をもつては、増大する人口を糊するに足らず、農民の大多數は、飢餓と悲惨のどん底に生活してゐる。従つてこの地の

農作物の輸出は大ならず、多少とも自給自足的である。これに反して、南方、主として、交趾支那に於ては、農業コンセション制度の設定と本國政府の單一土地私有法の施行の結果、土地は著しく集中され、前記プランテーションの發展を見てゐる外、小作制度が一般化してゐる。従つて、この地に於ては、階級分化が顯著にして、小作人の地主に對する、又農業労働者の栽植企業家に對する闘争が尖鋭化してゐる。佛印の主要農産物の大部分は、交趾支那から輸出されるが、それは、近代的農業の侵入による階級分化の促進によつて齎らされてゐる事實に注意すべきである。

(一) 土地の所有關係及び經營

土地所有の關係は、南北兩農業地帯に於て、著しき相違のあることが認められる。一九三二年に發表された、前記農業・牧畜・森林總監部の調査によれば、老邁を除く他の四地方に於ける二、一七九、五六〇人の土地所有者の大・中・小土地所有規模別配分状態は左の如くなつてゐる。

	小土地所有者 (〇一五〇陌)			中土地所有者 (五一五〇陌)			大土地所有者 (五〇〇陌以上)			計
	東 京	安 南	交 趾 支 那	東 京	安 南	交 趾 支 那	東 京	安 南	交 趾 支 那	
總 計 (%)	二、〇五七、〇〇〇 (九四・三%)	一、二六、九〇〇 (五・三%)	六、六九〇 (〇・三%)	二、一七九、五六〇 (一〇〇%)	一、二六、九〇〇 (五・三%)	六、六九〇 (〇・三%)	二、一七九、五六〇 (一〇〇%)	一、二六、九〇〇 (五・三%)	六、六九〇 (〇・三%)	二、一七九、五六〇 (一〇〇%)
東 京	九四、五〇〇 (九・三%)	一七、五〇〇 (一・八%)	一八〇 (〇・〇三%)	一七、五〇〇 (一・八%)	一八〇 (〇・〇三%)	九四、五〇〇 (九・三%)	一七、五〇〇 (一・八%)	一八〇 (〇・〇三%)	九四、五〇〇 (九・三%)	一七、五〇〇 (一・八%)
安 南	六六、七〇〇 (九・五%)	八、九〇〇 (一・三%)	五〇 (〇・〇〇八%)	六六、七〇〇 (九・五%)	八、九〇〇 (一・三%)	五〇 (〇・〇〇八%)	六六、七〇〇 (九・五%)	八、九〇〇 (一・三%)	六六、七〇〇 (九・五%)	八、九〇〇 (一・三%)
交 趾 支 那	一八三、〇〇〇 (七・七%)	三、七五〇 (二・五%)	六、三〇〇 (二・五%)	一八三、〇〇〇 (七・七%)	三、七五〇 (二・五%)	六、三〇〇 (二・五%)	一八三、〇〇〇 (七・七%)	三、七五〇 (二・五%)	一八三、〇〇〇 (七・七%)	三、七五〇 (二・五%)
東 埔 寨	一八五、〇〇〇 (八・五%)	二、四、五〇〇 (二・五%)	一、六〇 (〇・〇八%)	一八五、〇〇〇 (八・五%)	二、四、五〇〇 (二・五%)	一、六〇 (〇・〇八%)	一八五、〇〇〇 (八・五%)	二、四、五〇〇 (二・五%)	一八五、〇〇〇 (八・五%)	二、四、五〇〇 (二・五%)
米 田	一八五、〇〇〇 (八・五%)	二、四、五〇〇 (二・五%)	一、六〇 (〇・〇八%)	一八五、〇〇〇 (八・五%)	二、四、五〇〇 (二・五%)	一、六〇 (〇・〇八%)	一八五、〇〇〇 (八・五%)	二、四、五〇〇 (二・五%)	一八五、〇〇〇 (八・五%)	二、四、五〇〇 (二・五%)
シヤムカル	九五、五〇〇 (九・五%)	五〇〇 (〇・〇五%)	—	九五、五〇〇 (九・五%)	五〇〇 (〇・〇五%)	—	九五、五〇〇 (九・五%)	五〇〇 (〇・〇五%)	—	九五、五〇〇 (九・五%)

(註) 前掲書、二二二頁

以上によつて、土人の農地所有者總數の九四・三%が五陌以下の小土地所有者にして、五・三%が五陌以上五〇陌以下の中土地所有者、〇・三%が五〇陌以上の大土地所有者にして、右四邦を通じて、零細土地所有者の數が壓倒的多數を占めてゐることが明らかである。日本に於ては、農地所有者の九八・八%迄は、五陌以下の零細土地所有者であるから、この點に於ては、佛印の土地所有關係は日本のそれと酷似してゐる。しかし、右表では分らないが、他の表によると、東京・安南及び柬埔寨のシャムカル(Chankar)は高山産地の意(地帯に於ける土地の細分は、日本のそれよりも一層顯著である。これに反して、交趾支那に於ては、右表でも分る様に、土地所有者の二五・八%は五陌以上五〇陌以下の中土地所有者、二・五%は五〇陌以上の大土地所有者にして、右四ヶ國の大土地所有者の約九五%、即ち、六、三〇〇人が五〇陌以上の大土地所有者である。

更に、同じ資料に基づいて作成されたる、東京・安南及び交趾支那の米田總面積に於ける大・中・小規模別米田所有面積及び村落共有地の面積の比率を見ると左表の如くなつてゐる。

東京 安南 交趾支那	米田總面積 (千陌)	所有規模別土地分配百分比			村 有 田
		大所有地 (五〇陌以上)	中所有地 (五〇ヨリ五〇陌)	小所有地 (五〇以下)	
東京	一、二〇〇	二〇%	二〇%	四〇%	二〇%
安南	八〇〇	一〇%	一五%	五〇%	二五%
交趾支那	二、三〇〇	四五%	三七%	一五%	三%

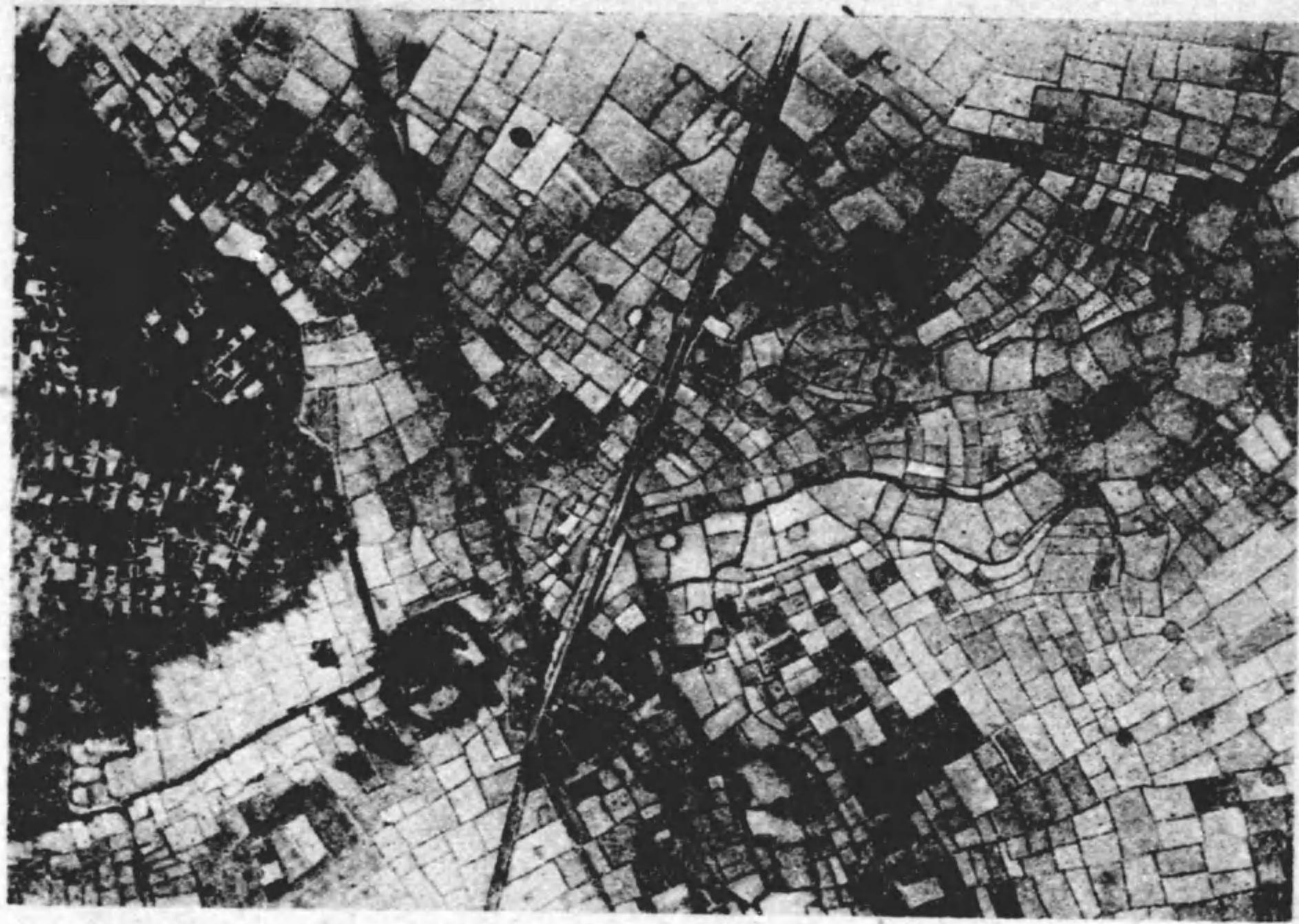
〔註〕 最高拓殖會議に於けるレトロー氏の報告演説 (Bulletin Economique de l'Indochine, 1938, Fascicule IV, p. 746)

以上によつて、東京に於ては、米田面積の二〇%、安南に於ては二五%が、尙ほ、村落共有地として、舊土地所有制度の遺風を残してゐるが、交趾支那に於ては、村落共有地は僅かに三%にして、大部分が私有地と化してゐることが判る。又、東京に於ては二〇%、安南に於ては一〇%が、五〇陌以上の大土地所有者の手に歸してゐるに過ぎないのに、交趾支那に於ては、四五%迄が大土地所有者の手に歸してゐる。即ち、東京に於ては、米田總面積の四〇%が土地所有者の九八・二%により、安南に於ては、米田總面積の五〇%が土地所有者の九八・五%によつて細分されてゐるのに反して、交趾支那に於ては、米田總面積の一五%が土地所有者の七一・七%によつて細分されてゐるに過ぎない。以上によつて、交趾支那に於ては、米田が如何に大土地所有者の手に集中してゐるかが明らかである。土地の集中は、農業コンセンションについても云はれるのであるが、それについては、護謨園について述べる際に譲る。

小土地所有者——東京 東京に於ける小土地所有者は、極く僅かの資本を有する自作農である。最も零細な土地所有者は、收穫に要する道具、米田の設備、種子、時には、二・三疋の仔豚を所有するが、それ以外の資本は所有してゐない。稍々大なる小土地所有者は、牝牛、四・五疋の仔豚、原料、運轉資本として一〇比弗位を所有してゐるのが普通である。

小土地所有者は、租税納入のために、祭日のために、又、耕作のためにも、常に、金の不足を感じ、かかる際には、借金によつて辛うじて生計を支へてゐる。

零細土地所有者は、一般に、他から直接に借金をすることが出来ず、村役場から借金してゐる。役場は、月一割乃至一割二分に達する高利をもつて、現物貸(種子、消費貸)を行ふ。金錢に欠乏せる耕作者は、信用を得ることが出来ない場合には、收穫物を收穫の一ヶ月又は一ヶ月半以前に捨賣することを餘儀なくされる。



トンキンに於ける土地細分の圖（タン・ナン附近）
 （フランスの社會學者・地理學者は上圖の如く飛行機よりの撮影によつて研究を進めてゐる）

小土地所有者相互間に於ては、農繁期に際して、家畜の貸付、労働力の貸付等の相互扶助が行はれてゐる。尤も、労働力を雇入れる必要のある土地所有者は、一〇モウ（三・六陌）以上の土地を所有するものに限られてゐる。

零細土地所有者は、洪水、旱魃、颱風等の災害を蒙つても、農業労働者の如く自由に移動することが出来ない上に、村落組織に於ては、所有面積當りに納税の義務を課されてゐるから、農業労働者よりも一層不自由の場合がある。而も、租税は所有地の大・小に反比例して高くなつて居り、かれらは、それに對する何等の防衛手段ももつてゐない。

小土地所有者は、屢々、かれの家族労働を用ひるために他人の米田を借入れる。かかる場合の借入條件は、小作人又は分益小作人と同一である。米田を借入れることが出来ない場合には、附近の大土地所有者のところで、閑散期を農業日傭として働き、又、小商賣、手工的工業

（笹の工作、養蠶、等々）によつて、その生活を補つてゐる。

一〇比弗の積立をなし得るものにして、今度は、それを高利で貸付けて、利殖を計つてゐるものもある。一般に、凡ゆる種類の負債を返済するために、且つかれら自身の生活を維持するために、かれらは收穫糧を極く廉價に手離すことを餘儀なくされてゐる。そして、かれらが、再び、それを買戻す必要に迫られる時は、遙かに高い値段で入手しなければならぬ。相場の安定は存在してゐないからである。

安南 安南に於ける小土地所有者の状態も、東京のそれとほぼ同様である。けれども、洪水其の他の天災の頻發のために、かれらの地位は東京のそれよりも一層不安定である。農耕者の大多数は、小土地所有者をもつて構成されてゐるが、かれらは、安南山脈の附近に居住する關係上、山地に生活資料を見出し得る便宜をもち、恐慌時には、それによつて生活を支へた。例へば、森林の開發、藤・藥草類の採集によつてであつた。

東京に於けると同様、小商賣、手工業、牧畜、園藝等により、閑散期には、日傭となり、時には、家族労働を小作又は分益小作に附して生計を補つてゐる。小土地所有者の大部分は負債をなしてをり、その窮乏状態は、東京の零細農と大差がない。だが、安南に於ては灌漑工事の負擔が大なるため、東京以上に窮乏してゐる。相互扶助は、東京と同様に、農業労働の割當の變動に應じて、労働日の交換の形で行はれるが、その場合、現物給付以外に、賃銀が支拂はれることはない。

柬埔寨 柬埔寨に於ては、労働者及び小作人と雖も、若干の土地を所有してゐる。従つて、農村大衆の殆んど全部が土地所有者である。けれども、ここでは、特に小土地所有者が多く、シヤムカルに於ては、一陌以下の所有者が支配的である。又、米田に於ては、一陌以上五陌以下の所有者が支配的である。家族労働力によつて耕作されるこの小所

有地が、一家族を生活せしめ、且つ平年に於ける、租税、被服費、祭典費等を支辨し得るに必要な米田の大きさを代表してゐる。東埔寨の小土地所有者は、土地、小農舎、農具の外に、耕作用水牛又は牝牛を所有してゐる。かれらは、運轉資本としては殆んど一物をもたないのが普通で、富裕な東埔寨人、支那人のところで借金し、農業庶民銀行の存在するところでは、大部分そこで融資を受けてゐる。若干の金を残した場合は、米田、家畜、機械、衣服の購入のため、又、婦人に動産や寶石を買ひ與ふるために、それを費消する。そして、次の耕作の時には、再び、借金によつて資本を手に入れる。耕作資本は、大抵の場合、粃である。村落居住の支那人又は富裕な地主がそれを提供する。耕作に際して借入れた粃一タンク（一タンク四〇リットル）は、收穫に當つて二タンクで返済されねばならない。若し、それが次の收穫に繰越されるならば、四タンクに倍加される。牝牛又は水牛をもたない場合には、かれらは、それを隣人に借りるが、その返済には、労働日を當ててゐる。四季を通じて動物を借入れる場合は、後に述べる小作人及び分益小作人の場合とほぼ同率の利子を支拂ふ。

現金の貸付は、農業銀行の外に、チエテイ（印度人金貨）、華僑及び富裕な東埔寨人によつて行はれるが、利率は、普通月一割である。支那人債権者は、返済なき場合に於ても、かれの抵當物を取得ないことが屢々ある。米田の取引の行はれない地方では、米田取得者となつても儲がないからである。けれども、利子は毎年増加されて、債務者に残されるものは、かれとその家族を辛うじて扶養し得る程度のもので、債権者は收穫の補足分を悉く收奪し、かれらを完全に債務の奴隷と化してゐる。かくして、これらの零細土地所有者の地位は、極めて不安定となり、かれらは屢々逃亡する。

交趾支那 交趾支那に於ては、小土地所有者たる自作農民は、自作せずに労働者や小作人を雇つて耕作してゐる大・

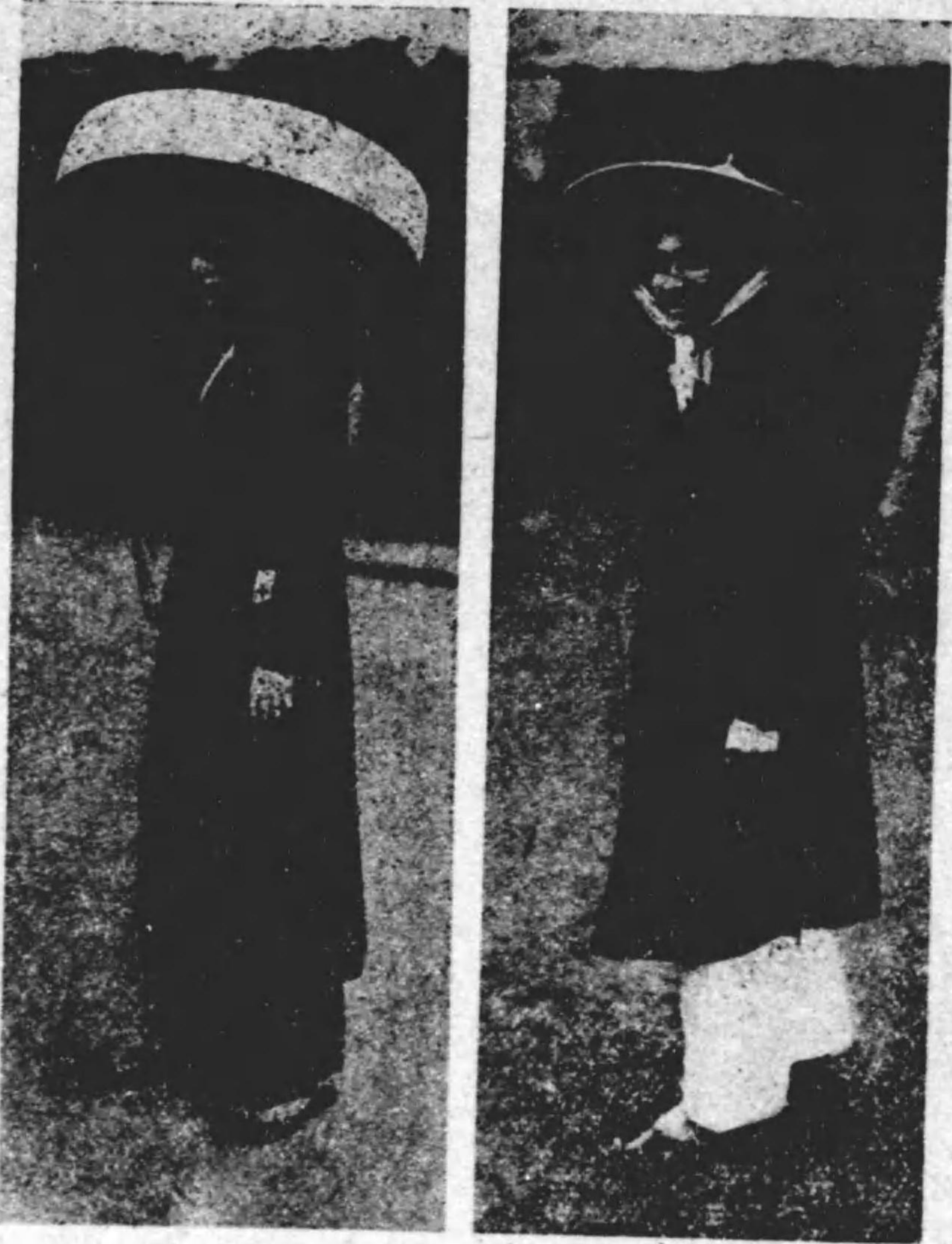
中地主と判然と區別される。

所有地の細分されてゐるのは舊い州に多く見られ、これらの諸州では、大部分の土地所有者が五陌以下の小土地を所有してゐる。かれらは、その所有地から生活を維持するために充分の收穫を上げ得ないため、東京・安南と同様に、米田の不足分を借入れてゐる。かれらは、耕作資料、農舎、家畜を所有してゐない。その經營資本は、僅少にして、租税の支拂ひ、祭日の出費のため、耕作の當初に於て金に欠乏してゐる。けれども、一般に、收穫時には、粃を貯蓄し得て、家族の生活のために、粃の不足を感じるやうなことはない。

かれらは信用に於ては、小作人のそれよりは一層有利な地位を保持してゐる。抵當に入れ得る土地を所有するからであり、又、州の農業金庫から年一割の利率で融資を受ける便宜をもつてゐるからである。けれども、かれらは、尙ほ、かかる権利については無智であり、矢張り、村の長老や近所の大地主から借金してゐる。村の長老や大地主は、小土地所有者から、多かれ少なかれ、收穫物を收奪して、かれらをタア・ディアン（Tay Dien）の地位に轉落せしめてゐる。

だが、これらの小土地所有者は、かれらの祖先の墳墓の地に愛着を有ち、離村を嫌ひ、依然として、人口の固定的部分を形成してゐる。そして、その全財産は米田の上に築かれてゐる。

中土地所有者——東京 東京に於ては中土地所有者は、自家労働をもつて一〇陌乃至一五陌の土地を自作することが出来る。けれども、かれらが、自己所有の土地を自から耕作することや、家族労働をもつてそれを耕作せしめることは稀である。大多數は、年傭労働者を雇用して土地を耕作せしめ、自からは、その監督に任じてゐる。直接耕作に従事することは、かれらの階級的權威を失墜することになる慣習があるからである。従つて、労働賃銀支出は、それだけ、中土地所有者の耕作豫算を壓迫し、かかる經營より生ずる収益は、小農經濟に比して左程大なるものとなら



トンキン人男女の服装
 (農村ではタンニン染の茶褐色の襦袢を履き履き足で働く)

ない。かれらの収入の源泉は、自作することよりも、むしろ、高利貸収入の上に築かれてゐる。無擔保又は收穫物擔保の貸付よりは、より確實なる米田擔保の貸付が彼等の好むところである。土地購入の目的をもつて、自から借入する場合も屢々あるが、かかる場合には、概ね、農業銀行又は友人等の信用に訴へ、かなり低利率(月二分又は三分)で融資を受ける方途を心得てゐる。

中土地所有者は、又、投機に没頭する。

かれの分益小作人又は債務者より若干量の穀を取得し、屢々その餘剩收穫物を低廉な價格で買取つてゐる。かれらは、それを自己の倉庫に貯藏し、相場の高騰を狙つて賣却するのである。中土地所有者は、一般に、名士(長老)であるか、又は、公務の責任負擔者である。そして、多數のものは、この職權を濫用してゐる。かれらは、祭日に於ける恩惠、コンセッション又は宗教的事業への施物により、人民から自分をよく思はせることを知つてゐる。時には、この手で公の租税よりも僅少の租税を納入し、又、免税の特權を享受することさへもある。

安南 安南の中土地所有者の地位は、東京のそれとほぼ同様であるが、かれらは負債を免れるために、砂岩で作つた大きな壺の中に、米、隠元豆、胡麻等の農作物を蓄へ、必要に応じて、之を賣却する慣習をもつてゐる。大多數の者は、その收益をもつて新しい土地を手に入れることに腐心してゐるが、苦力の賃銀やその他の耕作費の支拂には矢張、高利貸を利用してゐることを注意すべきである。

交趾支那 交趾支那に於ける中土地所有者は、かれらの土地を自作してゐる者とそれを小作に附してゐる者とは大別される。前者は自家労働では足らず、大抵半季傭の賃銀労働者を雇つて耕作を行つてゐる。この賃銀負擔は、經營資本の大きな部分をなしてゐる。後者は、小作人に對し、又小土地所有者に對し、金貸の役割をも演ずることによつて大なる収益を得てゐる。貸付は、概ね、米田を擔保として之を行ひ、屢々、安價に所有地を増加する方途を心得てゐる。

柬埔寨 柬埔寨の中土地所有者は、シムカル地帯には殆んど存在してをらず、米田地帯に於ても、その數は極く僅かである。かれらも、前記他の地方の如く金融業者として又村の名士又は官公吏として有利な地位を占めてゐるが、その生活水準は、安南の富裕な地主、支那商人、柬埔寨支那混血兒、印度人、馬來人の地位に劣つてゐる。

大土地所有者—**東京** 東京の大土地所有者は、土地の貸付、買戻約款付買賣、及び高利貸等を営むことによつて、その所有地を増加してゐる。貸付その他の行爲は、隣人に對してさへも行ふ。土地の買占めの最も行はれてゐる地方は、タイピン州の如き人口過剩地帯や、ハギャン州の如く洪水の侵害の大なる地帯である。小耕作者等は、この手で、かれらの舊所有米田の分益小作人に轉化せしめられる。

大多數の大土地所有者は、巧妙にして有利な慈善行爲により、又若干の債務者に對して見せしめのために慘酷な抑

歴を加へることにより、自分自身を正しい人間と思はせる方途を心得てゐる。かれらは、概ね、土人官吏團體や縣廳所在地の歐人と關係を保持し、その勢力を悪用してゐる。貧農 *Niangwa* 等は、假令、正當な理由があるにしても、富豪に對して訴訟を起すことは無益であり、且つ馬鹿げたことであることを知つてゐるから、共通の運命を甘受し、かれらの財産を放棄してゐる。

大土地所有者は、普通、都市に居住し、時には、その土地の經營や監督を完全に代理人に任せて、小作人や労働者とは何等の接觸をもたない。かれらは純然たる不在地主である。

安南 安南の大土地所有者も、自作することは稀である。自作するとしても、一五陌以下の土地にとどめ、殘餘は分益小作又は小作に附してゐるのが普通である。概ね、所有地を〇・五陌乃至二・五陌に細分して、幾人もの小作人又は分益小作人に賃貸してゐる。自作地を保留せず、倉庫や家畜小舎の密集する都會地に居住して、自己の所有地は、管理人に委せてゐる者も尠くない。

大土地所有者は、小作人及び分益小作人からの地代の收得の外に、高利貸の職能を兼ね行ひ、小土地所有者の土地を抵當として、買戻約款付買賣形式によつて貸付け、小所有者の土地をその手に集中する。

交趾支那 交趾支那の大土地所有者は、安南人の特徴的階級を構成してゐる。村の名士が募集されるのはかれらの間からである。彼等は、絶大な勢力をもつて居り、且つ、その勢力を賣物にしてゐる。かれらの土地を自作するものは減多になく、概ね、小作に附してゐる。小作人は、五陌乃至二〇陌の小土地を分與されて、その家族をあげて地主に奉仕してゐる。小作人は、若干の小土地所有者とともに、大土地所有者の眞實の「顧客」である。

大土地所有者は、農耕者と云ふよりは、むしろ、信用諸組織とかれらの顧客たる小作人との間の仲介人たる一種の

銀行家である。かれらは相互農業信用組合に加盟せる最初の人々であつた。組合員にして又行政委員會のメンバーたるかれらは、この新しい信用組織を最初に利用したもので、本来、庶民への短期小貸付を目的とせる相互農業信用組合の發展に何等貢獻するものではなかつた。かれらは、かかる銀行家としての役割に於て、凡ゆる種類の土地の兼併と、新しい土地の經營とを企畫し、莫大な資財を獲得した。現在では、かれらは新しき企業には投資せず、既に開發された土地を兼併することに専ら努めてゐる。農業恐慌の際には、餘りに放漫な貸付が抵當物の價值を超過し、西部諸州の地主にして破産した者も尠くない。

柬埔寨 柬埔寨に於ては、大土地所有者は殆んど存在してゐない。コンセッション拂受人、佛人高級官吏又は柬埔寨人の高官等がこの種の階級に屬してゐる。土人大土地所有者の地位は、前記の中土地所有者の地位とほぼ同じである。

(二) 地主と小作人との關係

大・中土地所有者の總てを一概に地主と見做すことは出来ない。中土地所有者中には、地主兼自作の農耕者も少なくないからである。前記農業・牧畜・森林總監部のイヴ・アンリイ氏の調査によれば、小作人及び分益小作人を使用して米田を耕作せしめてゐる地主の比率は、東京に於ては土地所有者總數の約一・二%、安南に於ては一〇・三%、柬埔寨に於ては四・六%にして、ひとり交趾支那に於ては三五・四%に達してゐる。

又、小作に附せられてゐる米田面積の各國米田總面積に對する割合は、柬埔寨及び老邁を除いて次の如く推定された。

東京	三〇%
安南	二〇%
交趾支那	六〇%

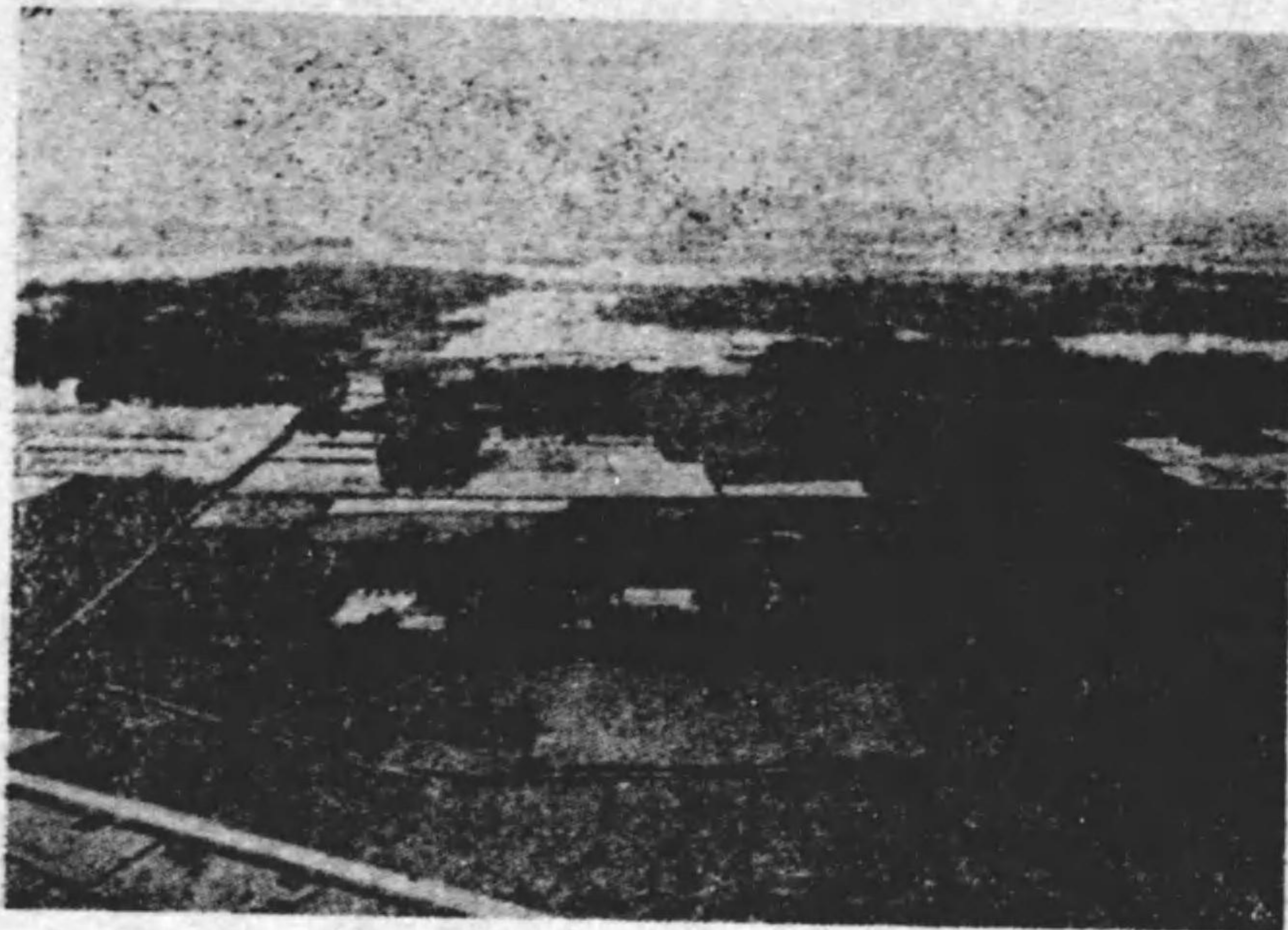
(註) 前掲、L. トー氏の報告演説 Bulletin Économique de l'Indochine. 1928. Fascicule IV. P. 746

地主對小作人の重要性に關する正確なる概念は一九三二年の調査からは得られないので、同じ調査に基づいて同部が、後年米田面積について計算した結果が右表である。

以上は、絶對的に正確なものとは云はれないが、これに先づ近いものである。大體交趾支那に於ては一〇陌以上の土地所有者は小作人を使用する地主であるから、以上は右の基準により計算されてゐる。右によつて、地主對小作人の重要性は、交趾支那に於て特に顯著であることが明らかである。一般に、東京・安南及び柬埔寨に於ては、小作及び分益小作の兩制度が併用されてゐるが、交趾支那に於ては、小作制度のみが普及してゐる。ここでは小作人は特に「ター・ディアン」(Ta-tien)と稱せられて、集團的地主階級に對して對抗的一階級を構成してゐる。

地主の一般的地位については、前記大・中土地所有者の説明の際に、ほぼ明らかにしたから、以下小作人と分益小作人の地位、その小作條件等を各邦別に説明するであらう。

小作人——東京 東京では、小作人に「村の小作人」と「保證なき小作人」との二種類ある。前者は、一般に、若干モウの米田を所有し、村の小官憲たるの地位をも保有してゐる。これに反して、後者は、大地主の舊労働者が五〇比弗の資本を蓄積することによつて小作人の地位を獲



農村風景
(東京平野の農村・遠景は荒川の氾濫せるところである。)

得したものである。小作人の數は不明であるが、當東京地方では、小作人は自作農又は雇農に比してそれ程重要性をもつてゐない。

小作人は地主に對して小作料を支拂ふ。小作人は借地の耕作に要する一切の設備資本、即ち農具、家畜等を自ら所有しなければならぬ。一頭の水牛をも所有せざる場合は、それを地主又は隣人に借りねばならぬ。

小作契約期間は、一般に、無期限である。しかし地主は收穫前に小作人に豫告することによつて、收穫後に土地を取戻す権利を保留してゐる。

賃貸方法は地方によつて様ではないが、小作料は現金又は現物で支拂はれ、時には、労働日で支拂はれることもある(開墾地の場合)。不作の年には、小作人は地主と交渉して、小作料の減額を見る場合もあり、欠損の時には、小作料の請求を停止して貰ふ場合もある。けれども、かかる際には、地主は、無利子又は利子付をもつて借用證書に署名せしめ、この後の場合には、次期收穫を當てに、約三倍の小作料を請求する。又、小作料は田植の前に請求されることもある(ハドン州)。

小作料額は米田の豊瘦によつて様でないが、現金小作料は一モウ當り一〇比弗乃至四〇比弗、野菜栽培の場合は七〇比弗乃至八〇比弗が普通である。現物小作料は、一九二九年には、高地デルタに於ては、米田一作一モウ當り六〇乃至一五〇疋、低地デルタに於ては十月米三〇〇疋、五月米については前期小作料の半分又は等分であつた。

現金小作料は、穀相場の高低によつて小作人の生活の上に大なる影響を與へるが、瘦田に於ては收穫物の約三分の一(陌當り、穀八〇〇乃至二、〇〇〇疋の收穫に對して二八〇疋)、富田に於ては收穫物の半分又はそれ以上(陌當り穀一、四〇〇乃至二、〇〇〇疋に對して八三〇疋)に相當してゐる。

小作人は、以上の小作料の外に、補足的な小作料として、安南の年始祭「*May*」には、地主に對して義務的貢納を行ひ、時には、勞働日を提供し、地主に對して一種の賦役を保證しなければならぬ。



農村風景 (安南)

地主は、更に、小作人に對して高利をもつて、現金、種子、家畜、肥料等々を貸付け、二重に小作人を壓迫してゐる。種子の貸付は、一般に、一作毎に、五割乃至十割の高率をもつて行はれ、現金貸付は、小作人が種子、肥料又は補充勞働力を必要とする際に、月五分利でなされる。一〇比弗乃至二〇比弗の貸付の際は、地主は借用證書に署名させる。だから、小作人は、耕作期間中、概ね、借金を負ふてゐる。かれらは、又、同一地方又は同一コンセションの同僚間に一種の共同組織を作り、收穫時の如く一時に大勞働を要する場合には、相互扶助を行つてゐる。相互に提供し合ふ勞働日に對しては、賃銀は支拂はれず、食物其の他の現物が支給せられてゐる。一般に、東京の小作人は、分益小作人よりも負債をしてゐることが少ない。けれども、不作の場合には、固定的小作料を支拂ふために、借用證書に署名させられるから、その地位は一層不安定である。

安南 安南に於ける小作条件も東京に於けるとほぼ同一である。小作の普及してゐるのは中部及び南部安南で、カンガイ及びタンホア州に於ては小作制度は殆んど行はれてゐない。

土地を小作に附する安南の地主は、概ね、都會地に居住し、地代を受けとることしか考へてゐない。小作人は、契約に基づいて現金又は現物で支拂ふ。現物小作料は一ヶ年隔當り穀一〇〇匁乃至六〇〇匁が普通であり、現金小作料の場合は、同じく一〇比弗乃至六〇比弗を上下してゐる。

小作契約は、一般に、口頭契約である。けれども、小作地が廣いか、小作人が地主に知られてゐない場合には、文書契約が用ひられる。契約期間は一ヶ年乃至五ヶ年が普通であるが、時に、暗黙の賃貸契約更新によつて、無制限に延長される。

東京に於けると同様、小作人は負債をしてゐることが普通で、地主の現金貸付に對しては、一般に、一季三割、年六割の利子付で返済を要求される。北部及び中部安南の知識ある若干の商人は、米田を借り、次いで、これを分益小作に又貸してゐる。

交趾支那 交趾支那に於ては、前述の如く、ただ小作人しか存在してゐない。所謂「*Tan*・*Dei*・*Thien*」の小作料は、豫め一定率をもつて契約されてゐるから、かれらを分益小作人と考へることが出来ない。當地方で現在行はれてゐる唯一の小作条件は凡そ次の如くである。

地主は土地を供給して、租税を支拂ひ、小作人は、勞働、家屋、農具、家畜等を自給し、又補充勞働力賃銀をも自辨する。地主は、土地の賃貸によつて、前以つて定められた穀量を收穫の際に收得する外、*Tan*・*Dei*・*Thien*に對して水牛、農舎、種子、時には、食糧、補充勞働力雇傭に要する現金さへも前貸して高利を收得する。かかる前貸は、土

地賃貸契約の一部をなして、極めて圓滑に實施されてゐる。タア・ディアンが、苟めにもかかる契約の實行を怠る場合には、小作人の地主に對する從屬關係は半永久的なものとなる。事實、小作人はその負債を返済し得ないがために、次々と新たな負債を繰返へし、假令、返済し得たとしても新耕作を企てるに要する費用を残し得ない。小作人の地主に對する負債は年々増加し、小作人は地主の債務奴隸と化し去る。地主は、小作人に對して好んで前貸をする。それは、補足的なものではあるが、規則正しき利潤の源泉をなすからである。

米田に於ける小作料は、前記の如く、收穫に際して一定量の穀をもつて支拂はれるのが普通である。しかし、地主が都會に住む場合又は倉庫をもたざる場合は例外で、かかる場合は、地主はその地方の穀の平均相場に従つて、小作料の金納を要求する。

米田の賃貸率即ち小作料は、陌當り穀二〇ギア乃至六〇ギア（一ギア＝四〇リットル）が普通である。この率は、地方によつて變化し、中部地方の良田に於ては三〇ギア乃至四〇ギアにして、一般に、當該米田の平均收穫量の四〇％に當つてゐる。この率は舊米田地方の方が新米田地方に比して高い。

賃貸契約は常に文書によつて行はれる。契約に於ては、收穫時に際して支拂ふべき小作料（地代）を定めるのであるが、小作人が水牛、農舎、食糧穀の前貸を必要とする場合は、地主は、それに一定の利子を加へて計算し、その納入すべき穀量をも契約書に記入せしめる。契約條件は極めて苛酷である。かかる契約形式は、時に變更され、輕減されることもあるが、實際的には、地主はかやうにして收穫物の全部を自由に處分する權利を獲得するに至る。

習慣的契約として、不作に際して、地主は小作料の輕減又は次年度への繰越を認むる場合もあるが、この最後の方法は、地主にとつて有利ではあるが危険でもある。何故なら、小作人は次回の收穫も不作の時は、逃亡するからであ

る。だから、地主は舊知の小作人、又は從順なる小作人に對してでなければ右の繰越を許さない。それでも逃亡する時は、地主は村落共同體の官憲と委員とをして逃亡小作人を追訴させる。

以上述べたる一般條件より觀て、タア・ディアン の地位は極めて、悲惨であることが判る。經濟的又は法律的に、タア・ディアンは何等の保護も與へられてゐない。未だ警察權の及ばない若干地方（ラッシュギア及びビカント州）を除けば、かれらは逃亡することも出来ない。

小作人の經營費は、平均年度に於て、辛うじて再生産をなす程度にとどまり、收穫に當つて、繁榮の數日を經驗した後、次の耕作には再び地主から耕作費の前借を受ける状態にある。小作人の地位は、或地方（ゴコン、シロン、タナン）ではやや安定して、豊作に際して大収益を得た場合もあるが、かれらは決して米田を購入することをしない。一般には、僅かの米田の所有が、再び地主の手に歸することを知つてゐるからである。かれらは、又、資本を蓄積して耕作の改良に充てやうとしない。

小作人の状態の最も悪い地方は西端部地方（バクリュー、カモ、ラッシュギア）である。これらの地方は新開地にして灌木やトラムの森で覆はれ、天災も亦大である。ここでは、交通は困難にして行政監督は行亘らず、人口も移動的である。その上、かかる地方の法律の作成者は地主である。この地方への移住小作人は、利殖の慾望よりは、むしろ、出生郷村の諸負擔から免がれるために移住したもので、農耕者と云ふよりは開墾者に近い。かれらの小作契約は正常の米田地帯のそれと異なり、地主の監督は極めて嚴重である。

處女地開墾の小作人——小作人による處女地の開墾には二つの方法が採られてゐる。一つは地主の負擔による開墾、二つは小作人の負擔による開墾である。前の場合は、最も過激なる方法であつて、小作人の地位は勞働者のそれに外

ならない。かれらの労働は、伐木、荒蕪地の雑草の刈焼、堤防の構築、運河の開鑿等である。かれらは労働の行程に應じて現金で支拂はれるが、労働者と異なるところは、穀が播種され又は田植が開始されるや否や、その最初の年度から一陌當り五ギア乃至一〇ギアの小作料の支拂を命ぜられる點である。後の場合は、地主の支出は小作人に對する強制的前貸の形式で行はれ、小作人は開墾の初期三ヶ年間は小作料の納入を免除されるが、その後は、一陌當り五ギアの小作料を納入、その額は累年増加し、七・八年後には二〇ギア乃至三〇ギアに達する仕組になつてゐる。

村落共有地の小作人——村有地 *Công điền* は、村の檢閲部の事務所で、滿三ヶ年毎に公の入札によつて小作人に貸される。貸貸人は村の豫算のために貸貸料を金納する。しかし、地主が共有地を借り、次いで小作人へ又貸する場合が屢々ある。かかる場合、入札者たる地主は、かれら相互間の奸計によつて、小作人が本來納入すべき貸貸料よりも遙かに少額の金を納入して、小作料の大部分を懐にする。

東埔寨 東埔寨に於ては土地が小作人又は分益小作人によつて耕作されることは極めて稀である。バタンバン州の都會地の附近の良地に於て、この耕作方法が用ひられてゐる。小作地の面積は苗作米田に於ては三陌乃至四陌、浮米田に於ては五陌乃至六陌である。シムカル地帯の小作料は常に現金で支拂はれ、米田では穀で支拂はれてゐる。金納小作料は地價の二〇%乃至二五%に當り、物納小作料は平均收穫の四分の一乃至三分の一である。地主の小作人に對する家畜貸貸料は非常に高い。疫病に斃れる場合が多いからである。

分益小作人——**東京** 東京に於ては、分益小作人は小作人と同様に、若干の資本をもつてゐなければならぬ。かれらは種子、肥料、労働を提供し、土地の管理を保證し、耕作に必要な農具及び家畜を所有しなければならぬ。單一耕作の場合には、分益小作人は地主へ收穫の半分を納めねばならない。地主は、自から、收穫の分配に立合ふ。

分配の割合は、米田の肥瘦に従つて三分の一又は十分の六に變化する場合もあるが、大體折半するのが普通である。收穫に要する費用は、地主及び分益小作人間で折半するか又は分益小作人の負擔である。屢々、分益小作人は打穀し箕分を完了した穀を提供せねばならない。複合耕作の場合は、分益小作人は畑作の收穫物の全部を取得し、地主は十月米收穫の二分の一、稀には三分の二を享受する。

契約は地主の請求に従つてその様式を異にする。分益小作人は、安南人の年始祭に當つて、傳統的に、地主へ貢物を納め、賦役の實行を果さねばならない。屢々、地主は分益小作人を定住せしめる目的をもつて、種子の一部又は全部を供給し肥料を支拂ふ。貧困にして不健康な地方に於ては、時に無利子で前貸が行はれることもあるが、大抵の場合、前貸は五割の利子を附して返済されねばならない。地主は、又、家畜、耕作機具、宿舍の貸付も行ふ。不作の際には、地主は一切を分益小作人に任せて小作料を免除する場合もある。

だが、分益小作契約は、一般に、嚴格にして、分益小作人が地主の取得分を支拂ひ、人頭税及び補充労働力の費用を支拂つた後には、手元に残る収益は幾ばくにも値しない。かれらは、概ね、地主から前貸を受け、友人又は富裕な分益小作人から負債してゐる。負債の利子は月二割にも達し、收穫時には、地主の嚴重な監督を受けてゐる。

分益小作人の生活は、豊作の時には、比較的樂であるが、不作の際には、極めて慘めである。かかる際は、地主の過大な請求を免がれることによつてのみ辛うじて家族の生活を支へて行くことが出来る。分益小作人が小作人よりも有利な點は、小作人は全然收穫のない場合にも、小作料を支拂ひ、又は借用證書に署名させられて、次年度の納入を約束せねばならぬのに反して、分益小作人はかかる義務を負はざることである。

安南 安南の分益小作の條件も東京のそれとほぼ同一である。收穫物は折半されるのが普通であるが、地主が種

子、肥料、補充労働力の費用を提供する場合には、分配率は地主の取得分に於て三分の二乃至五分の三に上る。芋、甘蔗の耕作又は灌漑工事を伴ふ耕作の場合には、收穫物は三分されて、その一部は灌漑費に當てられる。荒蕪地の開墾の場合には、小作料は三ヶ年免除される。だが、分益小作人は小作人よりも一層嚴重に監督され、地主は概ね現場に居住して、收穫物の分配に立合ひ、時には、土人監督をして、嚴重な監督に當らしめる。收穫の減退は直ちに地主の損失を意味するからである。

地主は、一般に、分益小作人に月四分利で現金貸付を行ひ、又は家畜、種子、肥料の現物貸付を行ふ。地主は、分益小作人のために、借金の保證人となつて他よりの貸付を保證する場合もある。

分益農の小作地面積は、一モウ乃至四モウの間で、それ以上に及ぶことは減多にない(タンホア州)。小作地が一モウに過ぎない時は分益小作人は、かれの家族を維持するために、日傭労働者として賃銀をもつて収入を補はねばならない。米を單作するデルタ地帯の分益小作人と、芋、玉蜀黍、甘蔗、茶、胡麻、米等を合作する地方の分益小作人とを比較すれば、後者の方がやや生活が安定してゐる。

タンホア州に於ける賃銀労働者、小作人、及び分益小作人の所得の比較は、分益小作人と小作人とは、賃銀労働者より一層優位にあり、小作人は分益小作人よりもやや上位にあることを示した。(平年作)

賃銀労働者一人一日の平均所得
 〇・一六三比弗
 租二收穫四モウ小作人一日の所得
 〇・三三
 分益小作人一日の所得
 〇・二八

柬埔寨 柬埔寨に於ては、前以つて定められた比率で收穫物を分配する純粹の意味の分益小作は殆んど存在してゐ

ない。ただ米田に於て、若干、此の耕作經營方法が用ひられてゐる。例へばバクタンバン州、ソアイリエン州、タケオ州の收穫高不確定な新田に於てこの例が見られる。

契約條件は、東京・安南の場合とほぼ同様で、分益小作人は、家屋、農具、家族労働を提供し、地主は、水牛、種子の前貸を約すとともに、時には、小作人の家族の飯米をも供給し、收穫に際して、先づ種子を返済せしめ、次いで、その残部を小作人と折半する。前貸方法には特別規定が設けられ、一六比弗に對して一ヶ年一〇タンゴもの利子を徴集する。

だが、これらの條件は、米田の性質、地主の現地に於ける在不在、租税負擔者が地主であるか小作人であるかによつて非常な相違がある。ここでは、分益小作人の地位は小作人のそれに劣つて居り、かれらは負債のために農奴となり、往々盜賊の群に投ずる。

(三) 小作管理人・土地差配・土人仲介人

大地主は、屢々、自から小作人の管理に當らず、小作人を支配する管理人を置いて小作料の徴集、分益小作人の労働の監督、コンセンシンの秩序の維持に當らしめる外、土地差配をして、土地の直接經營を行はしめる。又、歐人農業企業家は、土人仲介人(Cai)を介して農業労働者の募集、企業の下請、労働者の監督、又は労働者への食糧供給等を行はしめる。右土人仲介人は、その職能に應じて左の四つに區別される。(イ)下請人 Cai-ticheuron、(ロ)募集者 Cai-recruteur、(ハ)監督 Cai-surveillant、(ニ)食糧供給人 Cai-nourrisseur。

これら土人仲介人は歐人企業にとつては不可缺の存在であるが、かれらはその職權を悪用し、土人労働者の憎惡的となつてゐる。

〔註〕 Cai 211-212 は International Labour Office: Labour Conditions in Indo-China. 1938. pp. 149-154 参照。

東京 東京に於ける小作管理人は、大地主又はコンセション拂受人と、かれらの支配する小作人又は分益小作人の仲介者にして、兩者を搾取する貪慾なる存在である。かれらは小作料の徴集に責任を負ひ、分益小作人の労働を監督し、コンセションの秩序を維持することを任務とする。分益小作人相互間及び小作人相互間の小紛議を解決し、これが取締にも任ずる。かれらは、往々にして、高給を受ける月傭労働者であり、又地主の分地の一つ又は多數を耕作する小作人である。けれども、後の場合は糶をもつて小作料を支拂ふことはなく、かれが他の小作人から徴集する小作料は、地主が要求する額よりも若干餘計である。又、かれらは小作人等に對して、月五分乃至一割の高利をもつて現金を貸付け、又、五ヶ月乃至六ヶ月間十割の高利をもつて現物を貸付け、利殖を計つてゐる。

土地差配は、地主の所有地の直接管理に任ずる。かれらは、普通、地主に信用篤く、募集によつては得られない人間である。かれらは、米田の一端を極く僅かの貸貸率をもつて借受け、地主の家畜や農具を使用する権利も保有してゐる。一般に、宿舍を當てがはれ、一ケ年の終りに一〇乃至二〇比弗の報酬を受けてゐる。かれらは、地主の一切の不動産を管理し、労働力を配分し且つ労働者を監督しなければならぬ。かれ自身は被傭人を募集することも出来るが、一切の重要な問題は地主へ報告する義務を負うてゐる。地主は、屢々、無利子で土地差配人へ前貸する。

東京の土人仲介人は、コンセションに於て、労働者及び分益小作人の監督に従事する。かれらは、家畜、農具、倉庫の生産物の分配等に責任を負ひ、一種の権力を行使してをり、分益小作人の収益を天引してゐる。屢々、年傭労働者として報酬を受け、時には〇・六比弗の日給を支給されてゐる。

安南 安南に於ては、苦力の行爲に責任をもつ土人仲介人は、一般に、宿舍、被服、食糧の支給を受け、月九比

弗乃至一〇比弗、若し何等の現物副収入なき場合は、二〇比弗乃至三〇比弗の月給を支給されてゐる。コンセションの監督は、時には、月四〇比弗の高給を受けてゐる(コンナム州)。總ての土人仲介人は、舊苦力にして、かれらの同僚よりも器用に於て且つ勤勉なるものである。

交趾支那 交趾支那に於ては、大地主とタア・ディアンの仲介人として小作管理人、土地差配人又は小作頭が介在してゐる。かれらの職能には種々相違があり、凡ゆる程度の管理人が存在してゐる。

西部地方の大所有地に於ては、小作管理人は、當該地方に行はれてゐる小作料よりは低率をもつて土地を借り受け、他の小作人の募集、定住、賃貸料の決定等を行ひ、これら小作人より徴收せる小作料と地主へ拂込む小作料との差額から、更に、耕作に當つて小作人へ貸付けた金銭又は現物の利子から、尠からぬ収益を得てゐる。時に、かれらは、地主から低利の貸付を得て小作人へそれを又貸してゐる。

中部地方の中所有地では、これら小作人頭は、フランス人コンセションの如く、土人仲介人に代置されてゐる。これらの仲介人は、かれ自身、特別の権力を有たず、地主の命令を傳達し且つ小作人を監督する單なる被傭人に過ぎない。概ね、年傭の使用人にして、その俸給は可成り高率である。食物、時には宿舍を支給される外、月十五比弗乃至四〇比弗の報酬を受けてゐる。

(四) 農業労働者——半隷農的雇農階級

佛印に於ては、農業労働者数は極めて多い。けれども、近代的農業未發達の當領では、所謂近代的自由農業労働者は殆んど存在してゐない。この種の近代的農業労働者は、南方、主として交趾支那のプランテーションの發達につれて發生を見つつあるが、かれらとても、北方の過剰人口地帯より半強制的に移住せしめられたる植民地型の契約労働

者が大部分にして、その數も八・九萬人を超えない。その他の労働者は、過小農經濟に隷屬する日傭、又季節傭の労働者にして、一種の出稼人である。それらの中には、月傭又は年季傭として富農の家内労働者となつてゐるものもあるが、零細土地所有者にして、半ば賃銀所得に依存して生活を支へてゐる所謂半農半労働者が多數存在してゐる。この種の労働者は、北方、主として東京の過剰人口地帯には夥しく多數存在し、收穫その他の大労働支出に際して、賃銀を求めて村から村へと渡り歩く一種の失業者群を形成してゐる。

東京 東京に於ては、農民人口の約三分の二は以上の如き半農階級の雇農階級をもつて構成され、かれらは農業經濟を壓迫する危険な分子と看做されてゐるとともに、他の産業に於ける労働力の主要源泉をなしてゐる。

東京に於けるこの種の賃銀労働者は、(一)非土地所有者たる賃銀労働者、(二)零細土地所有者又は村有財産の一部の権利者たる賃銀労働者の二種に區別することが出来る。

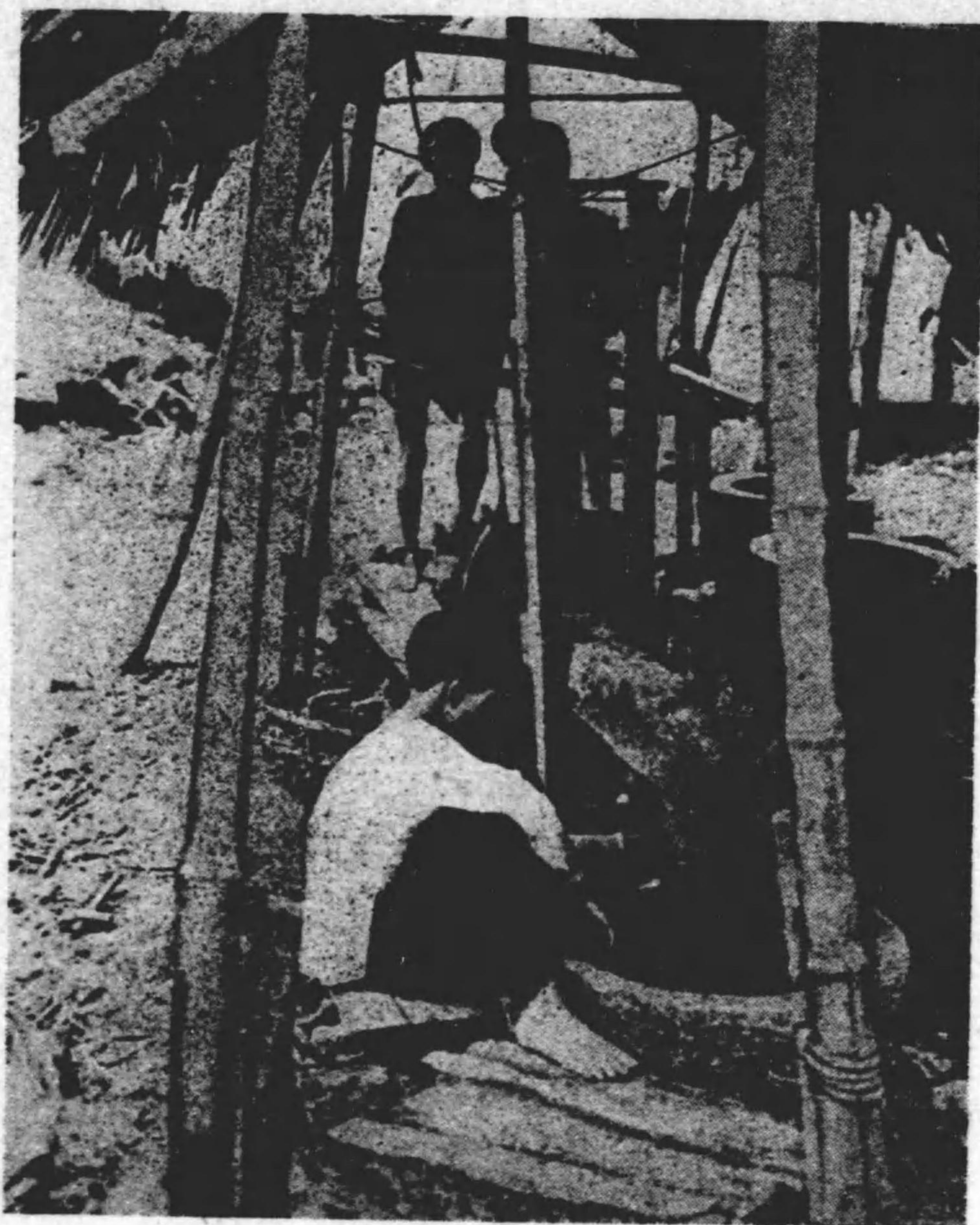
非土地所有者たる賃銀労働者

かれらは大・中土地所有者の季節傭・月傭、又は年季傭となつて出身郷村又は出身地方にとどまつてゐる。男子は耕作者として、子供は水牛の番人として雇傭されてゐるのが普通である。

二毛作の米作地帯又は畑作地帯に於ては、殆んど一ケ年中、これらの労働者を需要し得るが故に、かれらは餘り移動しない。バクギャン州の如く、農地廣く大土地所有者の存在する地方に於ても事態は同様である。けれども、農地狭く、人口過剰の地方に於ては、かなり遠隔の地方へ出稼する者もある。移動の主要時期は、男子労働者は耕作及び收穫時期、女子労働者は除草、田植、刈入時期である。且つ、出稼労働者は、一般に、労働市場に於て集團的に募集される。十月米收穫の時季には、五月米耕作の地方から、逆に、五月米收穫の時季には、十月米耕作の地方から、労働

力の相互交流が行はれる。一般に、收穫は、高地デルタに始まり、低地デルタへと及ぶから、労働力の移動も高地より低地へ向つて行はれる。

労働力の大輸出州は、デルタの中央部、殊にナンディン、タイビン、ニンビンの人口過剰な海岸寄りの州である。



東京河内附近に於ける土人の製紙作業

(製紙材料たる煮溶した紙漿を搦き砕くところ。紙漿類は石臼の中に入れられ挺の作用の杵が三人の苦力によつて動かされる。杵と臼とは程の製白に用ひられるものに類似してゐる。)

需要季節が經過すれば、かれらは再び歸村し、例へば魚撈、手工業、小商賣、附近の工業企業、公共事業、軍事作業等々の仕事に従事し、又雇傭されて生活を支へてゐる。以上の大労働需要季節、特に、收穫労働時季を除いては、かれらは、殆んど飢餓状態を脱することが出来ないのが一般である。河内、海防、南定等の工業中心地附近の労働

者は、大農業労働需要時期以外には、工業労働者として賃銀を求めてこれらの都會地へ出稼きはするが、工業労働者として都會に定住することを好まない。村の年始祭又は收穫季には再び歸村し、依然として農業労働に従事する傾向がある。

一九二五年——一九二九年間に男女子供合せて遠隔の地方へ輸出された東京労働力は左の如くである。移出労働者は、概ね、低地デルタの出身者である。

太平洋佛領植民地	交趾支那	柬埔寨	南部安南	總計
一九二五年	一、七〇八	三、六八四	〃	五、三九二
一九二六年	二、八三二	一、五八〇	〃	一七、九一二
一九二七年	一、九八二	二、五〇〇	〃	一九、四八二
一九二八年	二、〇五三	一〇、二七〇	〃	一六、二〇三
一九二九年	一、九八三	二、一八〇	〃	五、八〇三

(註) 前掲イヴ・アンリイ氏「印度支那の農業經濟」二八頁

以上の如く、交趾支那への移出が最も多數であるが、農業人口數に比すれば、全體の移出労働者數は、尙ほ、微々たるものである。

労働賃銀は地方により又雇傭方法に従つて變化する。日傭労働者の賃銀でさへも、一年を通じての雇傭時期の變化、氣候の變化、労働力の多寡等によつて變化するから、これを一概に述べることは困難である。けれども、日傭にしる、月傭にしる、又年季傭にしる、賃銀労働者は、殆んど總てが雇主から僅少なながら三度の食物を支給され、困難な労働

に従事するものは、他のものよりは、一層多く飯米を支給されてゐる。

年傭労働者——年傭労働者は、人口過剰なタイピン州では、八比弗乃至一二比弗の年給の外に、食物、住居、被服(二着、外に煙草)を支給され、その他の州では、賃銀は一層高いが、それは労働者の年齢及び技術に應じて變化してゐる。人口過剰でないソントンタイ、ユンエン、バクニンの諸州では、それは三六比弗乃至四二比弗にも及ぶ。賃銀は、契約又は習慣に従つて、毎月支拂はれることもあるし、二ヶ月分、三ヶ月分又は半ヶ年分を纏めて支拂はれることもある。雇主は、屢々、労働者に對して、二ヶ月分、時には、六ヶ月分の賃銀の前貸を許す、それは、労働者の租税の支拂、年始祭、親の死亡又は病氣の場合等に行はれる。賃銀は、一般に普通の經營に於けるよりもコンセンシヨンの方が高率である。

年傭労働者の賃銀は、屢々、現物で支拂はれる。バクニン州では労働者の收穫する四サオ乃至五サオ(一サオは十分の一モウリ三六〇平方米)分の生産物をもつて支給される。

年傭労働者は、一般に、雇主(地主)から好待遇を受けてゐる。雇主は、かれらを家族の一員として取扱ひ、農業労働以外に、家内労働者として各種の労働を行はしめてゐる。けれども、家僕として傭はれる賃銀労働者は、一般には、子供で、年六比弗乃至一二比弗(飯米、宿舍、衣服の給與)の賃銀を支給され、専ら水牛の世話を行つてゐる。

年傭労働者は、屢々、労働監督として雇傭される。年傭家内労働者の多くは、數年に亘つて、同一の雇主の下に雇はれ、祖先代々同一の地位を相續してゐる。かれらは、雇主と好關係を維持するために、安南の祭日に、雇主に對して茶、葡萄酒、家禽、果物、菓子等のつけ届けをするのが傳統となつてゐる。

季節傭労働者——季節傭労働者は、多くは他郷の労働者で、一ヶ年の内三ヶ月乃至四ヶ月間を雇傭される。賃銀は、

この期間中、一般に、八比弗乃至一三比弗にして、他に食物を支給される。賃銀が現物で支拂はれることも尠くない。かれらの地位は年傭労働者に比すれば有利で、一般には、雇主に重んぜられ、かれらも亦雇主（土地所有者）に傳統的贈物を届け、雇主は無利子又は低利で賃銀の半分又は三分の二の前貸に同意する。かれらは雇傭期間中は、完全に雇主に従属し、雇主の許可なくして缺勤、又は歸村を許されず、又他の職業を兼行することも許されない。

月傭労働者——月傭労働者の賃銀は、労働力の需要供給、穀の相場、年齢、性別等によつて相違する。人口過剰地帯では男子に於ては月一比弗乃至三比弗、女子に於ては一比弗、子供に於ては〇・五比弗の外に、食物を支給されるが、かれらは一種の苦力に過ぎない（ナンディン、タイピン州）。耕作のための月傭労働者の賃銀は、一般に、以上の標準よりは高い。

日傭労働者——日傭労働者の賃銀も亦、地方により、雇傭時期、需要、氣候の影響、收穫期間の長短等に應じて種相違がある。この賃銀率は田植と除草の労働については、ほぼ固定してゐる。三月と八月が最低であつて、労働者は普通一日三回の食事を支給される。

以上の外に、賃銀は、作業割當に應じて支給され、労働日の長短に關係なき場合もある。

小土地所有者たる賃銀労働者

かれらの地位は、殆んど、非土地所有者たる賃銀労働者のそれに等しい。けれども、かれらは、村落に一層執着を有し、遠方の地へ移住することを好まない。かれらの物質的地位は、自作してゐる野菜作其の他の小栽培の僅かの收入によつて補はれるから、比較的に恵まれた方である。けれども、これらの小面積からの收入をもつては、多數の家族を養ふことが出来ないため、賃銀収入に生活の大部分を依存することを餘儀なくされてゐる。かれらは田植、收穫

時等には食物のみを支給されて相互扶助を行つてゐるが、一般に、生活程度は低く、租税の支拂ひ、祭日、耕作のために、雇主から、優先的に、月二分乃至四分の利率で賃銀の前貸を受けてゐる。

村有財産の一部の権利者たる賃銀労働者

村有財産の一部の権利者たる賃銀労働者も、前述の小土地所有者たる賃銀労働者と同一の部類に属すべきである。村落共有地たる米田（ナンディン、タイピン州には、この種の共有地が尙ほ廣汎に存在し、或村落の共有地は、米田面積の三分の二又は十分の九を占めてゐる）は、普通、十五歳より六十一歳迄の村の登録者たる男子間に分配される。この分配面積は一サオより八サオ、時には、九モウに及ぶこともあるが、平均一モウに過ぎない。だから、家族員の多い農家は、その配當地からの收穫をもつては租税を支拂ひ且つ家族を養つて行くことが出来ない。ために、かれらも亦、賃銀所得を求めて高地地方へ移動し、時には、太平洋の佛領植民地や交趾支那へ向つて多數の移民を送り出してゐる。

次の例は、南定附近の一村に属するこの種の賃銀労働者の家計が米田収入をもつては如何に困難であるかを示してゐる。

米田一モウの分配を受け、妻と子供二人とを養ふ一農家の年家計

収入——現物収入Ⅱ米田一モウより初八五〇庇

賃銀収入Ⅱ父……五、六、九、一〇、一十一月の労働計一〇〇日、日賃〇・三比弗、賃銀年収入計三〇比弗。

母……二〇労働日、日賃銀〇・二五比弗、賃銀年収入計五比弗。

父及び母の賃銀収入合計三五比弗

支出——現物支出（野菜を混じたる額）概一、三〇〇疋

現金支出——一人當り月〇・五〇比弗、年二四比弗。地租、其他五比弗。以上の合計二九比弗。

（註） 同前書三九頁

即ち、米田一モウの收穫をもつては、家族四人の生計を支へるに足らず、夫は一〇〇日の労働日を賣り、妻は二〇日の労働日を賣つて、租税その他の現金支出を補つてゐる。食物の不足を補ふために、村の金持から借金し、妻や子供は、最低賃銀を得るために、蟹や雑魚類を漁りに行かねばならない。

安南 安南に於ける農業労働者の地位も東京のそれとほぼ同様である。しかし、移出民の状態は、人口過剰地、若しくは貧困なる地方を除けば、東京程には激しく行はれてゐない。一般に、賃銀労働者は、郷村附近の大地主の家へ農繁期に雇はれることを欲し、大規模な移住を好まない。かれらは同地方の農業・森林コンセッション、又は工業、公共事業等に雇傭され、労働者の大移動の行はれるのは早魃その他の非常時に限られてゐる。一九三一年の早魃の時、タンホア州の非灌漑地の五分の三は、かれらの移出によつて荒蕪地と化した。次表は、一九二六——二九年間の安南労働者の移出状態と出向地とを示す。（同前書四〇頁）

	交趾支那	東埔寮	東京	老撾	計
一九二六年	一、五六六	二六二	〃	〃	一、八二八
一九二七年	二一七	二六	二八	〃	三二五
一九二八年	二、〇五〇	一、二五〇	〃	五四	三、三〇〇
一九二九年	四、五〇五	一、八六五	〃	〃	六、三七〇

全家族を擧げ、定住の目的をもつて移出するものは減多にない。けれども、交趾支那や山岳地方へ移住するものは

定住の可能性があり、新地を開墾した後は、定住して新しい村を作るのである。安南に於いては、むしろ、歐人コンセッションに向つての労働者の国内移動が活潑である。タンホア州に於ては、州の諸コンセッションに、賃銀労働者二、八九三人（男一、八五四人、女、一、〇三九人）雇傭されてゐることを記録した（理事廳統計）。その中、一、六三九人は東京の出身者であつた。一九二八年には、南部安南のプランテーションへ、東京人労働者を公に移住せしめた。又、安南に於ける植民者は、開墾のために、高地のモイ族又はミオン族を傭つてゐる。これらの住民は、一般に、安南商人が海岸から持ち運ぶ織物その他の物品を入手する目的をもつて、かれらの焼畑農の行はれる以前、又はその收穫後に數日つづけて賃銀労働者となる。かれらは、早朝家を出て、七・八時頃に仕事を開始し、午後の五時には仕事を止めて歸村する。三人乃至一〇人の小集團をなして、困難な開墾の仕事に當るが、労働は極めて不規則にして、教育も困難なため、植民者は、安南人が不足してゐる時以外にはかれらを雇傭しない。雇傭も直接ではなく、安南人請負人をして、その労働を監督せしめるのが普通であり、賃銀も、鹽、衣服、織物、瓶等の現物をもつて支拂はれる。安南に於ける賃銀労働者の賃銀も、労働力の需給、天候、収相場、年齢、性等に従つて種々相違がある。賃銀は、現物又は現金で支拂はれ、時には、兩者をもつて同時に支拂はれる（食物支給）。

年傭労働者の賃銀は、五比弗乃至五〇比弗にして、時には、概八〇〇疋をもつて支拂はれる。人口過剰の州では遙かに低廉で、七比弗乃至一〇比弗に過ぎない（カンピン州）。かれらは、一般に雇主から好待遇を受け、終日、雇主に奉仕し、農閑期には、雇主のために森へ薪、その他の産物を集めに行き、一種の家内労働者と化してゐる。家僕と化した年傭労働者は、負債を免がれるために雇はれたもので、暇も自由もなく、苛酷な主人に對しても何等の防衛手段ももつてゐない。かれらは概ね先祖代々の家僕で、且つ獨身者である。

月傭労働者は、普通食物の外に〇・五〇比弗（カントリ）から二比弗乃至四比弗（タンホア、ヴィンディン）六比弗（ナトラン）の月給を支給される。現物の場合は概一二〇斤で外に食物が支給される。

季節傭労働者の賃銀は、労働期間によつて相違するが、耕作期間三ヶ月で一〇比弗乃至一二比弗と食事とを支給される。（南部安南）。

日傭労働者には、安南に於ては屢々食物を支給されない苦力が雇傭せられ、かれらの平均賃銀は、女子〇・〇二三比弗、男子〇・〇二比弗乃至〇・二二比弗である（タンホア州）。ヴィンディン州やユエ附近、カントリ州ではもつと高く、〇・四〇比弗に達してゐる場合もある。三度の食事が支給される場合は、賃銀はずつと低下する。契約は口頭で、訴訟の際は官人が慣習に従つて紛議を解決する。

東京の場合と同様に、雇主（土地所有者）は、現金、又は現物をもつて賃銀を前貸してゐる。それには無利子の場合もあるが、一般には、月四分の利子が附せられてゐる。

村落共有財産の一部の権利者たる賃銀労働者

安南の村落共有地は、前記の如く、東京のそれよりも大きい。或州では、米田の半分以上を占めてゐる。カントリ州の或區では、耕地の全部が村有地となつてゐるところもある。これらは、各登録者に分配されるが、東京同様、人口過剰地方の分地の面積は、狭小なため、登録者にして二サオ以下の土地を分配されたものは、その負擔すべき各種の租税、賦役と交換に、之を村の名士へ返却し、又は、コンセシオンや公共事業の賃銀労働者となる。交趾支那へ移住するものも多くも、この種の賃銀労働者、又は、零細土地所有者である。けれども、村を放棄することを欲せず、分地を他に轉貸して、自からは、苦力として雇傭され、又は年傭の家内労働者となつてゐるものも少なくない。

交趾支那 交趾支那に於ける農業労働者は、（一）年季傭の永久的労働者、（二）日傭又は割當作業拂の一時的労働者、（三）栽植農業労働者に區別される。

永久的労働者は、自作してゐる大・中地主の處に見出される。土地所有者にして一〇陌以上の土地を有するものところには、一〇陌につき一人又は二人のこの種の労働者が雇はれてゐる。かれらは雇主のために凡ゆる仕事をなす家内労働者である。かれらの農業労働は、小土地所有者の家族労働と同様、溝を掘り、堤防を築き、土地をならし、種子を保存し、苗を分配し、害虫や害獣を驅除し、收穫物を運搬する。かれらは、多くサンパンの漕手である。

かくの如き賃銀労働者は土地所有者たる居留者のところにもゐる。これら居留者は、所有地を小作に附し、自家の近くに若干の米田を保留して、それをこの種の労働者に耕作せしめる習慣をもつてゐる。この種の労働者は、又、煙草、甘蔗、ココアの如き監視を必要とする企業にも用ひられてゐる。

かれらの募集は、中部諸州では比較的容易に行はれるが、西端部地方では募集困難となりつつある。一九三〇年以降の經濟恐慌に先んじて、労働力の不足は、バクリユー州に於て、既に、深刻化した。地主にして、この種労働者を發見せるものは、何等の選擇もせず、募集もせず之を採用し、大抵の場合、労働者の租税を肩替りし、又、一二比弗乃至一五比弗の前貸をして、之が誘引に努めた。この地方の永続的労働者の四分の一、恐らくは半分が、斯様にして、雇傭されたのである。従つて、賃銀も男子五〇比弗乃至八〇比弗、即ち、月四比弗乃至六・五〇比弗の多きに及んでゐる。東京や安南の年傭労働者の賃銀の數倍である。最高は西端部諸州（ソクチャン、バクリユー、ラッシュギア）で、ここでは、屢々一〇〇比弗にも達し、その内、一二〇比弗は、前貸された。女子でさへ四〇乃至五〇比弗、水牛番人の子供でさへも三〇乃至四〇比弗を受けてゐる。かれらは賃銀の外に、宿舍と飯米を給與せられ、祭日に

は三者の新しい衣服を支給された。此種の労働者は、屢々雇主に信頼され、他の苦力や小作人の監督者となつてゐる。季節労働者が當領では最も重要である。年傭労働者による労働方法は、小作人の小作労働に置き代へられつつあるが故に季節傭労働者の雇傭によつて、農業經營を維持せんとする傾向が増大した。

季節傭労働者は、特に、米田の除草、田植、收穫、打設等の大労働に協力する。田植は女子、收穫その他は男子が多くこれに當る。賃銀は労働日をもつて計算される場合と、作業割當で計算される場合とある。

カント州、特に、低地米田に於ては、米田を請負人に與へて耕作せしめる方法が一般化してゐる。請負人は田植 Lam moug giao の後、之を地主へ返却し、地主は土地、種子の外、面積當りで一定の前貸を施す。請負人は、或は家族労働をもつて、或は、自から労働者を傭つて、除草、苗の準備、必要とあれば、田植の労働をも行ふ準備をする。季節傭労働者の募集は、舊い州（シヨロン、ミト、タナン、ヴィンロン、サデク、ゴコン等）及び中部交趾支那の諸州（カント、ソクチャン）に於ては、領内で行はれるが、労働力は、常に、不足してゐる。西端部諸州（バクリュ、ラッシュギマ、シードク、ロンシャン）では、田植や耕作労働にも不足してゐる。ここでは、労働者總數の五分の三、又は五分の四まで前記諸州からの労働者の一時的移住によつて補はれてゐる。これらの労働者は、交趾支那米の成熟期が一定してゐないため、次々と移動して、全季節に亘つて收穫に協力してゐる。カント、ヴィンロン、サデク、ミト諸州から、西端部諸州へ、シヨロン、タナンから中部諸州へ、更に西部の諸州へと労働力の移動が行はれる。そして、三・四月頃に、かれらは再び出身諸州へ歸つて行く。タナン州の労働者は、自州の收穫をも行はずに、チャヴィン、シヨロン、ゴコンに於ける十月乃至十二月の收穫に協力し、バクリュ、ソクチャン、シードク、チャヴィンの十二月から一月の收穫に協力し、最後に、若干のものは、ラッシュギマ、バクリュ等の西部地方に一層長期間滞在してゐる。かれらは田

植から、そこに來てゐるのである。田植が終ると、漁撈や小舎作りを時を過ごし、それから收穫を手傳ふのである。

労働力の移動は、同一州内又は隣接州内に於ても行はれる。その場合は、早稻の高地米田から晚稻の低地米田へ向つて移動する。

季節移民は、一般に、體伍を組んで移住し、かれらの團長を定め、團長は團體の名に於て雇主と折衝する。契約は口頭である。雇主にとつて労働者を募集する最も確かな方法は、出身州につき、募集人を派遣するか、親戚の仲介でかれ自身募集に當ることである。だが、大抵の場合は、州長間の協議に従つて、労働者自身が労働力需要の中心地方へやつて來る。かれらの中心地への輸送は、運送車、又はランチにより、地主達は、この中心地へ赴いて雇傭契約を定めたる後、船で、労働の場所へかれらを運ぶ習慣になつてゐる。

恐慌以前の一九三〇年の日傭労働者の賃銀は食事の支給を含めて〇・四〇比弗（中央部）乃至〇・六〇比弗（西端部）であり、食事の支給を含まない場合は前者〇・六〇比弗、後者は〇・八〇比弗であつた。これは、東京・安南に比して遙かに高率である。賃銀は労働の種類に応じて様でない。

以上の外に、交趾支那には護謨、珈琲、茶等の栽植企業に雇傭される労働者がゐる。これらは、主として歐人農業コンセション（プランテーション）に働く労働者で、コンセションは交趾支那に最も發達してゐるのみならず、假令、人数は少なくとも、かれらは近代的農業労働者としての性質を帯びてゐるが故に、特に注意を要する。これについては、後に、述べる豫定である。

柬埔寨に於ては、賃銀労働者の数は少なく又重要性もない。穀の輸出州にして、大・中土地所有者の例外的に存在するバタンバン、ソアリエン、プレイヴェンの諸州に於てかれらの存在するのを見る。

日傭労働者——かれらは、同一の村落又は近隣の村落に於ける貧困な農民即ち小作人又は零細土地所有者の間に於て募集される。自作を終つてから、家族を率いて富裕な地主のもとに雇傭されて来る者達である。だが、日傭賃銀労働者は當領では餘り一般化してゐない。多く負債から解放される目的をもつて賃銀労働に従事する者達である。東埔寨で一般化してゐるのは、收穫その他の大労働支出の際に、相互扶助を行ふ慣習である。この慣習は、例へば耕作、除草等の際に、十頭もの家畜を繋駕して、同一米田に伍列を作つて労働する情景に見られる。田植には、婦人、子供が動員され、收穫には、男子労働者が用ひられる。日傭労働者は、又、煙草その他の多角經營にも使用されてゐる。日傭労働者の平均賃銀は、左の如くである。(同前書六三頁)

- 凡ゆる労働をなす労働者(休耕期) ○・二五比弗十食物(三回)
- 田植又は收穫時の女子労働者 ○・三〇比弗十食物(一回)
- 收穫労働者 ○・四〇比弗十食物(一回)
- 作業割當拂の收穫労働者 ○・五〇比弗(一〇〇ポット)
- ベルジヤ(Berge=シヤムカルと同義)に於て凡ゆる種類の労働を爲す労働者 ○・四〇比弗十食物

季節傭及び年傭労働者——東埔寨に於てはかれらは、日傭以上に重要である。大部分の者は、負債の辨償のために債権者のところで働いてゐる。バツタンバン州では、交趾支那の諸州(カント、シードク等)等で生活の困苦に耐えかねて歸村せる東埔寨人、若しくは、一般に貧窮せる地方の東埔寨人の間からかれらは募集される。かれらも一種の家内労働者である。凡ゆる種類の労働に用ひられ、食物、宿舍、部分的には被服(年二着)を支給され、應募に際しては、地主から一〇乃至一五比弗の前貸を受ける。

ベルジヤ地帯、バツタンバン、その他の諸州に於ける年傭、及び季節傭労働者の賃銀は一九三一年に於て左の如くであつた。(同前書六四頁)

ベルジヤ地帯	年傭男子	四〇乃至六〇比弗
	同 女子	三〇乃至四〇比弗
	家畜番人	一五乃至二〇比弗
バツタンバン(米田)	季節傭男子(十ヶ月)	四〇乃至六〇比弗
アンンベン、ブレイヴェン、ソアリエン	季節傭男子(十ヶ月)	二五乃至四〇比弗
	女子(同)	二〇乃至二五比弗

年傭、季節傭、平均四〇比弗にして、食物(月五比弗)、衣服(六比弗)等を加算すれば、東埔寨のこの種の労働者の賃銀は、年一〇〇比弗乃至一一〇比弗に當り、これは四・五年來の著しき騰貴を示してゐる。

(五) 農業信用制度

農耕者が一般に使用する信用制度は、高利貸信用である。高利貸は、佛印農村の至るところに暴威をふるつてゐる。東京 東京に於ては、農耕者の多くは左の如き事情で高利貸から借金をする。

- (イ) 他の高利貸と契約せる借金の辨償のため。
- (ロ) 公職への立候補(この機会に行はれる饗宴)。この場合、借入金は莫大な額に上る。Trung-tuán (夜警長) Trung-ba

- (地籍簿の保管者) Thu-quy (出納官) Thu-ky (書記) となるために、競争相手なき立候者できへも、二〇〇比弗乃至三〇〇比弗の費用が必要である。市長又は群長カントとなるためには、四、〇〇〇乃至五、〇〇〇比弗を要する。
- (ハ) 家庭に於る儀式。結婚、埋葬、祖先の祭祀等に際して、安南人の借金は、時に、一〇〇比弗乃至二〇〇比弗を超える。
- (ニ) 賭博に於て契約せる負債の返済、又は租税の納入のため。
- (ホ) 耕作。負債を必要とする場合は、田植、二月及び三月の灌漑と草刈、七月及び八月の除草及び施肥の時である。借金は、雇傭労働者の賃銀の支拂、肥料、種子の購入に充てられる。耕作のための借入額は一作一モウ當り約一〇比弗である。
- (ヘ) 食物。三月と八月の農閑期に於て、小耕作者は、收穫時の現物返済を約束して現物又は現金を借入れる。利率は租相場及び貸借條件に従つて變る。
- (ト) 賃銀。賃銀の前貸は、二乃至五比弗を超過しない。
- (チ) 家畜。家畜の貸付は、地主から小作人に對して、又は小耕作者相互間に行はれる。

安南人によつて行はれる貸付

現金貸付——短期貸付(期限一ヶ年、最大限二年乃至三年)に於ける利率は、擔保物件に逆比例して高まる。更に、天災——洪水、颱風等——の場合には、利率の増加は著しい。一、〇〇〇比弗以上の貸付に於ては、利率は、普通、債務者が債権者(友人、親戚)に知られてゐる場合は、月二分、然らざる場合は月三分である。五〇〇比弗乃至一、〇〇〇比弗の貸付に對しては、月四分乃至五分、五〇〇比弗以下の貸付に對しては、六分乃至一割が普通である。

債権者は、貸付に當つて債務者をして借用證書に署名せしめる。大概の場合、返済額は借入金の二倍に達する。借用證書が擔保物件の買戻約款付賣買の形式で署名される場合には、債権主は、貸付額の二倍を、合法的利子以上の利率をもつて要求し、更に、村の支拂能力ある第三者の手形保證をも要求する。證書が確定賣買の形式で署名される場

合には、債権主は、利子を含めた貸付額のみを要求する。

借用證書に記入された利子は、法的效力を發生し、擔保物件には、米田、宅地、家畜等が指定される。土地の所有は Truong-ha (地簿保管者) によつて檢證され、記名者は Ly-Truong (村長) による身分證明が必要である。バクニン州では、一般に、米田一モウにつき二〇比弗を借入れ得る。貸付額は、擔保米田價値の二分の一乃至三分の一に過ぎない。收穫前の農作物及び入庫中の收穫物は、高利貸の抵當物としての對象とならない。分益小作人の借金の困難及び、收穫以前に農作物を販賣することの困難がここに發生する。

債務者が支拂満期以前に借金を返済するならば、債権者は、時折、負債額を輕減することがある、けれども、減額は極めて僅かである。若し、債務者が満期に至るも返済出来ない場合には、債権者は、債務者の家へ "Zacuo" と呼ばれる一種の浮浪人を差向け、債務者の祖先を罵倒し、債務者を辱かしめる。このナクオなるものは、最も低劣な職業で、非人及びその子孫等の最も低級な階級に屬し、富裕な安南人すらかれらに好感を寄せてはゐない。債権者は、かれらを自宅に寄食せしめ、酒精、阿片、僅少な酒代を與へて手なづけてゐる。右の如きナクオを差向けても、債務者が返済を肯んじないか又は反抗する場合には、債権者は、借用證書を證據物件として、債務者を裁判所に訴へて、擔保物件の差抑へを行ふ。

だが、一般には、裁判に附することは債権者にとつて有利でない。裁判費は、屢々、返済額以上に達し、裁判所の公賣に附される物件は普通の販賣價格よりも安くつくからである。それ故、債権者は、擔保物の所有權を、債務者の同意を得て村役人のところで、自己の名義に改變させる手續をとる(安南法)。かれが、裁判所に訴へる場合は、他の債務者を恐怖させるためか、又は最後の審判のために行ふのである。若し、貸付額が僅少にして、債権者が債務者の

米田の一切を買占めることを望む場合には、債権者は、態々、満期を経過するに任せ、債務者を強制して貸付の更新を承諾せしめる。貸付の更新は、利子を加へて約二倍に増加し、債務者の返済は益々困難となる。

債務者は、右制度のため、債務の返済を履行し得ず、總ての米田を債権者に取上げられて仕舞ふ。貧困な農耕者は、累増する負債の返済に窮し、屢々、その娘を妾として債権者に提供し、又幼兒を與へて債務の履行に代へてゐる。

極く短期の貸付（五・六ヶ月から最長一ヶ月乃至二ヶ月）の利子は、長期貸付に比して遙かに高率である。それは、月一割五分乃至二割五分に及び、時には十五割に達する場合もある。例へば Ly-Truong が賭博に村の租稅收入を浪費して借金をする場合は、かれが二・三日中に返済しなければならぬ金額の入手のために、十五割の高利で借金しなければならぬ。この場合、債権者は、總ての名士、若しくは、群長の手形證明書ある場合は、一日比弗當り三乃至五仙の利率をもつて貸付け、Ly-Truong は、擔保としてかれの一切の不動産及び Ly-Truong の印章を提供し、賭博による官金費消の原因を借用證書に書入れなければならない。この證書は、返済なき場合に上級の官憲へ引渡される危険を含んでゐる。凡ゆる責任が債務者にかけられてゐるが故に、債権者は元金の取戻に困難を感じない。

短期貸付は、又、「ハンサオ」と名づけられてゐる親商人によつて行はれる。かれは、月初めに貸付けた一比弗を毎日五仙づゝ済崩しの形式をもつて返済せしめる。一〇比弗以下の小貸付は、債務者が債権者に知られてゐる場合は屢々無擔保、無署名をもつて行はれる。

長期貸付が、買戻約款賣買の形式で行はれる場合には、屢々、債務者は債権者によつて收奪された所有地の小作人となつて耕作を繼續する。けれども、債権者は、必要に應じて、債務者の入質せる土地取上げの權利を保留し、自から、これが耕作に従事することもある。

現物貸付は穀をもつて行はれ、貸付高は二・三バニイ (Panier Ⅱ 策の意) を超過することがない。十月米は五月米よりも高率で貸付けられる。十月米一バニイは五月米二バニイをもつて返済され、これに反し五月米一バニイは十月米一・五バニイをもつて返済されるのが普通である。

印度人によつて行はれる貸付

印度人金融業者は「チエテイ」と呼ばれ、一般に、都會地に活躍してゐる。かれらの貸付額は二・三比弗より五〇、〇〇〇比弗の多きに及び、約一、〇〇〇比弗の貸付は、毎月、又は毎日の済崩しの返済を要求し、多額の貸付は、一期又は數期に支拂期間を區分して返済せしめる。貸付方法は、安南人金融業者とほぼ同一である。けれども、かれらは、第三者二人の手形證明を要求し、擔保には不動産の外、動産（商品、官吏の俸給）をも認めてゐる。安南人企業家への大口貸付に對しては、企業見積書を要求する。かれらは、返済なき場合に、安南人金融業者と同様、訴訟を提起する權利を保留してゐる。

其の他の信用制度

以上の金融業者の外に、地主が小作人に對して行ふ貸付を擧げ得る。これについては前述した如く、地主の小作人に對する二重搾取の形態として特に注意を要する。貸付額は三〇比弗乃至五〇比弗に及ぶ。村の小金貸、一般に、中土地所有者は、大金貸から月三分で借金し、これを月六分乃至一割で又貸する。かれらは、一般に、大金貸よりも貪慾にして無慈悲である。屢々、官吏に賄賂して、同僚を公職につかしめ、その職權を濫用してゐる。

右の外、貨銀の前貸、水牛の貸付、その他の現物貸付も行はれてゐる。家畜の貸付は、それが盜難、死亡の危険を含むが故に、屢々、借用證書の對象となつてゐる。その他、トンチン購による相互信用も行はれてゐる。これは一團

の人間が掛金を支拂ひ、一資本をつくることを目的とせるもので、資本は最高利子をつける入札者へ順次に貸付けられる。トンチン貸付額は五〇比弗乃至一〇〇比弗で、擔保は、トンチン組合長によつて提供されるが、かれは正直な人間を選ぶといふ道徳的責任以外のものをもつ譯ではない。

農業農民貸付銀行の存在する州では、耕作者の若干数は、月一分の低利で、右銀行から貸付を受け得るため、高利貸の貸付は月三分乃至二分迄下つたところがある。けれども、この改革は、未だ一小部分にとどまり、高利貸は、小耕作者の家計を重壓し、耕作からの収益は併呑され、土地の集中は、徐々に、又隱密に、進行してゐる。

安南 安南に於ける農業信用の形態も東京とほぼ同様である。

高利の貸付は、安南人、印度人、又は支那人によつて行はれる。

現物貸付は現物で返済され、三月收穫の二バニイに對しては五月收穫の三バニイをもつて返済される。(タンホア州)けれども、三月と五月間の物價の變動は、この返済率に影響を與へる。現金貸付の利子は月八分が普通である。けれども、現金貸付が現物で返済され又は労働日をもつて返済される場合がある。この場合の利子は、非常に高率である。

支那人は、安南人たる妻女を介して、非常な高利で金貸を営み、大所有地を手に入れてゐる。又宗教的團體(ミッシン・ゼミナール)も屢々高利の貸付を行つてゐる。

一般に、買戻約款賣買形式の貸付よりも抵當附貸付方法が望まれてゐる。後者は、高利貸の差押を若干緩和するが小土地所有者を分益小作人と類似の地位に轉落させて、土地所有權の移轉を容易ならしめる。タンホアの或地方で、土地の三分の一がこの方法で高利貸の手に歸したところさへある。

支那人の債權者は、安南人のそれよりも、一層容易に貸金を返済させる術を心得てゐる。かれらの訴訟は、フラン

ス人の裁判所で裁かれてゐることも注意すべきである。安南の金貸は、回收困難な場合には、屢々、かれらの債權を支那人へ轉賣して、安南人の緩慢な訴訟手續を避けてゐる。

交趾支那 交趾支那に於ては、米作者は、時には、大土地所有者でさへも、米作に必要な運轉資本を保存して置く術を知らず、又それを保存して置くことが出来ない。それ故、耕作季節の初めに當つて、信用制度の利用は凡ゆる階級の米作人にとつて普通のことであり、信用制度は經營の維持乃至企業擴張の基礎となつてゐる。

信用の型——信用に訴へる必要は、總ての安南諸國と同様な事情の下に發生する。それは安南人の心理の一面を特徴づけるものである。儀禮的祭典、家族の宗教的儀式、公職への立候補、舊負債の返済、かれ自身の貸付の必要(地主の小作人への貸付)親相場を當ての投機、新開地の開墾、慣習的米作資金、收穫を得るまでの家族の食物、家畜の必要等々が、借金の動機となつてゐる。

新開地開發のための金融——西部地方へ耕地を擴張するために、植民者は信用に訴へた。この信用の特質は、長期貸付なること、及び、最初に於ては實物擔保が要求されなかつた點にある。個人による貸付を問題とすれば、植民者が需要した金融は、恐慌以前に開墾費として陌當り八〇比弗乃至一二〇比弗であつた。次の二つの例はそれを立證してゐる。(同前書、五七頁)

◎蘭原(Thuthia 地方)

土地の購入

陌當り二〇比弗乃至二五比弗

伐木及び除草

〃 三〇比弗

堤防

〃 一二比弗

第一章 農業

第二篇 産業

トラムの株除掃

合計

一五比弗

七七比弗乃至八二比弗

◎西端部 (Camau 地方)

土地の購入

陌當り四〇比弗乃至六〇比弗

伐木及び除草

四〇比弗

堤防

二〇比弗

合計

一〇〇比弗乃至一二〇比弗

右の外、植民者は家畜の設備費として六乃至一〇陌當り一五〇比弗乃至一八〇比弗を必要とした。農具は、概ね、小作人の自辨にして、その費用も大なるものではなかつた。

年次耕作季のための金融——これが最も屢々行はれる農業信用の形態である。米作者の殆んど總ては、個人的に農業信用に訴へてゐる。貸付額は、特別の場合を除いては少額に過ぎないが、小土地所有者(自作)や小作人の労働人員の増加に比例してその額も大きい。

耕作期間たる八ヶ月の短期貸付の場合をとつて見れば、金融の需要は、地方により又時期によつても區々である。抵當物件は、土地及び家畜等の現物にして、返済は土地の平均收穫率に比例する一定の額をもつて保證される。交趾支那の大部分に於て、この收穫率は一定してゐるから、その計算も容易である。

需要される資本額は、債務者の能力に應じて毎回變るけれども、一人の農耕者の需要額は、これを農業の見地から、ほぼ推定し得る。以下、中土地所有者、小作人及び小土地所有者の需要額につき、三つの例を擧げる。(同、五八頁)

□三〇陌所有の中土地所有者の需要額(バクリユー、ソクチャン州)

(イ) 種子

三六ギア

比弗

六月

(ロ) 一時的勞働力

苗代

三ク

田植

九ク

收穫

四一

打穀

一六〇

收穫者及打穀者の食物

四〇

(ハ) 永続的勞働力

三〇

十ヶ月間に總てを爲す苦力三人

二四〇

水牛の番人(一人)

四八

土地所有者及び永続的勞働者の食物その他

九六

合計

二〇〇ギア + 六八七比弗

右の中土地所有者は穀の需要には事欠かず、現金のみを需要するが故に、現金を必要とする時機、及びその需要額を再分類すると左の如くである。

(1) 播種及び土地準備の時(五・六月)

三〇陌
一二八比弗

一陌
四・二〇比弗

(2) 田植の時(七・八月)

二〇一ク

六・七〇ク

第一章 農業

第二篇 産業

一三四

(3) 收穫の時(十二月—一月)

合計

三五八ク

一一・〇〇ク

六八七ク

二二・九〇ク

□一〇陌の分地を耕作してゐる同一地方の小作人の需要額は、普通、次の如くである。

(イ) 種子	一ニギア	比弗	六月
(ロ) 労働力			
苗代	一ク	一三ク	八月
田植	三ク	二五ク	八月
收穫	三ク	五四ク	十二月
打穀	一ク	一三ク	一月
家族の食物その他	七二ク	七二ク	全年
合計	九二ク	一七七ク	

右の需要額を穀及び現金を必要とする時期について再分類すれば左の如くなる。

(1) 播種及び土地準備の時(五・六月)	一〇陌	一陌
(2) 田植時(七・八月)	三六ギア十一四比弗	三・六ギア十二・四比弗
(3) 收穫時(十二月—一月)	二八ク十六二ク	二・八ク十六・二ク
合計	二八ク十九一ク	二・八ク十九・一ク
	九二ギア十一七七比弗	九・二ギア十一七・七比弗

□中央部地方の舊い州に於ける五陌の小土地所有者の需要額は平均次の如くである。

(イ) 五月の土地準備、即ち除草、地均し、耕作、播種、田植、食費	五陌	一陌
(ロ) 十二月一月の收穫即ち收穫及び打穀費	八〇ギア十一五〇比弗	一六ギア十一八比弗
合計	八〇ギア十一五〇比弗	一六ギア十一三〇比弗

小作人も右とほぼ同程度の需要をもつ。

食物(即ち收穫を待つ期間の家族の需要)——この場合は、前記の表の中に含まれてゐる。右の計算は、一定時期に於ける需要を總計したものであるが、一般に、親二人、子供又は子孫四人又は五人(その内一人は労働年齢に達したものとす)の一農家の平均の食糧は、一ケ年平均一二二ギアにして、七二ギアは有職人口三人、四〇ギアは子供四人に分配される。小作人は、通常、これらの食物を六ヶ月分借入れる。收穫に先立つ六ヶ月にして、それは、約六〇ギアである。だが、現物貸付の大體の概念を得るには、種子及び補充労働力の食物の費用をも加算しなければならぬ。かくして、農家は、一季、穀の八〇ギア乃至一〇〇ギアを借入れる。

家畜の借入 小作人の大部分、小土地所有者の大部分ですら、家畜を所有してゐない。特に、疫病流行後は、その不足が甚だしく、かれらは耕作家畜を借入れるか、又はその購買に必要な金を借入れねばならない。牡牛の賃貸費は、中央部地方では、一期五〇ギア、西部地方では、一〇〇ギアに達し、それは收穫期に穀で支拂はれる。加之、小作人及び小土地所有者は、水牛の購入(一番、一五〇比弗乃至二〇〇比弗)のために負債をなすよりは、この賃貸料を支拂つて借入れることを望んでゐる。

信用の財源と條件——交趾支那に於ける信用貸は左の如き機關並びに個人によつて行はれる。

(イ) 銀行及び土地取引専門の信用組合。主なる顧客は、佛人コンセッション拂受人、歐人及びそれに類するもの、土人の大地主である。印度支那銀行 *Banque de l'Indochine* は、總ての相互農業信用組合の基礎である。

(ロ) フランス相互農業信用組合 *Société française de Crédit agricole mutuel* は、一九二七年、土人農業信用組合と同一の擔保及び支拂猶豫條件の下に設立された。顧客は、特に組合員たるフランス人及び、歸化人の植民者をもつて構成されてゐる。

(ハ) 土人農業相互信用組合 *Sociétés de Crédit agricole indigène* は、各州に設立され、農民組合の幹部をもつて組織された。けれども、顧客は主として農民組合員にして、富裕にして有閑なる土地所有者をもつて構成されてゐる。最近は、小土地所有者(自作農)及び非土地所有者(ター・ディアン)をも加入させる方針がとられてゐる。

(ニ) 安南人大土地所有者(地主)は、個人的資本又は前記の銀行・組合等から融資された資本をもつて貸付を行つてゐる。かれらの債務者、一般的意味に於て、顧客は、かれらの周圍に引寄せられてゐる小土地所有者(自作農)並びに、特に、小作人である。大土地所有者は、大抵の場合、小作人に對して、糶と現金とを貸付けてゐる。

(ホ) 大地主の商業顧客としての支那人によつて行はれる貸付。だが、この場合は、一層、稀である。

(ヘ) チェタイ及び都會地に住む各種の高利貸。

右の中、土人間の私的信用によつて行はれる金融形態が最も重要であり、又最も支配的である。それは大・中・小土地所有者の到る處に見出される。

貸付は、相互に知合つてゐる土人間で行はれるのが普通であるが、債務者は、概ね、借用證書に署名させられる。この借用證書は往々にして小作契約證書と混同されてゐる。小額貸付には簡単な借用證書が用ひられ、米田抵當を伴

はない。大額貸付には、米田抵當又は買戻約款賣買の形式がとられ、必ず借用證書が必要とされる。一般には、前の形式がとられてゐる。

土人間には、收穫物を抵當としての貸付は行はれず、抵當物件は不動産即ち米田で代表されてゐる。借用證書には眞實の利子は記入されず、大貸付を除いては、かかる利子の記入さへも行はれない。利子は、他の安南諸國と同様に高利である。

總括して、金融業を專業とするものの貸付は、現金貸付と現物貸付との二種類があり、その利率は、債務者の社會的地位、債務者の支拂能力等に應じて非常に變化する。現物貸付の返済は糶をもつて行はれ、現金貸付の返済は現金又は糶をもつて行はれる。糶による返済は、金錢による返済よりは利率が高く、又、相場の変動によつて變化する。

一、〇〇〇比弗の貸付に對しては月利二分乃至三分が公定されてゐるが、實際はそれ以上である。小土地所有者及び小作人の求むる貸付は、短期小貸付にして、田植より收穫までの期間、一〇〇比弗につき一二〇比弗をもつて返済され、それ以上の期間には、一五〇比弗乃至二〇〇比弗で返済される。けれども、大抵の場合は米田に於ける貸付は糶をもつて返済され、一〇〇比弗の借入に對して二〇〇ギアで返済される。現物貸付は、小貸付の場合は五〇ギア以下にして、利率は十ヶ月間十割(三〇ギアの貸付の返済六〇ギア)。大貸付の場合は、利子は十ヶ月間五割。抵當物不確の地方では八割の多き上る。

若し、債務者が支拂期限を經過しても尙ほ返済不能なる場合は、債權主は、抵當物を取上げるか、又は、貸付の更新を行ふ。債權者の取得せる抵當物は、平均して、かれの貸付額の二倍乃至三倍に當り、又、貸付の更新條件は、極めて苛酷である。債權者は、返済なき場合、抵當物の所有權を自己に移轉する旨を借用證書に記入せしめ、何等の困

難もなく債務者の土地を収奪する。貸付の更新も右の目的をもつて行はれる。かくして、交趾支那の小土地は債権者の手に集中されて行く。訴訟は債権者にとつて必らずしも有利ではない。けれども、訴訟を好む安南人は、屢々この方法に訴へて抵當物の差押を敢行する。西部地方では裁判による抵當物の競賣が一般化した。競賣に際しては地價は低落するから屢々信用危機が発生する。バクリユー州では、八〇陌を抵當に入れた土地所有者は、月五分の利率で、



家の前に立つカムボチャ人
(家は東埔寨人僧侶の住家で入口に立てるは僧侶である)

八、〇〇〇比弗しか借入れることが出来なかつた。

恐慌前に、最も確實に、大なる貸付を行つたのは、チエテイである。かれらの貸付條件は安南人の場合と大差ない。利率は月一割五分が普通である。かれらは、一般に、現物擔保を要求せず、二・三の證人を要求するにとどまる。だが、この簡易な方法は、外見上のことにして、かれら歐人に同化されたチエテイは、フランス民法を利用し安南人の及ぼさる職能を用ひて、返済を確實ならしめてゐる。

東埔寨 東埔寨に於ては、舊クメル法に於て、債務の奴隷 *MEY HOH* が認められてゐた。支拂能力なき債務者は、利子の合計が元金に等しくなれば、裁判上の刑罰として、債権者の奴隷とされる。借用證書は、家族の指定メンバー又は家族全體を抵當にする旨を記載せしめた。奴隷となれば、利子の支拂は停止されるが、元金はそのまま残され、それは依然として債務者の負擔すべきものとされた。

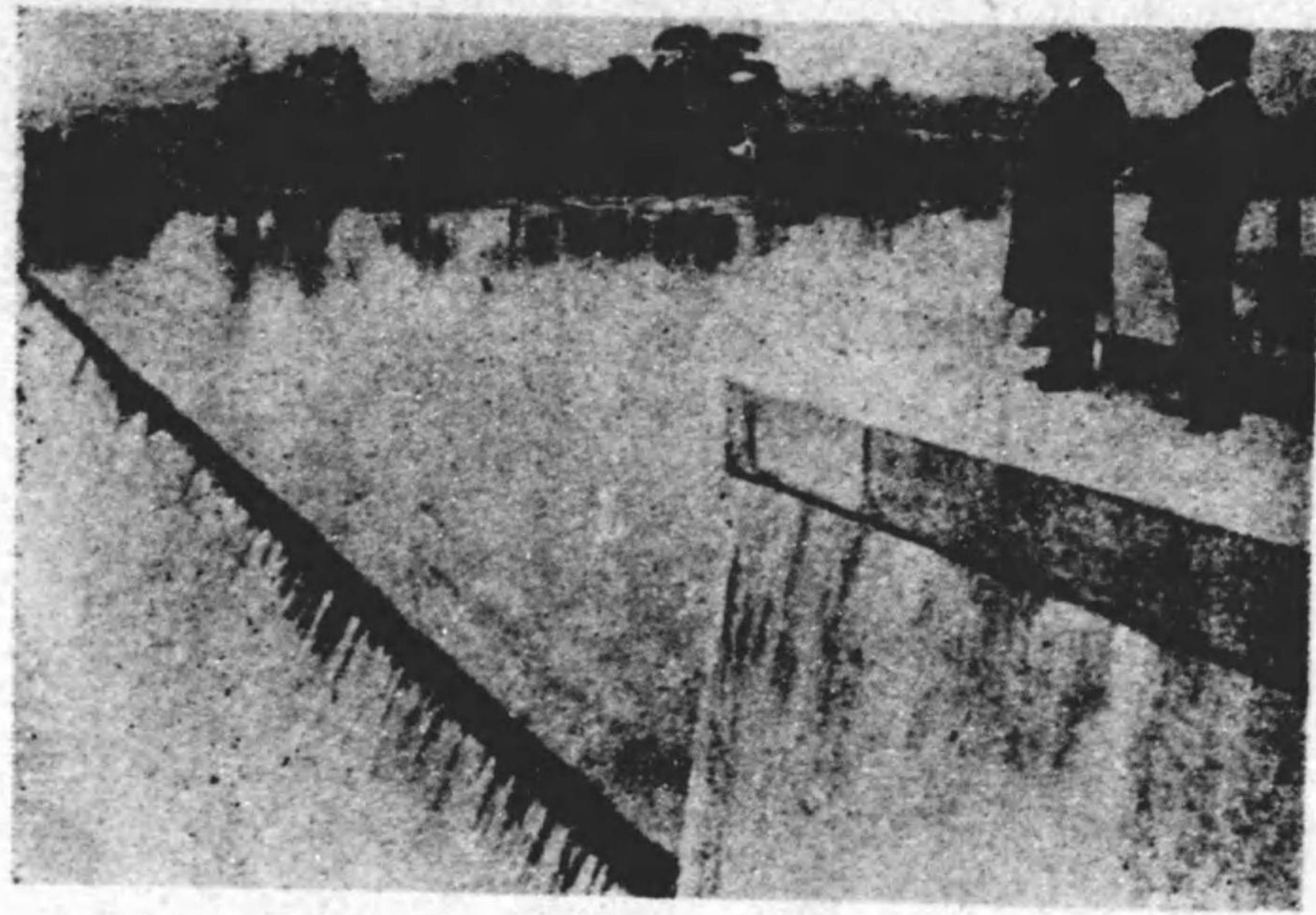
債権者は奴隷に食物を提供し、被擔保者は勞働を支拂ふ義務を負ふ。この被擔保者は、負債の辨済により、又債権者の寛大な處置により、解放されることもある。更に、被擔保者は、その主人を變へることも出来る。この奴隷制度は、それ程苦痛を伴はず、債務者は、債権主の家族の一部をなし、主人の命令に服従するものであるが、出入の自由を許されてゐた。この制度は、屢々、負債の辨済のために行はれる勞働契約と混同されてゐる。後の場合は、債務者が返済のために、若干の勞働日を債権者に提供するが、數ヶ月又は數年の繼續的被縛を約束するにある。特に、大地主がかれの領地を開墾するために、此の方法を用ふるのが普通であつた。經濟的見地から兩制度が區別される點は、奴隷の場合は、勞働力の維持費しか要しないが、契約の場合は、僅少であるが、勞働力が償はれる點にある。

二 フランスの農業植民と農地制度

印度支那の近代的企業的農業は、佛人の農業植民にその端を發してゐる。これは、そもそも、交趾支那、主としてメコン河流域地方に、カトリック教宣教師、退役軍人及び文官等へ、官有地を無償で附與して、かれらが小資本をもつて米作に従事することを許可したことに始まる。

フランスは、當領占有の當初、安南土地法を文字通り解釋して、かれらの征服期間中、安南人によつて放棄された土地は、新主権者に返還されたものと考へた。安南土地法によると、一切の土地の所有は國王に屬し、王は、土地を耕作し地租を納める者に土地所有權を讓渡するが、三ヶ年間土地が開墾されずに放置された場合、若しくは、地租が納入されない場合は、國王は再び土地を取上げることになつてゐる。けれども、事實はこれに反して、耕作者は、土地の使用、賣買、遺讓權の如き、土地所有者としての特權を享受し、土地の私有は慣習上認められてゐたのである。

それ故、新主権者が所有権の取消された土地を佛人植民者に分與したことは、安南人の眼には掠奪行爲としか映じなかつた。土人の反亂は、かかる掠奪行爲に對して繼續的に起されてゐる。交趾支那征服の提督達が、安南人の古い所有権に對して、より確かな保證を與へんとする努力は、その計畫實行方法の缺如、土人の不信等のために、久しく酬ひられるところがなかつた。



● ヴィンエン州の近代的灌溉設備
(トンキンのリエン・ソンの堰で右端の堤防上に立てるはフランス人である。近代的灌溉設備は新米作コンセンションに多い。)

一八七四年に至つて、交趾支那に於ては、この問題の解決のため自由コンセンション制度が發案された。この制度によれば、三ヶ年以内に土地を耕作し租税を納入すると云ふ條件で、申請者に對して官有無主地を無償で貸與するにあつた。けれども、この命令は、餘りに嚴格であつたため、土地の開発は殆んど進展を見なかつた。

そこで、最初のコンセンション拂受人に對して、四ヶ年の課税免除が行はれた。更に、一八八〇年に於ては、國家の無主地に對する保證権は五〇〇陌に制限され、土人が土地から追放されないための一層の努力が拂はれた。同時に、政府は、安南法に從つて農業を確實に發展せしめんと努めたのである。

柬埔寨に於ては、問題はやや相違してゐる。ここでも、理論上は、土地の所有はただ王にのみ歸屬して、人民の土地私有は認められてゐなかつたが、慣習上は、安南同様、土地の使用權が私有權に轉化

されつゝあつた。フランスは、一八八四年までは、この地方主權に手を觸れず、この年の條約によつて、土地法に干渉し、佛東兩政府の協力によつて、土地私有權を設定したため、交趾支那に於ける程大なる困亂は起らなかつた。

安南と東京に於ては、フランスは、次々に王と條約を締結して、國王の土地占有の特權を剝奪して、ここにコンセンションを設定し、既に、私有權の確定せる土人の所有地については、安南慣習法をそのまま認め、出来るだけ之に手を觸れなかつたにも拘らず、フランスが、これら保護領へも土地耕作を擴大せんとする同一原理は、土地に感情的に執着してゐた安南土人の、小數外國人土地所有者に對する不斷の反抗を呼び起した。

問題は一九一〇年頃迄紛糾した。

この一九一〇年に至つて、政府は、土人のために一層自由な土地制度の設定を暗示した。そして、漸く一九一二年總督サローの時に至つて、コンセンション制度の研究が専門家ブーディオン Boudillon を加へた謂ゆるサロー委員會によつて着手された。

一九一三年十二月廿七日の總督令は、それまで、各邦に施行されたる地方的土地法令布告を廢止して、全印度支那に共通の法規を設定せるものである。

次いで、總督ヴァランヌの時に、右土地制度の更に重大な改革が行はれた。一九二六年九月十九日總督令、及び一九二八年十一月四日の大統領令は、それを規定せるものである。

従つて、フランス人の農業植民の發展状態は、右コンセンションの耕作面積の増加、投下資本額及び労働者の状態等によつて推測される。

(一) フランスの農業植民の發展

一 コンセションの面積——今、その推移を見ると、一八九〇年以前に於ては、歐人農園数は、交趾支那に一〇〇、その他に一六、計一六を數へたに過ぎず、その面積も、交趾支那に四、三四六陌、柬埔寨に四九〇陌、安南に三、四八四陌、東京に三、〇六八陌、合計一一、三九〇陌に過ぎなかつたが、一八九〇年以降、その數は著しく増加した。左表は、一八九六年より一九〇〇年までのコンセション面積の推移を示す。(單位——陌)

	東京	安南	交趾支那	柬埔寨	計
一八九六年以前	二二、〇〇〇	三、九五七	三八、五三一	五六四	六五、〇六一
一八九六年	一一、四八八	—	四、三一二	—	一五、八〇〇
一八九七年	五九、九三〇	一一、四六六	六七八	—	七二、〇七四
一八九八年	七八、二一五	二、〇七九	一八、四六六	一、三八六	一〇〇、一四六
一八九九年	四、〇〇三	四、七〇五	一、九八六	一二	一〇、七〇六
一九〇〇年	二二、一二四	二、八二六	一四、三〇一	一九、〇〇六	五八、二五七
計	一九七、七六九	二五、〇三三	七八、二七四	二〇、九六八	三二二、〇四四

右の期間に於ける特徴は、一八九四年と一八九五年間に植民運動は大發展を遂げ、交趾支那、特に、東京に於ては、一八九七年、一八九八年の發展が顯著なことである。東京に於けるコンセションは、一八九七年に四〇を數へ、面積は五九、九三〇陌に及び、一八九八年には六五の農園、七八、二一五陌に擴張された。

交趾支那に於ける農地開發は、米作を主とし、安南では米、茶、珈琲等がそれぞれ栽培された。東京に於ては、専ら、珈琲栽培が行はれ、その農園は、既に、一八七〇年以來キリスト教區に存在してゐた。

一九〇〇年から一九二〇年に至る間について見るに、東京に於ては、依然として珈琲園の開發を見た。勿論、若干の農園、特に、紅河流域の農園、或は黒旗軍の戦亂のために地方住民の減少せる地方に於ては、農園の廢棄又は政府による土地の沒收等によつて減少せる例外もあつたが、その住民は、平和恢復後には、これらの土地を再び要求し出した。安南に於ては、東京にやや遅れて、北部の三州即ちタンホア、ゲアン、ハチン等に珈琲を主とする農業植民が發達した。特に、有名なヂリン農園 *Diring* が世界大戰の前後に發展した。他方、交趾支那に於ては、此の間に護謨の栽培が著しく發達した。即ち、最初の護謨園たるスザンナ農園 *Suzannah* のコンセションは、一九〇七年に設置されたものである。當時、護謨價は尙當り二二法乃至二五法の高値を維持したため、當業は、特に、刺戟を受けて交趾支那は、勿論、一九一〇年以降は柬埔寨にも護謨園の開發が行はれるに至つた。

一九二〇年より一九三〇年までの期間は、この運動は、東京に於ては規則正しく發展し、暫定的に附與されたソンのタイのコンセションは、一九二〇年には、確定的資格を附與され、米作の發展は、バクギアン、タイエン等に於て、一九二〇年から二四年迄続けられてゐる。安南に於ては、一九二六年より一九二八年までに、南部安南のコンナム、ダラト、オートドナイ等の赤色土質地帯にコンセションの眞實の「驀進」が行はれた。けれども、一九二九年以後、この運動は緩漫となり、請願された多數のコンセションは放棄されてゐる。

交趾支那に於ては、一九二五年の護謨の高値によつて、護謨園の急激な發展が記録されてゐる。この運動は極めて重要なものとなり、一九二六年より一九二九年迄の間に、二一五、〇〇〇陌の土地が拂下げられた。

柬埔寨に於ては、佛人會社による護謨の栽培が、特に、一九二二年に發展し、一九二六年より一九二八年には、殊に、コンボンシヤム州に於て顯著な發達が遂げられた。

右の一般的運動は、經濟恐慌によつて、一九二九年末から一九三〇年へかけて停滯した。

	東京	安南	交趾支那	柬埔寨	老撾	計
一九二一年以前	七一、〇五〇	一九、二〇〇	一八四、七〇〇	一一、〇〇〇	二、〇〇〇	二八九、五八〇
一九二一年	一、三五〇	一、〇五〇	一一、九〇〇	一、五〇〇		一五、八〇〇
一九二二年	三、六五〇	二、七〇〇	二四、二〇〇	二二、五〇〇		五四、五五〇
一九二三年	三、〇五〇	三、二〇〇	三、五五〇	五〇〇		一〇、三〇〇
一九二四年	八、三〇〇	三、五五〇	二二、〇〇〇	二、〇〇〇		三七、〇九三
一九二五年	一、一〇〇	九、七五〇	二二、三〇〇	一、五〇〇		三五、六五〇
一九二六年	七、六〇〇	三一、五五〇	五〇、六五〇	七、〇〇〇		九六、九二七
一九二七年	三、四〇〇	三、九五〇	三五、七五〇	一八、〇〇〇		六一、一〇〇
一九二八年	一、七五〇	四四、二〇〇	八二、〇五〇	一九、〇〇〇		一四七、〇〇〇
一九二九年	一、九五〇	四〇、七〇〇	四六、五五〇	八、〇〇〇	三〇〇	九七、五〇〇
一九三〇年	八〇〇	八、五五〇	一七、六五〇	二〇、五〇〇		四七、五〇〇
計	一〇四、〇〇〇	一六八、四〇〇	五〇三、三〇〇	一一三、五〇〇	二、八〇〇	八九二、〇〇〇
私有地其他	三〇、四〇〇		一〇三、二〇〇			一三三、六〇〇
總面積	一三四、四〇〇	一六八、四〇〇	六〇六、五〇〇	一一三、五〇〇	二、八〇〇	一、〇二五、六〇〇

〔註〕 以上のコンセションは、確定又は假コンセションの拂下當日に於ける面積である。請願されたコンセション、又はその後管轄地又は村落へ返還せられた、若しくは土人により買戻されたコンセションは含まれてゐない。コンセションに關する以下の統計は、前記 Yves Henry : Economie Agricole de l'Indochine. 1932. に據る。經濟恐慌後の適當の資料が見當らなかつたので、この年度までにとどめた。恐慌後は大した變化がないやうである。

即ち、一九三〇年までに拂下げられたコンセション總面積は、八十九萬二千陌で、これに私有地その他の十三萬三千六百陌を加へると佛人所有總面積は百二萬五千六百陌となる。

尙ほ、これらのコンセション、或は私有の名目による所有地總面積の中、一九三一年に於ける實際栽培面積を作物別及び各邦別について見ると左表の如くである。

佛人農業に於ける聯邦各國別主要作物栽培面積

(單位—陌)

	米	茶	珈琲	護謨	計	所有地總面積
東京	三〇、〇〇〇	二〇〇	四、一五〇		三四、五〇〇	一三四、四〇〇
安南	二、五〇〇	三、五一〇	五、九〇〇	一、八七四	一三、七八四	一六八、四〇〇
交趾支那	二五三、四〇〇		六五〇	九七、八〇四	三五一、八五四	六〇六、五〇〇
柬埔寨	一二、九六〇			二六、七二九	三九、六八九	一一三、五〇〇
老撾	四〇		五〇		九〇	二、八〇〇
計	二九八、九〇〇	三、七一〇	一〇、七〇〇	一二六、四〇七	四三九、七六七	一、〇二五、六〇〇

即ち、東京に於ては所有總面積の約二五%が實際栽培に當てられ、その中米作に當てられてゐる面積は、栽培總面積の八八%を占め、珈琲が一〇%餘りを占めてゐるに過ぎない。安南に於ては、所有總面積の約八%が開發され、珈琲、茶、米、護謨が比較的均等に栽培されてゐるが、珈琲の栽培面積が總栽培面積の四三%を占めてゐる。交趾支那に於ては、所有總面積の五九%餘が開發され、米及び護謨の栽培面積が大部分を占め、米は栽培總面積の七二%、護謨が二七%を占め、珈琲は若干栽培されてゐるが、茶は全然栽培されてゐない。柬埔寨に於ては、所有總面積の三四%餘が開發され、護謨が最も多く栽培面積の六二%、他は米で、茶、珈琲の栽培は行はれてゐない。老撾に至つては、所有面積も亦栽培面積も極めて僅かで、珈琲と米が若干栽培されてゐることを示してゐる。

總括して、開發度に於ても、亦、栽培總面積に於ても、交趾支那が壓倒的優位を占め、總栽培面積の約八〇%はこの地が占めてゐる。しかしながら、拂下げられ又は貸與された土地、即ち佛人の所有に歸した土地の約半ばは開發されたが、以上の中、殆んど全部を耕作に當てられてゐる米田を除けば、茶、珈琲、護謨等の栽培のために拂下げられた七二六、〇〇〇陌の面積の中、僅かに、一四七、〇〇〇陌、前者の二〇%が、これら農業植民者によつて開發されたに過ぎないことを示してゐる。

二、投下資本——次に、右の如き佛人農業に投下された資本は幾何なりやと云ふに、一九二四年以前に、農園創設に要せる諸費用を以て計算された投下資本總額は、約一億二千萬法と推定されてゐる。

左表は、米作、茶、珈琲、護謨等の栽培に投下された資本の割合を示す。

一九二四年一月一日現在に於ける佛人農業栽培面積及び投下資本額

(單位)面積—一、〇〇〇〇陌
投資額—一、〇〇〇〇比弗

	總面積	米		茶及び珈琲		護謨		計	
		面積	投資額	面積	投資額	面積	投資額		
東京	七九	二八	一、九六〇	三	一、五〇〇	一	一	三一	三、四六〇
安南	二六	一〇	七〇〇	二	一、〇〇〇	一	六〇	一三	一、七六〇
交趾支那	二二四	一六〇	一一、二〇〇	一	一	三〇	一五、〇〇〇	一九〇	二六、二〇〇
柬埔寨	三七	一	七〇	一	一	二	一、〇〇〇	三	一、〇七〇
總計	三六七	一九九	一三、九三〇	五	二、五〇〇	三三	一六、〇六〇	二三七	三二、四九〇
							その他の栽培及び牧畜		七、〇〇〇
									三九、四九〇

即ち、一九二四年一月一日現在に於ける投資額は、米、茶、珈琲、護謨の栽培のために三千二百四十九萬比弗、これに牧畜その他の費用七百萬比弗を加算して約四千萬比弗となる。面積に於ては、米作のための開發が最も廣汎に行はれてゐるが、投下資本、即ち一九二四年一月一日迄に農園の開發に要した資本額は、護謨園に最も多額の費用を要し、それは千六百六萬比弗、米田の千三百九十三萬比弗を凌駕してゐる。佛人農業開發の重點は、投資額から見ればここに置かれてゐる。特に、南部交趾支那の護謨園に最も大きな力が注がれてゐることが判る。右の總額中、千五百萬比弗は、會社、殘餘は個人の投資である。これを當時の平均比弗貨によつて法に換算すれば、一比弗は三法に當るから、總額一億二千萬法がこの日附までに佛人によつて投下されたわけである。

更に、一九二四年より一九二八年迄の投資額については、スモルスキーが農業企業に於ける会社及び個人の投資額を計算し、一九二四年より一九三〇年までの投資額については、ユルメーが、ただ会社の投資額についてのみ計算した数字が示されてゐる。

右の中、一九二四年から一九二八年に至るスモルスキーの数字と一九二九年及び一九三〇年のユルメーの数字とをとり、一九二九年に個人の投下資本を千萬法と推定してこれを加算すれば、それらは比弗の年平均率によつて法に換算して、左の如き数字が出される。

(單位—法)

年	ピアストルの年平均率	投資額
一九二四年	一〇・〇八	七七、八一三、〇〇〇
一九二五年	一一・九五	七八、五八四、〇〇〇
一九二六年	一七・〇一	二六二、六九二、〇〇〇
一九二七年	一二・八〇	三〇四、〇七七、〇〇〇
一九二八年	一二・七七	一九二、三六七、〇〇〇
一九二九年	一一・四六	一一〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三〇年		九九、八〇〇、〇〇〇
一九二四年以前の年度		一二〇、〇〇〇、〇〇〇
總計		一、二四五、三三三、〇〇〇

尚ほ、右に割増、投資變更、及び一九三一年の投資を加算する時は、約十四億法と看做すことが出来る。更に、佛

國及び印度支那に設置された特殊の大・小農業金融機關(勸業銀行、チエテイ等)、或は印度支那政府自身によつて、特に世界不況以來、栽植企業保護助成のためになされた融資を加算すべきであるが、これらは、一九三一年末現在に於て、約二千百萬法と推定されてゐるが故に、結局、一九三一年末までの佛人農業企業に對する投資額は、十五億法に上つてゐる。

三 コンセションに於ける労働者——佛人農業によつて生計をたててゐる安南人労働者数は、約八〇、〇〇〇人と推定されてゐる。これらの労働者は、コンセション附近の村落に於て募集されるか、又は、東京及び北部安南の過剰人口地帯から募集される。前者は、概ね、自由労働者にして、後者は契約労働者である。佛人農業の最も發達してゐる交趾支那に於ては、常に、労働力に不足し、東京及び北部安南から契約苦力を大量的に移住せしめて、農業經營の維持に努めてゐる。それについては、前記農業經濟機構の項で若干説明した。

最近十ヶ年間に於て、交趾支那及び東埔寨に於て雇傭された契約苦力数は、左表の如くである。

年	交趾支那	東埔寨	合計
一九二八年	三五、〇〇〇	五、九〇〇	四〇、九〇〇
一九二九年	二八、五〇〇	八、九〇〇	三七、四〇〇
一九三〇年	二二、二〇〇	一〇、二〇〇	三二、四〇〇
一九三一年	一四、八〇〇	七、一五〇	二一、九五〇
一九三二年	七、八〇〇	四、四〇〇	一二、二〇〇

一九三三年	六、八五〇	四、四〇〇	一一、二五〇
一九三四年	八、六五〇	六、九五〇	一四、四〇〇
一九三五年	九、四五〇	六、九五〇	一五、四〇〇
一九三六年	一一、一〇〇	八、七〇〇	二〇、八〇〇
一九三七年	一四、九〇〇	九、八〇〇	二四、三〇〇

〔註〕 契約労働者については International Labour Office: -Labour Conditions in Indo-China, 1938, p. p. 45-46. 及び「東亞」第十二卷第二號參照。

印度支那北部に於ける苦力の多量募集は、コンセンションに於ける農業活動に比例して増加してゐるが、一九二五年頃より活潑化した護謨園の擴張に伴ひ、一九二八年が最高で、それは、交趾支那及び東埔寨合計四〇、九〇〇人に達してゐる。けれども、それ以後は、次第にその數を減じ、一九三三年には、一一、二五〇人に減少してゐる。これは、一つには、經濟恐慌に基因し、二つには、労働者の待遇に對する不滿による歸國に原因してゐる。一九三四年頃より當局及び植民者は、この待遇の改善に努力した結果、その數は、再び増加したが、一九二七年前後の盛況には、尙ほ、遠く及ばない。この契約労働者の減少は、雇傭主が自由労働者を採用し、その不足を契約労働者によつて補はんとする傾向とも符號するものである。

政府は、一九二七年十月廿五日總督令をもつて、契約労働者に關する法規を設定し、契約苦力の維持に努めてゐるが、かれらは氣候及び規則労働に慣れないこと、衛生設備の不備なこと、加ふるに、法網をぐる雇傭主の酷使等のために、死亡し又は病氣となる者が尠くない。近代的精神を加味する労働法は、一九三六年十二月三十日をもつて當領に施行されたが、この法規に於ては若干の規定を除き、農業労働者は之を除外したため、南部開發地に於ては、依然として、契約苦力が使用され、自由農業労働者と雖も、未だ近代的労働者化は殆んど見られない。

現行契約労働者法を通じて、それら契約労働者の状態を見よう。(一九二七年十月廿五日總督令)

募集方法 — 契約労働者を募集するに當り、雇傭主は、豫め募集地の行政長官の許可を得、許可が下りると、一般には、土人募集人 C. B. を現地へ派遣して之が募集に當らしめる。土人募集人は、各村落を歴訪して勧誘を行ふが、土人の故郷に對する愛着心は、容易に應募を肯しないため、募集人は、屢々、恐喝、詐欺的手段等によつて契約書に署名せしめる。

契約條件 — 労働契約は、佛語及び募集者の土語をもつて記載せる契約書に署名せしめる。それには、雇傭主及び應募者の姓名、洗禮名の外、作業地、契約期間、開發事業の性質、労働時間、賃銀支拂方法、前貸及びその返済方法等々、一切の契約條件が記載される。行政官廳の官吏は、契約署名の際列席し、應募者が労働條件を完全に理解するか否かを判断する。

契約期間は、三ヶ年にして、再契約も可能である。労働者が不當に就業を怠つた場合は、その期間は延長される。契約解除の條件は、契約期間中は、減多に解除されることがないが、當事者相互の承諾の場合、又は労働者が肉體的事由により労働不能となつた場合、労働者が逃亡して一ヶ月後、雇傭主がその旨を官廳へ申告した場合、夫若しくは家長に死別せる妻及び未成年者等々、幾多の例外規定が設けられてゐる。

労働時間及び賃銀 — 労働時間は原則として十時間であるが、これには、宿舍より作業地への往復に要する時間も含めてゐるため、事實上は九時間位である。休憩時間は、盛夏は一日二時間、當事者双方の認容により之を一時間に短縮することも許されてゐる。休暇は、週一回、この外新年四日間、安南歴五月(六月)・二日間・五日間で九月十五日は休業する。

労働賃銀は、一九三二年九月以前は、男子日給四〇仙、女子三〇仙であつたが、同年九月以降は、男子三〇仙、女子二三仙に減額され、更に、一九三五年五月六日には、男子二七仙、女子二〇仙に減額された。かれらは、この少額の賃銀の外に、最少限度の食糧の支給を受けてゐる。(一九二七年十月總督令第五十條規定。)

小額貯金制度 — 雇傭主は、労働者の月收より五分を控除し、且つ、雇傭主のそれと同額の負擔をもつて貯金を強制し、これを労働者

歸國の際の旅費に充ててゐる。

宿舎——契約労働者は、總て宿舎を供給されるが、これは、秩序維持及び衛生保護のためと、労働者の逃亡を防止するためとの二つの目的をもつてゐる。

女子及び子供に對する特別規定——南部印度支那の栽培地に於ては、女子及び子供は、主として宿舎の掃除、炊事等の家事に當てられ、行政官廳の命により、託兒所が設置されてゐる。女子の分娩前二ヶ月は労働を免除される。

契約違反の場合の制裁——行政官及び労働監督官は、労働契約違反の場合、契約當事者相方の各々につき處罰する権利を保留してゐる。雇主に對する制裁としては、科料又は禁錮刑を課し得る。労働者の違反に對しては、もとは雇主が之を裁判所へ提訴したが、これには訴訟費がかかるため、一九二九年一月卅日大統領令は、労働監督官に懲戒權を賦與して、科料若しくは禁錮刑に處してゐる。但し、これは輕罪の場合に限られてゐる。

衛生保護施設——北部の労働者が南部開發地へ移住した當初は、衛生設備の不備から、マラリアのため倒れるものが多く、一九二七年に於ては病人の五〇%、歸國者の六七%、死亡者の七五%はマラリアに原因するものであつた。行政官廳は、バスターール研究所と協力して、マラリアの撲滅に乗り出し、交趾支那衛生部が、これが撲滅、並びに一般的衛生保健に盡力し、管下の全農業開發地に對して、一般衛生及び保護に關する處置を命じ、植民者の費用をもつて之が處置を行はしめてゐる。労働者自身及びその家族は、醫療手當及び藥品の無料支給を保證されてゐる。交趾支那及び東埔寨に關しては、救護所、病舎設置、看護人及び重病病人の生じた場合等に關し特別法が施行されてゐる。(交趾支那に於ては一九二八年六月廿六日總督令、東埔寨に於ては同年十一月六日令)

逃亡——募集者の甘言に欺かれ、一攫千金を夢みて故郷を離れた労働者にして、開發地到着後、其の勞務の過激なことに、更に、マラリア熱に對する恐怖から、郷愁の念に耐えかねて逃亡する者が續出する。左表は、最近十ヶ年に於ける逃亡者數及び、全労働者に對する逃亡率並びに逮捕され若しくは自ら歸れる者の數を示す。

年次	逃亡者數	全労働者に對する逃亡率	逮捕され若しくは自ら歸れる者數
一九二五年	一、〇八一	一〇%	二〇八
一九二六年	一、六五三	一三%	五五八
一九二七年	三、八二四	一一%	一、〇七〇
一九二八年	四、四八四	一〇%	一、四四六
一九二九年	四、三〇一	一一%	一、九六一
一九三〇年	二、九七三	九%	六八〇
一九三一年	七四三	三%	三二一
一九三二年	四八七	五%	三三七
一九三三年	五六二	五%	三二一
一九三四年(十月まで)	八六〇		三五三

死亡——マラリア熱、生活環境の激變、氣候の變化等の原因で、契約苦力にして死亡する者の數は非常に多い。しかし、最近は、前記救護手當の普及によつて、その死亡率も漸減し、一九二七年の五・四%、二八年の四・五%、二九年の二・八三%、更に三〇年の二・三%、三一年の二・九%へと低下してゐる。

契約労働者が死亡したる場合、雇主はその遺族・相続人に對し、死亡者の契約書及び遺品を引渡す。既婚労働者の死亡の場合、正妻が小額貯金を繼承し、獨身の場合は、相続人が繼承し、雇主は、出身地の慣習に基づき、墓標及び棺を無償で供給しなければならぬ。

らない。

一九一九年—三四年の死亡者数を示せば左の如くである。

一九一九年—二二年	五〇一人	一九二三年	一二六人
一九二四年	一五八	一九二五年	一七五
一九二六年	一六二	一九二七年	七八八
一九二八年	一、三二三	一九二九年	八四八
一九三〇年	三六二	一九三一年	三九二
一九三二年	二〇三	一九三三年	二〇三
一九三四年	二四三	合計	五、四八四

最近、當局及び植民者は、北部労働者の南部移住を勧誘する一方、契約労働者を土着せしめるために、出身郷村と同名の第二の故郷を新開地に作り、安南人慣習を破壊せずしてこれを利用する方途を講じてゐる。

前記の如く、この種の労働者は、次第に、自由労働者に置き代へられつつあるが、契約苦力は、尙ほフランス農業にとつては、不可欠の要素であり、企業家は、悪辣な土人募集人、又は管理人をして、恰かも、監獄部屋の如く、労働者の自由を剝奪して、之を半強制的に使用してゐる。今日の若干のフランス企業の盛隆を見た背後には、前記の如き悲惨な契約労働者の歴史が秘められてゐることを特に注意すべきであらう。

(三) コンセション制度

一九一三年十二月廿七日總督令

右總督令の主要内容は左の如くであつた。(一) 都會地コンセション——都會地の周圍に割當てられた地區に配置され、入札心得書の記載條項及び諸條件に従ひ、競賣法によつて有償でのみ譲渡される。(二) 農村地コンセション——公開された申請の結果附與され、千陌以上は總督により、千陌以下は地方行政官廳の長官によつて、有償又は無償で拂下げられる。

有償及び競賣によるコンセションは、官廳の競賣によるのが通例である、その場合には、何等の制限も附されて居らず、同一の個人が多數の分割地を入手することも出来る。買價は半ばは現金で支拂はれ、半ばは二期に分つて年々支拂はれねばならない。

無償のコンセションは、コンセション面積、最大限、三〇〇陌まで、といふ例外規定が設けられてゐる。第二の無償コンセションは、第一のコンセションの五分の四が開發された後でなければ取得され得ない。この第二のコンセションは、凡ゆる場合に於て最後のコンセションである。

無償又は有償のコンセション拂受人は、最初は假取得者たるの資格しか得られず、確定的取得者たるの資格は、開發が公式に認められた時でなければ附與されない。この確定的取得者たるの資格が得られた土地は、この時から地租を納入する義務を負はされる。

有償のコンセションに於ける土地開發は、入札心得書規定條項に従つて、一定期間中には行はねばならない。又無償のコンセションは、五年以内に開發が行はねばならない。

これらの開發を行はな時は、コンセションの部分的又は全部的取消が言渡される。その場合、官有地に復屬せしめられたる部分の代償は、損害又は利子の名目で、その十分の一を控除した後、政府によつて拂戻される。

一九二六年九月十九日付總督令

一九二五年に至つて、五〇、〇〇〇陌以上の土地の拂下要求が起つたので、前記の一九一三年總督令は、之を正確にし且つ補足する必要が生じた。總督府は、地方的法規間に缺けてゐる必要缺くべからざる統一を實現しなければならなくなつた。

即ち一九一三年の總督令は、原則を規定せらるにとどまつてゐて、これが適用の裁決は、地方廳の自由裁量に任されてゐたために、地方的法規は違つた意味に用ひられて、その間、幾多の相違や矛盾を生じた。

一九二六年九月十九日付總督令は、これらの缺陷を是正したものである。

領土の所有者たる植民地は、公共の利益を最もよく充足する方法及び條件に於てのみその官有地を拂下げる義務がある。

植民地は、この名義に於て、土民の現在及び未來にとつて、必要な權利並に地域を保留し、正規の治水制度の維持のために必要な森林地帯の保存を保證しなければならない。更に、企業に對しては、植民に適する地方のみを公開して、企業そのものを保護しなければならぬ。本總督令は、この意味に於て、當領の組織的踏査、即ち、後の法規に再認された植民計畫の最初の綱領を規定せるものであつた。

植民地は、拂下に等しき収入を得べきものなるが故に、有償にあらざる讓渡には同意すべきでない。又、示談による取引は、政府に對して不都合や疑惑の原因を作るものなるが故に、この方法は斥けられて、競賣法の原則が二つの例外附で採用された。例外の第一は、重要性又は公益性を有する特別企業に關し、第二は最初の申請人に對して増價競賣の特權を與ふるにあつた。

次に、申請人にして、必要な擔保を提供せざる場合は、コンセッションを拂渡さずとの權利が、當局者に與へられた。それ故、申請人は、政府の前以つて定めたるアグレマンに支配され、申請人は讓渡される土地の開發に必要缺くべからざるものと認められたる資本を用意する能力あることを證明しなければならない。この出資額は、地方により、又企業の性質によつて豫め定められ得る。斯様にして、コンセッション拂受人の資格として、財政的能力の原則が採用されるに至つた。

次に、植民地は、官有地を常に僅少の代價をもつて拂下げ、實際の投資は、これを諸企業に負擔せしめる。然るに、植民地は、國の經濟的設備の増大によつて、必然的に企業の價格約上げに協力する。それ故に、植民地が、これらの企業の収益へ参加することは正當である。一九二六年の總督令は、かかる見地に基いて、賣上高の二%の從價生産税 *Ad valorem* を制定することによつて、以

上の原則の適用を始めて試みるに至つた。しかしながら、小植民及び中植民は、これを獎勵する必要ありといふ名義で、叙上の處置を免除され、三〇〇陌までは、無償で讓渡されるものとされた。

以上の諸方法の適用は、特に、大企業について、多數の技術的、金融的、政治的諸問題の研究、並に、種々な利害の調停に關する研究を必要たらしめた。この利害の調停の問題は、その地方的特質にも拘らず、高い見地から判斷されなければならない。そのため、歐人農業と土人農業より選出された代表者と政府の關係部局長より構成される植民中央委員會が制定され、聯邦各國内には、右と同一の構成原則に立つて、地方委員會が設立された。

一九二八年十一月四日大統領令

(一) 一般的規定——本大統領令は、一九一三年十二月廿七日付の總督令によつて制定された官有私地に關する都會地と農村地との間の區別を保留した。而して、本令に於ては、農村官有地の所有權の拂下げ、又は利益權の拂下げに關する規定のみを取扱ひ、都會地の附與に關する規定は、政府の委員會によつて承認されたる一般的、又は、地方的命令に委かされた。農村地にあつては、有償コンセッションが通例と認められ、無償コンセッションはむしろ例外として取扱はれた。無償コンセッションは、佛人又は土人の小植民を便ならしめる目的の下に、最大限三〇〇陌を限つて讓渡される。

印度支那の各邦に對しては、州毎に、又は、大地方毎に、植民綱領の設定さるべきことが決定された。これらの綱領は、土民のために保留せらるべき地域、植民のために公開せらるべき地域、植民のために公開されざる地域、再植林のために保留せらるべき地域を決定する。

これらの綱領は、又、總督、地方長官によつて制定される植民委員會の意見に従つて定められる。而して、この委員會は、佛國人及び土人の植民者の三分の一、總督府及び關係部代表者三分の二をもつて構成され、コンセッション制度及びコンセッション拂下げに關する一切の問題を審議する機關である。

(二) コンセションの附與條件——コンセション拂受けの有資格者は、フランス市民、籍民、又は、保護民に限られる。拂受人が會社の場合は、その本社がフランス領土又は保護國領土内にあることを要す。會社の株主、取締役、支配人等の過半数及び社員も亦佛國市民、籍民又は保護民たることを要す。

コンセションは、有償コンセションの場合にあつても、常に假コンセションの名目の下になされ、土地開發が一定期間内に、政府の入札心得書記載條項に合致せるものと公式に認められて、始めて、確定的なものとなる。

コンセション拂受人は、假コンセション期間中は、政府のアグレマンなくしてはその權利を讓渡し得ない。
コンセション附與條件は左の如くである。

(イ) 四、〇〇〇陌以上のコンセションに對しては、コンセション委員會の申告の後、總督府會議に於ける總督の提議、及び植民大臣の報告に基づく大統領令によつて附與せらる。

(ロ) 一、〇〇〇陌乃至四、〇〇〇陌のコンセションに對しては、總督府會議に諮問せられたる後、總督令によつて附與せらる。

(ハ) 一、〇〇〇陌以下のコンセションに對しては、植民地會議又は保護領會議に諮問せられたる後、地方行政長官布告によつて許可せらる。

以上定むるところの地積の限界は、同一の個人、又は、會社により申請され、又は、既に取得されたる土地全體に亘つて、適用されるものである。

印度支那に住所を選定したる申請人は、個人、又は、會社について要求されてある國籍條件を充足せるものと考へられる。

申請人は、かれらの企業の目的、請願地の面積及び區劃を申告し、財政能力の適格者なることを示し、適用布告によつて定められたる豫納金を國庫に納めねばならない。

これらの申込は、官報に公布され、關係各州に掲示される。次いで政府の調査が實行され、若し、價値ありと認めらるる何等の障

害も起らざる時は、最短期間二箇月經つてから競賣が行はれる。

若し、第一の申請者が、競賣に應じて、五日以内に最高云ひ値の五分の一の増價競賣を申し出るならば、増價競賣の特權は、この第一申請者に保留される。

讓渡の認可の諸條件は、入札心得書をもつて定めらる。この入札心得書は、特別の場合の特別條項の外に、土人を使用する權利を強制し、勤勞者の衛生豫防の方法をも規定しなければならぬ。コンセション拂受人は、かれが失格者とならぬためには、かれに課せられたる義務を一定期間内に果たす必要がある。

尙ほ、十一月四日の大統領令は、植民地の企業収益への參加の原則をも認めてゐる。

(三) 開發と確定コンセション——所有權の確定資格は、コンセション拂受人が諸規定及び入札心得書の課する諸義務を果たせる場合に限り附與せられる。

開發が豫定期間中に行はれざる場合は、不耕作地の一部は、拂込額の還附により政府に取戻される。ただ、この返還額は、處罰の名目をもつて、拂込額の十三分の三乃至十五分の五の賠償金を控除される。しかし、公正證明の委員會が、事情を斟酌して、當局によつて與へられたる豫定期限の延長を提議することを得る。

假コンセション決定の問題に關聯して惹起される一切の紛議は、行政裁判所の管轄に屬す。

(四) 特別規定——ミヌオン族及びモイ族の居住する地方では、耕作方法は、一般に焼畑 *brûle* が行はれてゐる。この方法は極めて長期の耕作休止期間を要するのみならず、これらの住民の使用に適する地域は廣大なるを要する。それ故、本大統領令は、これらの地方に對しては、コンセションの確定的讓渡を許さず、即ち所有權の拂下げを認めずして、ただ利益權の拂下げのみを許した。この利益權は、示談に基づいて契約されたる貸貸條件に従つて、申請者に貸貸せられる。

一九二八年十一月四日大統領令の適用令

(一) 一般的规定——一九二八年十一月四日大統領令の適用は、其の後、多數の理事官長令、王室令、總督令等によつて、聯邦各國へ適用された。これらの適用令は、申請者の果すべき手続きを規定し、大統領令によつて決定されたる限界内に於けるそれぞれの權利義務を明確ならしめたものである。

その中、特に、注意せらるべき適用規定を擧ぐれば、左の如くである。

一九二八年大統領令によつて規定された植民地の企業収益への参加原則は、一九二九年二月二十八日總督の通牒により、大統領令第廿四條の適用方法として採用された。それによると、申請者が株式會社の場合は、入札心得書は、發起人の二十分の一まで、又は發行株數の二%まで植民地政府の参加を認める特權を記載すべきものなることを規定した。若し、それが増資の場合には、植民地の参加資格は、最初に定められたると同一の條件に於いて附與せられねばならない。

申請者が個人、又は、既に設立せられた會社なる場合は、申請者は、その企業に對して強制的に賦課金を課せられる。この賦課金は假コンセンシンの認可されたる後、總ての農園が開發される時より、左の條件によつて徵集せられる。即ち、

一年作の場合には、入札心得書記載の開發年度の翌年度より徵集される。

多年作の場合には、護謨は六年乃至八年、コアラは五年乃至六年、珈琲及び茶は三年乃至四年後に徵集される。

この賦課金は、最初の二年度に於ては三分の一、次の二年度に於ては二分の一、五・六年度に於ては四分の三と云ふ具合に累進的に徵集せらる。

賦課金の基礎標準は灌木栽培の場合は、苗木千本當り、一年作の場合は、陌當り、牧畜コンセンシンの場合は、家畜十頭當り、これらの商品化する平均生産物量又はこれら生産物の年平均相場に基づいて課される。

交趾支那に於て採用せられた一九三一年五月二十九日の總督令は、賦課金設立の基礎として陌當り生産キログラムを用ひた。即ち、

護謨 樹——赤土帯に於ては、樹液三五〇キログラム。灰土帯に於ては、同じく二七〇キログラム。

甘 蔗——莖三三〇、〇〇〇キログラム。

珈 琲 樹——販賣珈琲四〇〇キログラム。

カボック——纖維二〇〇キログラム。

油性檳榔樹——油六〇〇キログラム。

煙 草——乾煙草四〇〇キログラム。

以上のキログラムを單位として賦課金が課せられるわけである。

最後に米田に變形される目的の下に拂下げられたコンセンシンに對しては、賦課金の徵集は、一九一〇年十月十三日總督令によつて定められた課税目録記載米田税目の最低數字に従つて計算される。

(二) コンセンシン申請者に課される經費及び豫納金——交趾支那に於ては、地方豫算のために、陌當り、一二比弗の請負費を納めねばならぬ。この請負費には、籽當り〇・一二比弗の運賃、又は、一時間當り五比弗の河川運賃が附加される。

交趾支那以外の國では、請負費は左の如く設定せられた。

コンセンシン測量費、境界區劃費——これらの作業は原則として申請者の監督の下に行はれるが、例外として、地籍圖によつてのみ行はれる場合がある。

この場合採用される料金は平均左の如くであつた。

(イ) コンセンシン測量費——地區の測量の難易に應じて陌當り一比弗乃至二比弗。

(ロ) 境界區劃費——技師日當、一三比弗乃至一五比弗。 技術エージェント日當、五比弗乃至六比弗。

測量師日當、三比弗乃至四比弗。 製圖師日當、二比弗乃至二・五比弗。

(ハ) 材料費、運賃、荊棘清除費は申請者の負擔である。

(三) 政府の調査費——揭示費として三比弗乃至二〇比弗。區劃の審査及び官有財産の決定的検査のための現地調査は、現地調査費として運賃及び出張費を含み、それは、ヨーロッパ人官吏一人日當、五比弗乃至八比弗。土人官吏一人日當、二比弗乃至五比弗。

(四) 植民委員會——一九二九年二月廿八日の總督令は、十一月四日大統領令第四條に基づき、植民中央委員會を制定した。右中央委員會は、總務長官の主宰の下に、財務部、公務部、衛生部、登録部の各部長、集會場所に於ける農業會議所議長、最高經濟會議の佛人委員及び土人委員各二名をもつて構成され、農業・牧畜・森林總監が主報告者である。

地方委員會は、第一級民政部理事の主宰下に、衛生課、公務課、登録課、農務課の各課長、農業會議所議長、同佛人所員及び土人所員各一名、諮問會議の佛人及び土人の植民者各一名をもつて構成され、コンセッション局長官が主報告者である。

これら委員會の職能は、コンセッションの規定、入札心得書規定、價額早見取表の規定、拂込期間及び開發期間の延期規定等の全問題の審議決定を目的とする。就中、大統領令第四條規定の植民綱領の設定に責任を負ふものである。

(五) 植民綱領——一九二九年三月廿六日の總督通牒は、この綱領を精細に決定した。この綱領は次の二部分を實行に移すものである。

(イ) 植民に使用せざる地方の決定、即ち完全に開拓された地方、未だ占有されず課税されざる地方(モイ族居住の奥地)、遠距離又は近づき得ぬ地域で、その經營が行政的障害を伴ふ地域。植林された地域、土人のために保留された地域等の決定である。綱領の第一部は、既に聯邦各國に於て完成を見た。

(ロ) 一九二八年十一月四日大統領令第四條により決定されたる植民に公開されたる各種地帯の決定。即ち、佛人又は土人の小植民に保留されたる地帯、新しき勞働力に開放された地帯。換言すれば、現住土人の集團の存在と發展に必要な地帯、地價の正確なる評價に基づいて競賣により分割され且つ譲渡されることを要する地帯。

(六) 財政的能力——これは、十一月四日大統領令の規定せる原則の適用にして、各申請者が證明せねばならぬ財政的能力は、聯

邦各國に於て各種命令によつて、陌當り土地開發に要する資本を決定した。

それは、耕作栽培の性質及び種類によつて相違する。左表は、一九三〇年までに採用されたる所要資本額見取表である。

東京 牧場		東 埔 業	
一年作又は季節作	五〇〇	低地又は米田	一〇比弗
多年作	五〇〇	草叢地	一五〇
安南 牧場	一〇〇	森林地	一八〇
一年作又は季節作	一五〇	赤土	一〇〇
茶園及び珈琲園	一八〇	灰色土	八〇
護謨園	一六〇	其他	五〇
其他多年作	一二〇	老 搦	
交趾支那		牧場	二五〇
草叢地	五〇	一年作	五〇
森林地	七五	茶又は珈琲	九〇〇
灌漑地	九〇	護謨	七〇〇
赤土	六〇〇	其他	六〇〇
灰色土	四〇〇		

三 主要農産物の生産及び輸出

(一) 主要農産物一般

當領産出の主要農産物は左の如くである。

米、玉蜀黍、護謨、甘蔗、古々椰子、茶、煙草、落花生、蓖麻、胡麻、胡椒、カボック、珈琲、漆、棉花、繭、麻。

以上は、土人消費用として、輸出品として、それぞれ重要性をもつが、これを生産及び輸出の観点からすれば、米、玉蜀黍及び護謨の三品が斷然他を歴してゐる。一九三七年の輸出總額中、以上の三品だけで、約七八%を占めてゐる。

しかしながら、玉蜀黍及び護謨は、主として、佛領以後に發展を見たもので、その將來性は、兎も角、現在のところでは、米及びその副産物の生産及び輸出が、當領農産物の首位を占むるとともに、前記の如く土人經濟の中樞をなしてゐる。

米の生産は、全農業生産高の四分の三を占め、農産物輸出價格の七分の六を算してゐる。(但し一九三五年上半期の比較) 米作面積は、約五、〇〇〇、〇〇〇陌乃至六、〇〇〇、〇〇〇陌に達し、最も重要な中心地は、交趾支那の二、三〇〇、〇〇〇陌、東京の一、二〇〇、〇〇〇陌にして、柬埔寨及び安南が之に次いでゐる。人口稀薄で雨季の唯一度しかない南部地方に於ては、一毛作に限られ、收穫の時期は、地方により著しく異つてゐる。冬季にも降雨を見、且つ勞働力豊富なる北部地方では、二毛作が行はれてゐる。

玉蜀黍は、米を除けば、最も重要な食用作物である。生産高は最近數年に亘つて著しく増加した。土人自身が耕作してゐる食用作物としては、甘藷の外、里芋、やまいも等の生産も行はれ、東京及び安南に於ては、馬鈴薯、豌豆、ア



東京デルタの農村風景

(東京ハナン州のシ・ネ北部。片岩質の低地を流るゝはボイ河。北端を谷谷で切られた石灰山嶺が聳え立つてゐる。河の兩岸平地に點々と黒く見えるはコーヒーのプランテーションである。)

スパラガス等の歐風の野菜も若干培養されてゐる。

甘蔗は、自家用消費又は砂糖蒸溜の目的で、隨所に栽培されてゐる。けれども、當領に於ては、領内消費にも不足してゐる。茶は、安南人によつて古くから栽培されて來たが、大部分は地方で消費され、若干部分が支那へ輸出され、支那茶の調製に用ひられてゐた。最近數年間に、交趾支那の赤色玄武岩の土地に設立された二、三の茶の大プランテーションに於て、その産額と品質がジャヴァ又はセイロンのそれに優らずとも劣らぬ高級品がでることが立證された。けれども、低い傾斜地に於ける土人プランテーションから産出され、調製に葉を用ふる茶は、工業過程としては採算がとれないことが判つた。

珈琲は、佛人栽植企業家によつて佛印に紹介されたものであるが、全印度支那に栽培し得られる。生産は、既に、相當量に達したが、その殆んど全部が國內で消費されてゐる。胡椒は、柬埔寨と交趾支那

に於て、主として華僑によつて栽培されてゐる。

佛印で栽培されてゐる主要な纖維植物は、棉花、黄麻、苧麻、大麻等である。東埔寨の棉花は、機業家の間に名聲を博してゐる。その生産は、悉く國內消費に當てられてをり、婦人は自家用に紡いだり織つたりしてゐる。殊に、貧困な地方では、この手工業は副業として重要な意義をもつてゐる。東埔寨の「赤色土」地帯に、最近大規模な棉花栽培が試みられたが、これは失敗に終つた。東京と北部安南に於ては黄麻が栽培されてゐるが少量に過ぎない。

薑薯は頗る廣汎に行はれてゐる。大部分の生糸は、國內に於て自家用織物として消費されるが、安南及び東京に於ては、歐人の紡績工場によつて若干の繭が消化されてゐる。

食用油と工業用油とは非常に種類が多く、前途有望とされてゐる。コブラは安南と交趾支那から輸出されてゐる。第一次大戦中には、大量の蓖麻子油が生産された。土人はまた落花生や胡麻を栽培してゐる。

佛人植民者が主力を注いでゐる糖業は、南米アマゾン河流域より移植せるヘヴェア種にして、これは、一九〇〇年に當領に輸入されて、今日では、馬來半島やジャヴァに劣らぬ好成绩を擧げてゐる。「赤色土」の地域に於ては、特に、大なる産額を見てゐる。その他、土人の栽培に屬する煙草、藥用植物、香料等も無視出來ない。漆は多量に輸出されてゐる。

印度支那統計年報 (Annuaire Statistique de l'Indochine 1936-37) によつて、一九三七年度の主要農産物の栽培面積及び收穫量を示せば左表の如くである。

主要農産物栽培面積及び收穫量(一九三七年度)

(單位「面積」一、〇〇〇〇〇畝、「收穫量」一、〇〇〇〇〇噸)

作物名	栽培面積	收穫量
米 (秈)	五、〇〇〇	七、〇〇〇
玉蜀黍 (粒)	五〇〇	六〇〇
珈琲 (豆)	一〇	二・五
茶 (葉)	二〇	一五 ⁽²⁾
護謨 (クレープ、ラテックス等)	一二七	五〇
煙草 (葉)	二二	一五
甘蔗 (黒糖、白糖)	四〇	六〇
棉花 (綠綿)	一五	一・二
カボック (種子板カボック)	四	三
黄麻 (梳麻)	〇・二	〇・一
古々椰子 (コブラ)	三〇	三〇
落花生 (落花生子)	一五	一二
胡麻 (胡麻子)	四	三・五
蓖麻 (蓖麻子)	四	五
胡椒 (粒)	一・五	三・五
漆	七	二・五

養蠶(繭)

三(3)

〇・二

- (1) 年平均概数、收穫量には年々大なる變化あり。
- (2) 内、三五噸が歐人農園收穫量(南洋年鑑第三回版三五八頁参照)
- (3) 桑栽培面積

これを前年度に比較すれば(本統計年報では、累年の比較数字は與へられてゐない)、護謨、煙草、カボック、黃麻、古々椰子は、栽培面積も生産量も増加し、棉花、及び漆に於ては、收穫量の若干の増加を見た。農産物生産は、天候の條件に強く影響されるから、正確な統計は得られないのであるが、政府の部分的發表数字によれば、一九三八年は、米の生産の減退を除いて、他は順調な發展を見た模様である。

次に、同じ統計年報によつて、一九三五、三六、三七年に於ける主要農産物輸出量を示せば左の如くである。

主要農産物種別輸出量

(單位一噸)

	一九三五	一九三六	一九三七
米及び副産物(主として白米)	一、七六六、〇〇〇	一、七八一、〇〇〇	一、五四七、〇〇〇
玉蜀黍	四一七、〇〇〇	四七六、〇〇〇	五七五、〇〇〇
珈琲	九八七	四四一	四二二
茶	一、一六八	一、三〇六	一、九八三
護謨(生ゴム)	二九、二七八	四一、三一四	四五、一三七

	一九三五	一九三六	一九三七
實綿	五二九	二七四	七五六
緑綿	一九六	九九	一三二
カボック(穀粒)	一、六四〇	一、〇六七	一、一七九
種子拔カボック	二、四四六	三、〇七四	三、一八三
コブラ	一一、一二九	一〇、六八一	一一、一二五
落花生	三九二	一、四三八	三、七六〇
落花生油	二二〇	二五三	一五八
胡麻(胡麻子)	三八五	九六〇	六四〇
胡椒	三、四三四	三、九〇二	三、八五一
漆	一、六〇四	一、九三三	一、七一八
肉桂(樹皮)	一、〇七二	一、四二一	一、三二二
マニホット	七四一	二、五三五	一一、一二九
マニホット粉	二六七	七三四	一、九三三
隠元豆及び味豆	一、一一九	五八七	一、九一九
大茴香	二六七	六三六	三六二
大茴香精油	九七	一〇〇	二一六

(1) 一九三七年度は推定数字

(〔印度支那統計年報〕一〇〇頁)

前表及び、右表の比較で判る如く、主要農産物は、煙草、甘蔗、黄麻、繭等を除いて、多少とも輸出されてゐる。この農産物輸出価格は、輸出総額のほぼ三分の二を占めてゐるのである。三ヶ年の動向を見ると、玉蜀黍、護謨、茶、カボック、落花生、マニホット、隠元豆、大茴香精油等の輸出が増加し、米、コブラ、落花生油、繰綿が減少してゐる。一九三八年には米の輸出の著しい減退を記録した。これは、不作による生産の減退の外に、支那事變の影響による。以上の主要農産物中、特に重要なものは、米と護謨とである。前者は、土人農業の根幹であり、後者は、佛人農業の根幹である。ともに、輸出品として重要性をもつのみならず、その經營方法に於ても著しき対象をなしてゐる。従つて、次に、右二品につき、その種類、性質、栽培面積、收穫量、販賣組織、國內消費量等々につき、やや詳しく述ぶるであらう。

(二) 米

前記の如く、當領米の主要産地は、北方紅河の下流に形成されてゐる東京平野と、南方メコン河の流域に展開されてゐる交趾支那の大平原である。前者に産出される米は、東貢米と呼ばれ、後者のそれは西貢米と呼ばれる。當領を代表する輸出米は、後者即ち西貢米にして、これは、一般に、交趾支那米とも云はれる。

印度支那米の國際的地位を示せば、一九二六年乃至一九三〇年の年平均キントルに於て、印度支那は、世界米生産國の第四位となつてゐる。(但し米産國たる支那の生産量は不明であり、緬甸は、英領印度に含まれてゐるものと考へられる。)

第一 英領 印度	四七八,〇〇〇 (キントル)	第二 日 本	一一〇,〇〇〇 (キントル)
第三 蘭 印	七〇,〇〇〇,〇〇〇	第四 佛 印	六三,〇〇〇,〇〇〇
第五 泰 國	四四,〇〇〇,〇〇〇	第六 朝 鮮	二八,〇〇〇,〇〇〇

第七 比 律 賓……………二二,〇〇〇,〇〇〇

(A. Agard : L'Union Indochinoise Française Indochine Orientale. 1935. P. 63)

同じ年度に於ける麥の大生産國の比較に於ては、第一、北米合衆國、第二、ソヴェエツト・ロシア、第三、加奈陀、第四、英領印度、第五がフランスにして、フランスの産麥量七三、〇〇〇、〇〇〇キントル。従つて、佛印の産麥量は、佛本國の産麥量の約八六%に當つてゐる。

一 産米の種類及び性質

(イ) 印度支那米、特に、西貢米をその形態及び品質上から分類すれば左の四種類となる。

ヴァインロン米——長粒にして外相が貧弱なため、産額は多いが輸出に適さない。

ゴコン米——丸粒で品質は優良であるが産出量は少ない。主として、歐洲向輸出に當てられ、一見、日本米に似てゐる。

バイショール米——ヴァインロン米より長粒で且つ碎け易く、主として土民及び華僑等の消費に用ひられる。

バクリュー米——現在、長粒米の代表品にして、輸出品として定評ある米



水牛を用ふる水田の犁耕 (東京)

である。

(ロ) 次に、産地の地理的事情によつて左の三種に分類される。

水稻—低地米又は河米とも稱し、粘土からなる砂土性の澤地に良く發育し、攝氏二十度乃至三十度の不變的氣温の熱帶的氣候の土地に於て最もよく成育する。最も重要な米種である。米粒形状には色々あり、その形状性質によつても種々なる分類が行はれる。早稲中に早生、晩生の區別あり、早生種は三ヶ月稲又は四ヶ月稲の別名があつて、播種後、三ヶ月乃至四ヶ月にして成熟する。概ね、土人は貯穀觀念乏しきため、當面の急に應ずる目的にて作るもの多く、作付は餘り多くない。

陸稻—高地米又は山地米とも呼ばれ、又乾米とも云はれる。海拔一千米乃至一千五百米の高地に發生する點に於て、本質的に前記の水稻と種類を異にしてゐる。しかし、乾地にも濕地にもともによく發育し、耕作中、多少とも、規則正しく降る雨水のみを受くる以外には、殆んど灌溉の道なき高地を好む。米粒は、低地米に比し、稍々小粒であるが、硬さや緻密さはそれに優るものがある。收穫量も水稻に比して三分の一方多く、粃、玄米いづれも水稻より貯藏に堪える性質をもつてゐる。

浮稻—交趾支那北部の低濕地方で耕作され、別名鵜米とも云はれる。安南人の侵入後、安南漁夫が携へ來つて植付けたものが、交趾支那に於ける起源として傳へられてゐる。本種は、其の始源地によつて察せられる如く、洪水の氾濫地に發育し、而もその野生的性質を失はず、耕作は至つて手軽で、何等の勞作を要せず、其の耕田の如きも、鋤耕の要なく、單に、雜草を芟除するだけで充分である。鵜米の別名あるは、炊煮の際、粘着性著しきためであつて、米粒は、陸米と同様に芒多く、其の形は楕圓で細長く、陸米より稍々大きく、その重量も亦多い。浮稻は、一年の大部分水浸しになつてゐる低濕地方に於ける唯一の耕作米である。水稻の移植法によるに反して、浮米は直播で足り、收穫量は普通水稻より多い。

(ハ) 最後に、季節的事情によつても亦三種に分類される。

早稻—四月末に播種され、九月乃至十月に收穫される。高地田に多く、地方的消費用として用ひられる優良米である。

季稻—六月乃至七月に播種され、十二月若しくは翌年一月に收穫される。盆地田に耕作が盛んであつて、その品質は輸出来として優秀である。

晚稻—六月又は七月に播種され、一月乃至二月、時には四月に收穫される。一般に、最も多く耕作され、收穫高も多いので、輸出米の大半を占めてゐる。

右の外、東京及び北部安南に、所謂二期米がある。此の地方は、一月乃至二月の乾季中に、恰度、日本の梅雨の如きじめじめした現象が起る。従つて、乾季にも米作が可能となり、翌年五月、再び收穫が行はれる。土民は、十月米に對して、これを五月米と呼んでゐる。前者は、十月又は十一月、後者は、五月又は六月に收穫されるので二期米と呼ばれる。

以上の分類は、何等植物學上の變種的區別によるものではなく、その間の差別は殆んど判斷に苦しむ程僅かなもので、同一種のものながら、單に、地方的稱呼を異にせる場合もあり、これを一々區別すれば、品種五百種以上に達すると云はれる。

(ニ) 印度支那米の營養素は、西貢白米及び東京白米に於ては、日本内地米に比し蛋白質の含有量が少ないが、水分を多く含んでゐるから、乾燥物質中に於て、内地の白米に劣らないと云はれる。然し、脂肪分の少いため味は劣り、且つ營養としては効果の殆んど無い纖維素を多く含むので、それだけ、營養價少なく、水分の含有量が多い結果、同容積の白米と比較するならば、内地白米より營養價が少ないと見られてゐる。左表はそれを示す。

印度支那米の營養價

(單位—百分比)

水	分	無砂搗白米	混砂搗白米	サイゴン白米	トンキン白米	内地白米	サイゴン玄米	トンキン玄米
水	分	二二・九	一四・三	一八・七	一七・〇	一四・五	一三・七	一三・七
澱粉		六六・九	五五・七	七二・五	七三・八	七二・三	七三・五	七五・〇

含窒素物(蛋白質として)	脂 肪	織 維 質	鐵 物 質	乾物質百分比			
				澱 粉	含 窒 素 物	脂 肪	織 維 質
七・七三	〇・七	〇・五	〇・七	八九・三	八・七	〇・八七	〇・六六
八・七	〇・六	〇・九	〇・四	八八・四	九・九	〇・五五	〇・六
七・八	〇・三	〇・五	〇・四	八八・九	九・七	〇・四三	〇・六
七・六三	〇・五	〇・三	〇・五	八八・九	九・七	〇・四三	〇・六
八・四	〇・四	〇・五	〇・四	八八・七	八・八	〇・六五	〇・六
八・四	〇・三	〇・四	〇・三	八三・七	九・八	二・八	一・七
八・四	〇・三	〇・四	〇・三	八四・六	九・七	二・四	一・七
七・六	〇・三	〇・四	〇・三	八五・五	八・七	二・四	一・七

(註) 古口賢治「南洋之米」一四八—一四九頁、東亞「佛領印度支那篇」九六頁。

二 水田の種類

- (イ) 高地田——土壤は、一般に良質であるが、高地のため灌漑に困る。そのため、特殊の畔を築いて、雨水、用水の流出を防いでゐる。印度支那水田の大部分は、高地田に屬し、交趾支那では、米田の七三%、東京及び北部安南では六五%、東埔寨では九一%、北部を除く安南地方では五〇%、はこの高地田から成る。
- (ロ) 盆地田——河川流域の盆地に多いが、河川の氾濫による水害の危険もある。中部交趾支那のメコン河及びバザック沿岸地方に多い。これは、交趾支那水田の一七%を占めてゐる。
- (ハ) 低地田——高地田、盆地田は、その地理的事情により、雨季に耕作されるが、低地田は、デルタ地方に多いため、雨季に侵

水の危険が多い。故に、乾季中に耕作され、安南曆五月に收穫が行はれる。

(ニ) 二期米田——總てが灌漑水田であり、二期米を耕作するをもつてかく呼ばれる。この水田は東京及び北部安南に多い。

(ホ) 浮稲田——印度支那南部に多く、浮稲を耕作する。東埔寨水田の九%、交趾支那水田の一〇%は之に屬する。

三 米田面積

(イ) 佛印總面積に對する米田面積の比率並びに、その地方別比率は左表の如くである。

米田面積 (一〇〇〇隔)	總面積 (平方浬)	總面積對米田面積 (百分比)	米田面積	
			面積	比率
東京	一一、二〇〇	一一、四三五	一〇%	
安南	八〇〇	一四七、六〇八	五%	
交趾支那	二、三〇〇	六四、七四三	三五%	
東埔寨	八〇〇	一八一、〇三五	四%	
老撾	四〇〇	二三一、四〇〇	一%	
合計及び平均	五、五〇〇	七四二、二二一	七%	

(南洋年鑑「第三回版三八八頁」)



メコン・デルタに於ける苗代の勞働

以上によつて、印度支那總面積七四二、二二一平方軒の約七%が米田にして、交趾支那に於ては、同領面積六四、七四三平方軒の約三五%が米田に充てられ、東京では、その一〇%が米田に充てられてゐることが判る。
 一般に、印度支那米と云へば、西貢米が聯想される。西貢米を産出する交趾支那の米田面積が、同領總面積の三五%を占めてゐる點によつて、その譯が首肯されるであらう。

(ロ) 次に一九三一年以降の米田面積の發展推移を示せば、左表の如くである。

米田植付面積の推移

(單位—一、〇〇〇陌)

	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	全印度支那
一九三一—三二	九二六	六一五	一九九六	四七〇	一、二九六	五、三〇三
一九三二—三三	九六九	六八一	二、〇五〇	四六〇	一、二〇五	五、三六五
一九三三—三四	九五九	六一七	二、〇〇〇	四六一	一、三四一	五、三七八
一九三四—三五	九三二	七一〇	二、〇六四	四一三	一、二二三	五、三三二

(東亞「佛領印度支那篇」九三頁)

右は、International institute of agriculture : - International Yearbook of Agricultural Statistics, 1935, P. 203 からの引用であつて、その總面積に於て、交趾支那と東埔寨とが前記の表よりは少ない計算になつてゐる。しかし、いづれにしても、最近数年間の米田面積は、一向に、増加してをらず國によつてはむしろ減つてゐる。これは、經濟恐慌が、土人の基礎薄弱な米作農業を如何に脅威したかを示すものである。これについては、後述する米價や米の收穫高に於ても、同様なことが云はれる。試みに、右の米田總面積を日本のそれと比較すれば左表の如くである。

日本及び印度支那米田面積の比較

(單位—一、〇〇〇陌)

印度支那	日本	平均
一九二六—二七	一九三〇—三二	一九三一—三二
五、四一四	五、三〇三	五、三六五
三、一六八	三、二二二	三、二三一
		三、一四七

(同前)

四 米田の所有關係

農村人口、二、一七九、五六〇人の面積規模別土地所有の關係は左表の如くである。

面積別土地所有者の配分比 (一九三〇年)

東 京 1	安 南 1	交 趾 支 那 2	東埔寨 3			計
			米田 2	シヤムカル 4	田 2	
九六、五〇〇	六四、七〇〇	一八三、〇〇〇	一八五、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇七、〇〇〇	一〇〇%
九二、三%	九二、五%	七二、七%	八八、五%	九二、五%	九四、三%	一〇〇%
一七、五〇〇	八、九〇〇	五、七五〇	二、四、五〇〇	五〇〇	二、六、九〇〇	一〇〇%
一、八%	一、三%	二、五八%	一、二五%	〇、五%	五、三%	一〇〇%
一〇、〇三%	〇、〇〇八%	二、五五%	〇、〇八%	—	〇、三%	一〇〇%
六四、一〇〇	六、五、六五〇	三、五、〇〇〇	三、九、七〇〇	六、〇〇〇	二、七九、五〇〇	一〇〇%

(註) 1、東京・安南は高地地方を含まず。

2、交趾支那は中部及び西部諸州のみを含む。